

有価証券報告書

計算期間 自 平成19年1月1日
(第11期) 至 平成19年6月30日

1. 本ファイルは証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 [EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)]を利用して金融庁に提出した同法第24条第5項において準用された同条第1項に基づく有価証券報告書の記載事項を、PDF (Portable Document Format) ファイルとして作成したものであります。EDINETによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当投資法人ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。
2. 本ファイルはその変換直前のワードプロセッサファイルに目次及び頁を付してPDF化したものであります。

日本プライムリアルティ投資法人
(12605)

目 次

	頁
表紙	
第一部 ファンド情報	1
第1 ファンドの状況	1
1 投資法人の概況	1
(1) 主要な経営指標等の推移	1
(2) 投資法人の目的及び基本的性格	10
(3) 投資法人の仕組み	12
(4) 投資法人の機構	20
(5) 投資法人の出資総額	26
(6) 主要な投資主の状況	27
2 投資方針	29
(1) 投資方針	29
(2) 投資対象	37
(3) 分配方針	38
(4) 投資制限	39
3 投資リスク	41
4 手数料等及び税金	57
(1) 申込手数料	57
(2) 買戻し手数料	57
(3) 管理報酬等	57
(4) その他の手数料等	68
(5) 課税上の取扱い	68
5 運用状況	72
(1) 投資状況	72
(2) 投資資産	74
① 投資有価証券の主要銘柄	74
② 投資不動産物件	75
③ その他投資資産の主要なもの	137
(3) 運用実績	138
① 純資産等の推移	138
② 分配の推移	139
③ 自己資本利益率（収益率）の推移	139
第二部 投資法人の詳細情報	140
第1 投資法人の追加情報	140
1 投資法人の沿革	140
2 役員の状況	141
3 その他	141
第2 手続等	152
1 申込（販売）手続等	152
2 買戻し手続等	152

第3	管理及び運営	153
1	資産管理等の概要	153
(1)	資産の評価	153
(2)	保管	154
(3)	存続期間	155
(4)	計算期間	155
(5)	その他	155
2	利害関係人との取引制限	162
3	投資主・投資法人債権者の権利	165
第4	関係法人の状況	170
1	資産運用会社の概況	170
(1)	名称、資本金の額及び事業の内容	170
(2)	運用体制	172
(3)	大株主の状況	172
(4)	役員の状況	173
(5)	事業の内容及び営業の概況	176
2	その他の関係法人の概況	177
(1)	名称、資本金の額及び事業の内容	177
(2)	関係業務の概要	177
(3)	資本関係	177
第5	投資法人の経理状況	180
1	財務諸表	181
(1)	貸借対照表	181
(2)	損益計算書	183
(3)	投資主資本等変動計算書	184
(4)	金銭の分配に係る計算書	185
(5)	キャッシュ・フロー計算書	186
(6)	附属明細表	197
2	投資法人の現況	204
	純資産額計算書	204
第6	販売及び買戻しの実績	205
第7	参考情報	206

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月27日
【計算期間】	第11期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)
【発行者名】	日本プライムリアルティ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 金子 博人
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目9番9号
【事務連絡者氏名】	株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジ メント 取締役財務部長 古屋 康夫
【連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目9番9号
【電話番号】	03-3231-1051
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

a. 主要な経営指標等の推移

期別 日数	第2期 (平成14年 12月期)	第3期 (平成15年 6月期)	第4期 (平成15年 12月期)	第5期 (平成16年 6月期)	第6期 (平成16年 12月期)
	184日	181日	184日	182日	184日
営業成績					
営業収益 (百万円)	4,972	5,264	6,421	6,790	7,685
うち不動産賃貸事業収益 (百万円)	4,972	5,264	6,250	6,790	7,685
うち不動産等売却益 (百万円)	—	—	170	—	—
うち受取配当金 (百万円)	—	—	—	—	—
営業費用 (百万円)	2,684	3,018	3,487	3,729	4,216
うち不動産賃貸事業費用 (百万円)	2,307	2,553	2,996	3,268	3,672
うち不動産等売却損 (百万円)	—	—	—	—	—
営業利益金額 (百万円)	2,288	2,246	2,933	3,061	3,469
経常利益金額 (百万円)	2,002	1,991	2,468	2,615	2,869
当期純利益金額 (百万円)	2,001	1,990	2,467	2,614	2,868
財産等の状況					
総資産額 (百万円)	106,578	144,989	156,576	182,253	198,673
有利子負債額 (百万円)	38,930	69,500	52,466	77,166	93,066
純資産額 (百万円)	58,983	58,972	91,581	91,728	91,982
出資総額 (百万円)	56,982	56,982	89,113	89,113	89,113
1口当たり分配金等の状況					
分配総額 (百万円)	2,001	1,990	2,467	2,614	2,868
配当性向 (%)	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
発行済投資口の総口数 (口)	289,600	289,600	430,000	430,000	430,000
1口当たり純資産額 (円)	203,673	203,634	212,979	213,322	213,912
1口当たり当期純利益金額 (注1) (円)	6,912	6,872	5,895	6,080	6,671
1口当たり分配金 (円)	6,912	6,873	5,738	6,081	6,671
利益分配金 (円)	6,912	6,873	5,738	6,081	6,671
利益超過分配金 (円)	—	—	—	—	—
財務指標					
総資産経常利益率 (注2) (%)	1.9	1.6	1.6	1.5	1.5
年換算 (%)	3.8	3.2	3.2	3.1	3.0
自己資本利益率 (注3-1) (%)	3.4	3.4	3.3	2.9	3.1
年換算 (%)	6.8	6.8	6.5	5.7	6.2
期首純資産額 (注3-2) (百万円)	57,719	58,983	58,972	91,581	91,728
期末自己資本比率 (注4) (%)	55.3	40.7	58.5	50.3	46.3
期末総資産有利子負債比率 (注5) (%)	36.5	47.9	33.5	42.3	46.8
DSCR (注6) (倍)	11.3	10.0	10.5	10.4	9.4
金利償却前当期純利益金額 (百万円)	3,100	3,206	3,692	4,224	4,771
支払利息 (百万円)	274	320	350	408	510
賃貸NOI (注7) (百万円)	3,488	3,605	4,298	4,722	5,404
年換算NOI利回り (注10) (%)	7.3	5.8	6.1	5.8	6.0
賃貸NCF (注8) (百万円)	3,337	3,311	3,651	4,253	4,939
年換算NCF利回り (注10) (%)	7.0	5.3	5.2	5.2	5.5
1口当たりFFO (注9) (円)	9,755	9,961	7,778	8,874	9,907
参考情報					
投資物件数 (注11)	27	30	32	38	42
テナント数	311	324	357	437	496
総賃貸可能面積 (注12) (㎡)	168,987.78	201,808.72	218,734.67	256,329.13	273,330.52
稼働率 (%)	93.4	93.5	92.7	93.2	95.1

期別 日数	第7期 (平成17年 6月期)	第8期 (平成17年 12月期)	第9期 (平成18年 6月期)	第10期 (平成18年 12月期)	第11期 (平成19年 6月期)
	181日	184日	181日	184日	181日
営業成績					
営業収益 (百万円)	8,503	8,587	8,588	9,088	10,056
うち不動産賃貸事業収益 (百万円)	7,801	8,372	8,552	9,056	9,496
うち不動産等売却益 (百万円)	702	214	—	—	530
うち受取配当金 (百万円)	—	—	35	31	30
営業費用 (百万円)	4,548	4,602	4,564	4,714	4,948
うち不動産賃貸事業費用 (百万円)	3,768	4,044	4,013	4,151	4,315
うち不動産等売却損 (百万円)	235	—	—	—	—
営業利益金額 (百万円)	3,954	3,984	4,024	4,373	5,108
経常利益金額 (百万円)	3,377	3,399	3,450	3,643	4,373
当期純利益金額 (百万円)	3,376	3,398	3,449	3,642	4,372
財産等の状況					
総資産額 (百万円)	216,574	225,882	231,523	244,691	271,398
有利子負債額 (百万円)	83,666	90,966	97,466	109,466	92,966
純資産額 (百万円)	118,807	118,829	118,881	119,074	161,098
出資総額 (百万円)	115,431	115,431	115,431	115,431	156,725
1口当たり分配金等の状況					
分配総額 (百万円)	3,376	3,397	3,449	3,642	4,372
配当性向 (%)	100.0	99.9	100.0	100.0	99.9
発行済投資口の総口数 (口)	530,000	530,000	530,000	530,000	625,000
1口当たり純資産額 (円)	224,165	224,206	224,304	224,668	257,757
1口当たり当期純利益金額 (注1) (円)	6,599	6,411	6,508	6,872	7,223
1口当たり分配金 (円)	6,370	6,411	6,509	6,873	6,996
利益分配金 (円)	6,370	6,411	6,509	6,873	6,996
利益超過分配金 (円)	—	—	—	—	—
財務指標					
総資産経常利益率 (注2) (%)	1.6	1.5	1.5	1.5	1.7
年換算 (%)	3.3	3.0	3.0	3.0	3.4
自己資本利益率 (注3-1) (%)	3.2	2.9	2.9	3.1	3.1
年換算 (%)	6.5	5.7	5.9	6.1	6.3
期首純資産額 (注3-2) (百万円)	91,982	118,807	118,829	118,881	119,074
期末自己資本比率 (注4) (%)	54.9	52.6	51.3	48.7	59.4
期末総資産有利子負債比率 (注5) (%)	38.6	40.3	42.1	44.7	34.3
DSCR (注6) (倍)	9.3	9.6	9.7	8.8	8.8
金利償却前当期純利益金額 (百万円)	4,878	5,261	5,585	5,891	6,230
支払利息 (百万円)	524	545	574	668	705
賃貸NOI (注7) (百万円)	5,476	5,860	6,100	6,485	6,863
年換算NOI利回り (注10) (%)	5.4	5.6	5.9	5.8	5.5
賃貸NCF (注8) (百万円)	5,119	5,381	5,785	6,053	6,476
年換算NCF利回り (注10) (%)	5.1	5.2	5.6	5.4	5.2
1口当たりFFO (注9) (円)	8,214	8,896	9,453	9,853	8,839
参考情報					
投資物件数 (注11)	42	42	44	46	48
テナント数	459	441	462	479	491
総賃貸可能面積 (注12) (㎡)	281,408.97	308,205.26	315,156.84	337,382.05	361,574.77
稼働率 (%)	95.4	97.2	98.0	98.6	99.0

- (注1) 1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。
- (注2) $\text{経常利益金額} / (\text{期首総資産額} + \text{期末総資産額}) \div 2$
- (注3-1, 2) $\text{当期純利益金額} / (\text{期首純資産額} + \text{期末純資産額}) \div 2$
- (注4) $(\text{期末純資産額} / \text{期末総資産額}) \times 100$
- (注5) $(\text{期末有利子負債額} / \text{期末総資産額}) \times 100$
- (注6) 金利償却前当期純利益金額（不動産等売却損益は含みません。） / 支払利息（投資法人債利息を含みません。）
- (注7) $(\text{不動産賃貸事業収益} - \text{不動産賃貸事業費用}) + \text{当期減価償却額}$
- (注8) 賃貸NOI - 資本的支出
- (注9) $(\text{当期純利益金額} - \text{不動産等売買損益} + \text{減価償却費} + \text{その他不動産関連償却費}) / \text{期末発行済投資口の総口数}$
- (注10) 年換算賃貸NOI / 物件取得価格、年換算賃貸NCF / 物件取得価格
 なお、各期の物件取得価格は以下のとおりです。（小数第2位以下を切捨て）
 第2期：945.9億円
 第3期：1,257.9億円
 第4期：1,400.6億円（第4期中に売却した安田生命天六ビルを含みます。）
 第5期：1,636.5億円
 第6期：1,796.2億円
 第7期：2,034.3億円（第7期中に売却したJPR池袋ビル、JPRパークウエスト高松及びJPRスクエア博多イースト・ウエストを含みます。）
 第8期：2,057.6億円（第8期中に売却したパークイースト札幌、SK広島ビルを含みます。）
 第9期：2,092.2億円
 第10期：2,224.8億円
 第11期：2,505.6億円（第11期中に売却したツルミフーガ1、JPR高松ビルを含みます。）
- (注11) 新麴町ビルは、福岡ビル、ビッグス新宿ビル、立川ビジネスセンタービル及びJPR梅田ロフトビルは複数回にわたって取得していますが、それぞれ1棟として物件数を計算しています。
- (注12) 契約面積と賃料算定面積が異なる場合、第10期までは賃料算定面積を賃貸面積としていましたが、第11期からは契約面積を賃貸面積としています。そのため、第11期の総賃貸可能面積は、従来の基準によった場合と比較して1,275.04㎡増加しています。
- (注13) 財務指標上の比率の記載については、小数第2位以下を四捨五入（ただし、配当性向のみ小数第2位以下を切捨て）して記載しています。

b. 事業の状況

(イ) 当期の概況

① 投資法人の主な経緯

日本プライムリアルティ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、平成13年9月14日に設立され、平成14年6月14日に発行済投資口の総口数289,600口で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード8955）いたしました。その後、平成15年7月、平成17年2月、平成19年2月に追加公募を実施して、発行済投資口の総口数は625,000口となり、現在に至っています。本投資法人は株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（以下「資産運用会社」といいます。）に資産運用業務を委託し、オフィスと商業施設からなる複合型ポートフォリオを効率的に運用することにより投資主価値の最大化を目指してまいりました。

② 運用環境

<オフィス賃貸市場>

日本経済は、企業部門の好調さを背景に回復を持続しています。企業業績が好調であることから、東京及び主要地方都市におけるオフィス需要は引き続き旺盛で、空室率は低水準で推移しています。

東京都心部においては大型で築浅のビルを中心に品薄感が強く、空室率は2%を切り、新規賃料、継続賃料共に上昇しています。また、主要地方都市においても、賃料は概ね下げ止まりつつあり、一部の都市においては賃料の上昇が顕在化してきています。

<商業施設賃貸市場>

デフレ脱却については足踏み感が否めないものの、企業業績の好調さが続き、景気が緩やかに拡大しているなか、雇用・所得環境の改善は家計部門へ波及し、個人消費は持ち直しつつあります。

近年の市場においては、首都圏での大型ショッピングセンターの開業が多かったこと、東京、大阪の都心部への百貨店の進出と大幅な営業床の増床の動きが出てきたことに加え、小商圏の近隣型ショッピングセンターも増加するなど多様な変化がありました。

消費は回復しつつあるとはいえ今後も市場動向を注視していく必要があります。

<不動産売買市場>

過剰流動性を背景として、前期に引き続き、国内外の投資資金が私募ファンドやJ-REITを通して不動産市場に流入しており、不動産売買市場での競争は依然として激しい状態です。

東京都心部においては、私募ファンド、J-REIT等の投資意欲は高いものの、優良物件の不足、価格の高騰から投資機会は限定されている状況です。

このため、主要地方都市の不動産投資意欲が依然として旺盛です。

また、不動産投資の対象もオフィスビル、商業施設等だけでなく、ホテル、倉庫、有料老人ホームといった幅広い用途へと拡大を続けています。

更に、優良物件の早期確保を企図した開発物件への取り組み等についても増えつつある状況です。

③ 新規物件の取得

本投資法人は、主にポートフォリオの収益の安定化、地域分散、用途分散によるバランスに留意し、安定したキャッシュフローや将来の賃料増加が見込める優良なオフィスビル、商業施設を厳選しつつ、東京及び主要5大都市（大阪圏、名古屋、福岡、仙台、札幌）へ重点的に投資する方針で物件取得に努めてまいりました。当期におきましては、「立川ビジネスセンタービル（追加取得）」（取得価格23億円）、「新宿三丁目イーストビル」（取得価格5.4億円）、「武蔵浦和ショッピングスクエア」（取得価格43.35億円）、「ライズアリーナビル」（取得価格58.31億円）、「川崎ダイスビル」（取得価格150.8億円）の4物件等を取得し、その結果、平成19年6月末時点における保有資産残高は48物件、2,453億円（取得価格ベース）、総賃貸可能面積は361,574.77㎡、テナント数491となりました。

④ 保有資産の売却

より効率的かつ安定的なキャッシュフローを見込めるポートフォリオの構築を目指し、地域分散及び収益性を検討した結果、「ツルミフーガ1」及び「JPR高松ビル」（売却価格合計58億円）を売却いたしました。

⑤ 保有資産の運用管理

ポートフォリオ全体の内部成長を具現化するため高稼働率の維持と賃料増加策を運用における重点施策と位置付け、新規テナントの契約賃料のアップに努めつつ、既存テナントの賃料増額改定等に取り組みしました。

・稼働率

前期末のポートフォリオ全体の稼働率98.6%を維持すべく、テナント満足度調査のフィードバックをはじめブランド戦略に基づくハード・ソフト両面からのサービスレベル向上に努めました。

なお、高稼働率物件の取得もあり今期末におけるポートフォリオ全体の稼働率は99.0%となり、高水準の稼働を維持することができました。

・賃料改定

東京都心部及び東京周辺部を中心に、新規賃料水準を目指した賃料増額改定の申入れを実施し、当期において52件の増額改定が実現できました。

⑥ 資金調達の状況

本投資法人は、当期において、投資口の追加発行（詳細は後記「（5）投資法人の出資総額」をご参照下さい。）により412.9億円を調達し、借入余力の拡大と財務基盤の強化を図りました。また、資産規模拡大にあたり機動性を重視した短期資金調達を行うとともに、将来の金利上昇リスクの回避や満期分散を企図して固定金利での長期資金調達を行うことにより、更なる財務の安定性を図りました。

この結果、当期末の借入金残高は464.6億円、無担保投資法人債の残高は465億円となりました。この内、将来的な金利上昇リスクに対応した返済までの期間が1年超の長期有利子負債（注1）については、有利子負債全体に占める比率が85.5%、平均残存年数（注2）は5.1年となっています。

また、有利子負債全体について、当期末の平均金利（注3）は1.6%、有利子負債比率（注4）は37.2%、期末総資産有利子負債比率（注5）は34.3%となりました。

なお、平成19年3月16日付にてスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・

サービズ (S&P) による本投資法人の発行体格付けのアウトルックは「安定的」から「ポジティブ」に、平成19年4月13日付にて株式会社格付投資情報センター (R&I) による発行体格付けはA+からAA-に引き上げられています。当期末時点の本投資法人の発行体格付けは以下の通りとなっています。

■発行体格付 (当期末現在)

格付機関	発行体格付 (アウトルック)
株式会社格付投資情報センター (R & I)	AA- (安定的)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	A 2 (安定的)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービズ (S & P)	長期：A- (ポジティブ) 短期：A- 2

(注1) 平成20年12月26日を返済期限とする長期借入金47.83億円を平成19年7月27日に期限前返済していますが、ここでは当該長期借入金の期限前返済は考慮せず、返済までの期間が1年超の長期有利子負債としています。

(注2) 長期有利子負債の平均残存年数：返済までの期間が1年超の長期有利子負債について、当期末から返済期限までの残存期間を、各負債残高に応じて加重平均して算出しています。

(注3) 平均金利：当期末現在の金利を、各負債残高に応じて加重平均して算出しています。

(注4) 有利子負債比率 (%)：有利子負債額 ÷ (有利子負債額 + 出資総額) × 100
(出資総額：1,567.2億円)

(注5) 期末総資産有利子負債比率 (%)：有利子負債額 ÷ 期末総資産額 × 100
(当期末総資産額：2,713.9億円)

⑦ 業績及び分配の概要

このような運用の結果、当期の業績は、営業収益10,056百万円、経常利益金額4,373百万円、当期純利益金額4,372百万円となりました。当期の分配金につきましては、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は6,996円となりました。

(ロ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

国内景気は、生産の一部に弱さが見られるものの、総じて回復を示しています。企業収益は改善し、設備投資も増加しています。また、個人消費についても、持ち直しつつあります。

景気の先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた持続的景気回復が続くものと見込まれます。

しかし不安定要素として、原油価格の動向が内外経済に与える影響、金利、為替の変動等については留意する必要があります。

オフィス賃貸市場においては、全国的に需要が旺盛であり、特に東京都心部においては新規賃料、継続賃料共に上昇が顕著になっています。

不動産売買市場においては、東京都心部を中心に、景気の回復による賃料上昇が継続していることから、将来の賃料の更なる上昇を織り込み、期待利回りはほぼ下限近くまで低下が進み、取引価格は高騰しています。また、外資をはじめとするファンドの投資意欲は依然として旺盛で、取得競争の激化が続いています。特に、一般事業会社からの物件売却

が減少し、ファンド間の取引が主流になってきている状況下、希少な優良物件に取得ニーズが集中することから、一部では、合理的な説明が付きにくい価格形成がなされる例も見られるようになってきています。

以上の状況を踏まえ、景気や金利の動向を注視しつつ、本投資法人は、投資主価値の最大化に向け、以下の点に留意して運営してまいりたいと思います。

① 新規物件の取得

本投資法人は、投資方針、一口当たりの分配金の増大を重視しつつ、地域的な分散と用途分散による安定性の向上と規模拡大による投資効率の向上を企図して、以下の方針で取り組みます。

- ・東京及び主要5大都市（大阪圏、名古屋、福岡、仙台、札幌）へ重点的に投資することとし、中長期の運用の観点から、将来性があり、かつ競争力のある物件にターゲットを絞り取得してまいります。検討にあたっては、物件の立地優位性、将来性を重視するとともに、綿密な市場調査、物件精査のもとに価格交渉を行い、妥当な条件での取得に努めます。
- ・優良物件を計画的に取得するため、開発案件の情報を積極的に収集するとともに、取得競争力を高めるための詳細なリサーチ、リスク分析により、早期に物件を確保する努力をしてまいります。
- ・取得物件のルートについては、運用会社独自の情報ルートの拡大を図るとともに、スポンサー会社である東京建物株式会社、大成建設株式会社、明治安田生命保険相互会社等とのコラボレーションを図り、優良物件の取得に努めてまいります。
- ・相対取引、参加要件の厳格な入札案件等、過度な価格競争を排除できうる取引条件を重視し、優良物件の取得機会を増やしてまいります。

今後も情報入手を積極的に行い、市場動向を的確に把握した上で将来性を含めた投資価値を精査し、優良な新規物件の取得によるポートフォリオの拡大を目指します。

② 保有資産の運用管理

テナントサービスとリニューアル工事等のソフト、ハード面からの高品質なサービスと快適なオフィス空間の提供に努め、引き続き既存テナントの賃料増額改定に取り組みます。

・賃料増加策

第11期に引き続き、賃料増加策を第12期の重点施策と位置付け、新規テナントの契約賃料について目標とする水準の基準賃料を設定するとともに、東京都心部及び東京周辺部を中心に既存テナントの賃料増額改定に積極的に取り組んでまいります。

・ブランド戦略

これまで行ってきた各施策に加え、不動産管理会社及びビルメンテナンス会社を対象とした『JPRブランド通信』の発行や『ブランド研修会』の実施により、ブランドコンセプト「A/3S (Amenity/Service, Safety, Save Energy)」に基づく、ソフト・ハード両面での高品質なサービスの提供を着実に浸透させてまいります。また、継続的にテナント満足度調査を行い、その結果をテナントサービスにフィードバックさせ、物件のクオリティを高めてまいります。

・運営管理コスト削減

サービス品質の維持と安全性の確保に努めつつコスト削減を実施してまいります。また、省エネの観点からも運用における節水・節電および高効率設備機器への改修により水光熱費の削減に注力してまいります。

・リニューアル工事

各物件において策定されている中長期修繕計画に基づき、計画的にライフサイクルを考慮した維持保全・リニューアル工事を実施してまいります。

また、新築物件に対抗できる競争力の高いビルを目指したリニューアル工事を優先的に実施してまいります。

(ハ) 資金調達

資金調達については、長期の安定的な資金調達と機動性を重視した短期資金調達を効率的に組み合わせるといった基本方針に則り、無担保・無保証の銀行借入れを中心とした資金の調達を行います。また、債券市場の動向を注視しつつ、投資法人債の発行等も視野に、引き続き資金調達手段の多様化、満期分散に努めます。

なお、第12期において無担保投資法人債150億円の発行（詳細は下記「(ホ)決算後に生じた重要な事実」をご参照ください。）及び自己資金により、短期借入金104億円及び長期借入金47.8億円の返済を行いました。

(ニ) 情報開示

本投資法人は、積極的な自主開示の推進を運営方針の一つに掲げており、東京証券取引所の適時開示に加えて、本投資法人への投資判断にあたって有用と考えられる情報を自主的に開示します。こうした自主開示の重要な手段として、インターネットホームページ (<http://www.jpr-reit.co.jp/>) の活用を注いでおり、迅速なパフォーマンス情報の開示や主要物件ムービーの掲載等を行ってまいりました。今後も更なる充実に努めます。

(ホ) 決算後に生じた重要な事実

無担保投資法人債の発行について

平成18年12月20日に開催した役員会における投資法人債の発行に係る包括決議に基づき、平成19年7月11日に以下の通り決定し、平成19年7月23日に払込が完了しました。

投資法人債の名称	日本プライムリアルティ投資法人第8回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)		
投資法人債の総額	90億円	申込期間	平成19年7月11日
利率	年1.85%	払込期日	平成19年7月23日
担保	無担保・無保証	発行価額	額面100円につき金100円
償還方法、償還期限	元金は平成24年7月23日にその総額を償還。買入消却は払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでも可能。		
資金使途	借入金の返済資金		

投資法人債の名称	日本プライムリアルティ投資法人第9回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)		
投資法人債の総額	60億円	申込期間	平成19年7月11日
利率	年2.10%	払込期日	平成19年7月23日
担保	無担保・無保証	発行価額	額面100円につき金100円
償還方法、償還期限	元金は平成26年7月23日にその総額を償還。買入消却は払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでも可能。		
資金使途	借入金の返済資金		

<参考情報>

資産の取得について

第11期終了後、本書の日付の前日までに次の物件を取得しました。

<ゆめおおおかオフィスタワー>

物件概要

所在地 : 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 (住居表示)
 所有形態 : 土地 : 所有権 (共有 : 持分割合19.7%)
 建物 : 区分所有権
 敷地面積 : 12,011.00㎡ (持分対応2,368.94㎡)
 建物延面積 : 185,974.87㎡ (専有部分の持分面積 : 14,525.18㎡)
 構造 : 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根
 地下3階付27階建
 竣工年月 : 平成9年3月
 テナント数 : 36
 総賃貸可能面積 : 12,042.54㎡
 総賃貸面積 : 12,042.54㎡
 稼働率 : 100%

売買条件

売買価格 : 6,510百万円
 資産の種類 : 不動産
 取得年月日 : 平成19年7月10日

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

a. 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、「都市型商業不動産への投資」を基本コンセプトとし、主として優良なオフィス（都市型業務施設。以下、本書において「事務所」ということがあります。）及び繁華性の高い立地に位置する商業施設の建物及びその敷地から構成される不動産等（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類 (イ)」に規定される特定資産をいいます。以下同じです。）並びにこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（以下「資産対応証券等」ということがあります。以下同じです。）（後記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類 (ロ)」に規定される特定資産をいいます。）を投資対象とします。また、投資対象のリターンとリスクを考慮した上で、東京だけではなく地方都市への分散投資をはかり、ポートフォリオ運用のメリットを発揮することを基本方針とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 1. 資産運用の基本方針」）。

b. 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、投信法上の投資信託委託業者である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントにすべて委託してこれを行います。

(注) 投資法人に関する法的枠組みは、大要以下の通りです。

投資法人は、投資信託委託業者などの一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行することができる投資口の総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利と必ずしも同一ではありません。投資主の権利については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利」をご参照下さい。

投資法人の業務の執行は、執行役員により行われます。執行役員は、投資法人を代表します。また、執行役員の職務の執行を監督する機関として、監督役員が存在します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認など、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、投資法人には、会計監査を行う者として、会計監査人が存在します。以上の執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます（ただし、設立の際には設立企画人より、設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の候補者として通知された者が選任されたものとみなされます。）。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、下記「(4) 投資法人の機構 a. 投資法人の機構」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を募集することもできます。

投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本

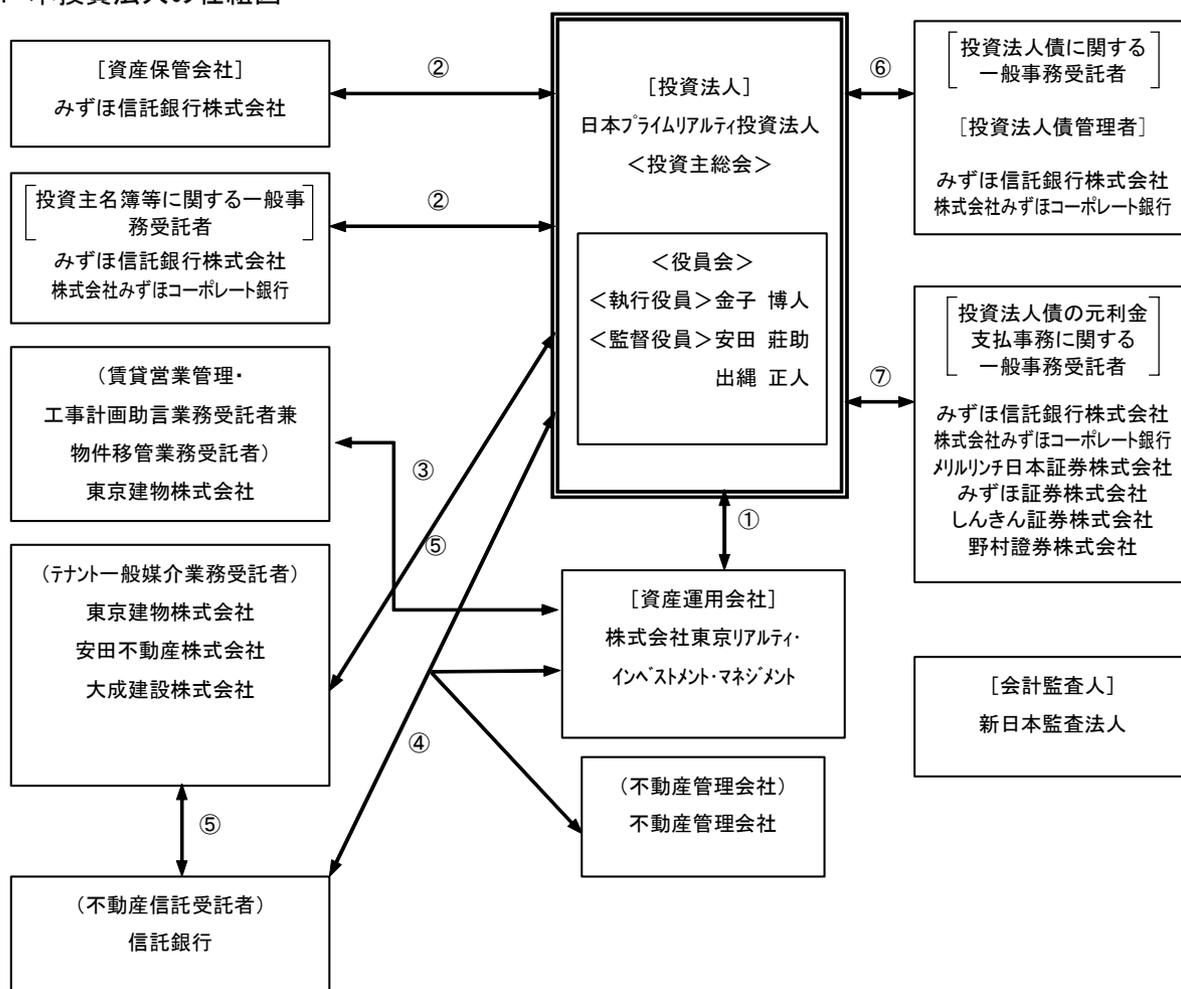
投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針及び(2) 投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針にしたがって、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、内閣総理大臣の認可を受け投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者（資産運用会社）にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務並びに投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、下記「(3) 投資法人の仕組み」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況」をご参照下さい。

(3) 【投資法人の仕組み】

a. 本投資法人の仕組み図



[契約の種類]

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| ① 資産運用委託契約 | ④ 不動産管理委託契約(注1) |
| ② 事務委託・資産保管業務委託契約 | ⑤ テナント一般媒介業務委託契約(注2) |
| ③ 賃貸営業管理・工事計画助言業務委託 | ⑥ 投資法人債事務委託契約、投資法人債管理委託契約、登録事務取扱契約 |
| 契約及び物件移管業務委託契約 | ⑦ 投資法人債元利金支払事務取扱契約 |

(注1) 本投資法人の取得した資産が不動産信託受益権の場合、不動産管理委託契約は、原則として、投資法人、資産運用会社、不動産信託受託者、不動産管理会社の四者契約となります。取得した資産が不動産の場合については、投資法人、資産運用会社、不動産管理会社の三者契約となります(上記仕組図とは異なります。)。なお、今後、本投資法人が取得する物件によっては、契約関係及び当事者が上記仕組図と異なることがあります。

(注2) 本投資法人の取得した資産が不動産信託受益権の場合、テナント一般媒介業務委託契約は、原則として、テナント一般媒介業務受託者、不動産信託受託者間の二者契約となります。取得した資産が不動産の場合、テナント一般媒介業務受託者、投資法人間の二者契約となります。

(注3) 上記仕組図記載の投資法人債とは、第1回乃至第9回無担保投資法人債のことをいいます。

(注4) 平成19年1月17日に決定した投資口の追加発行に関し、みずほ証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、新光証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、東海東京証券株式会社を引受会社として、投資口の募集に関する一般事務受託者に選任いたしました。

上記に記載した募集は完了しており、平成19年2月6日に投資口の募集に関する業務は終了しております。

(注5) 平成19年7月11日に決定した第8回無担保投資法人債及び第9回無担保投資法人債の発行に関し、みずほ証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社を、投資法人債の募集に関する一般事務受託者に選任いたし

ました。

上記に記載した募集に関する事務は、平成19年7月23日をもって終了しております。

b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

名称	運営上の役割	関係業務の内容
日本プライムリアルティ投資法人	投資法人	平成13年9月6日付規約（同年12月19日付、平成14年4月10日付、平成14年5月30日付、平成15年9月4日付、平成17年9月8日付及び平成19年9月5日付で改正済）に基づき、投資主より募集した資金等を、主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することにより運用を行います。
株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	資産運用会社	平成13年9月27日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を、平成17年11月22日付で規約の変更及び資産運用会社の業務方法書の変更に伴う覚書を、平成19年9月5日付で変更契約を締結しました。投信法上の投資信託委託業者として、同契約（付随する覚書を含む）に基づき、本投資法人規約並びに同規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。資産運用会社に委託された業務の内容は、① 本投資法人の資産の運用に係る業務（宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を行い、当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うことを含みます。）、② 本投資法人が行う資金調達に係る業務、③ 本投資法人への報告業務、及び④ その他本投資法人が随時委託する前記①から③に関連し又は付随する業務（以下、上記の業務を総称して「アセット・マネジメント業務」又は「AM業務」といいます。またかかる業務を行う者を「アセット・マネージャー」又は「AM」といいます。）です。
みずほ信託銀行株式会社	投資主名簿等に関する一般事務受託者、資産保管会社	平成13年9月14日付で本投資法人との間で事務委託・資産保管業務委託契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号。ただし、投資法人債に関する事務を除きます。）として、同契約に基づき、本投資法人の①投資口の名義書換に関する事務、②投資証券の発行に関する事務、③機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務、④計算に関する事務、⑤投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、⑥投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受付に関する事務、⑦会計帳簿の作成に関する事務、及び⑧納税に関する事務を行います。また、投信法上の資産保管会社として、同契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。

名称	運営上の役割	関係業務の内容
みずほ信託銀行株式会社	第1回乃至第3回 無担保投資法人債 に関する一般事務 受託者、投資法人 債管理者	平成16年1月29日付で本投資法人との間で、投資法人債事務委託契約、投資法人債管理委託契約及び登録事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①発行する投資法人債の名義書換に関する事務、②投資法人債の発行に関する事務及び③投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。また、投信法上の投資法人債管理者として、法令及び同契約に基づく権限及び義務を有し、投資法人債管理者としての業務を行います。
みずほ信託銀行株式会社 メリルリンチ日本証券株式会社 みずほ証券株式会社 しんきん証券株式会社	第1回乃至第3回 無担保投資法人債 の元利金支払事務 に関する一般事務 受託者	平成16年1月29日付で本投資法人との間で、元利金支払事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。
株式会社みずほコーポレート銀行	第4回乃至第6回 無担保投資法人債 に関する一般事務 委託者、投資法人 債管理者	平成16年10月21日付で本投資法人との間で、投資法人債事務委託契約、投資法人債管理委託契約及び登録事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①発行する投資法人債の名義書換に関する事務、②投資法人債の発行に関する事務及び③投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。また、投信法上の投資法人債管理者として、法令及び同契約に基づく権限及び義務を有し、投資法人債管理者としての業務を行います。
株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ証券株式会社 野村証券株式会社	第4回乃至第6回 無担保投資法人債 の元利金支払事務 に関する一般事務 受託者	平成16年10月21日付で本投資法人との間で、元利金支払事務取扱契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。

名称	運営上の役割	関係業務の内容
みずほ信託銀行株式会社	振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第1回乃至第3回無担保投資法人債のうち社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社振法」といいます。）附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債）	平成18年10月2日付で本投資法人との間で、発行代理人及び支払代理人業務に関する委託契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。
株式会社みずほコーポレート銀行	振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第4回乃至第6回無担保投資法人債のうち社振法附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債）	平成18年10月2日付で本投資法人との間で、発行代理人及び支払代理人業務に関する委託契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、投資法人債の元利金支払事務）としての業務を行います。
株式会社みずほコーポレート銀行	第7回無担保投資法人債に関する一般事務受託者	平成18年12月4日付で本投資法人との間で、財務及び発行・支払代理契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債券の発行に関する事務、③投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、及び④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。

名称	運営上の役割	関係業務の内容
株式会社みずほコーポレート銀行	第8回及び第9回無担保投資法人債に関する一般事務受託者	平成19年7月11日付で本投資法人との間で、財務及び発行・支払代理契約を締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、投資法人債に関する事務）として、同契約に基づき、①投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債券の発行に関する事務、③投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、及び④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。

c. 上記以外の本投資法人の主な関係者

(イ) 東京建物株式会社（「テナント一般媒介業務受託者、物件移管業務受託者、賃貸営業管理・工事計画助言業務受託者」）

平成14年1月18日付でみずほ信託銀行株式会社（旧みずほアセット信託銀行株式会社）、三菱UFJ信託銀行株式会社（旧三菱信託銀行株式会社）それぞれとの間でテナント一般媒介業務委託契約、平成14年6月18日付で三菱UFJ信託銀行株式会社（旧UFJ信託銀行株式会社）との間でテナント一般媒介業務委託契約、平成15年4月30日付で本投資法人との間でテナント一般媒介業務委託契約、平成14年1月18日付で資産運用会社との間で物件移管業務委託契約及び賃貸営業管理・工事計画助言業務委託契約を締結しました。なおテナント一般媒介業務委託契約についてはその内容を見直し、平成18年5月8日付で本投資法人、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社それぞれとの間で改めて締結し、同日付で住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社それぞれとの間で新規に締結しました。

下記(ハ)記載のプロパティ・マネジメント業務の一つであるテナント営業・管理業務と密接に関連するテナント誘致営業業務を本投資法人のために統一的に遂行するため、運用対象とする不動産等の保有者から委託された、不動産賃貸借契約締結の媒介業務（以下「テナント一般媒介業務」といいます。）を行います。

運用対象とする不動産等を保有する信託受託者（本投資法人が直接不動産を保有する場合には本投資法人）に、また売却した場合には当該不動産の購入者に、運用対象としての不動産等を安全かつ確実に移転するために、①物件移管準備業務、②賃貸状況確認業務、③建物管理、施設維持管理状況確認業務、④権利関係確認業務、⑤物件引渡作業確認業務、及び⑥上記に関連し又は付随する業務（以下、総称して「物件移管業務」といいます。）を、資産運用会社から受託し、資産運用会社のために物件移管業務を行います。

本投資法人は、資産運用会社に対して投資法人資産運用業を委託していますが、資産運用会社は、投資法人が運用する不動産等につき統一的に資産価値の維持向上を図るために、資産運用業務とは異なる個別不動産の賃貸営業管理及び工事計画業務（以下「リーシングマネジメント/コンストラクションマネジメント業務」又は「LM/CM業務」といいます。）に関する助言を東京建物株式会社に依頼し、東京建物株式会社は、資産運用会社に対してLM/CM業務に関する助言業務を行います。

(ロ) 安田不動産株式会社、大成建設株式会社（「テナント一般媒介業務受託者」）

平成14年1月18日付でみずほ信託銀行株式会社（旧みずほアセット信託銀行株式会社）、三菱UFJ信託銀行株式会社（旧三菱信託銀行株式会社）それぞれとの間でテナント一般媒介業務委託契約、平成14年6月18日付で三菱UFJ信託銀行株式会社（旧UFJ信託銀行株式会社）との間でテナント一般媒介業務委託契約、平成15年4月30日付で本投資法人との間でテナント一般媒介業務委託契約をそれぞれ締結しました。なおテナント一般媒介業務委託契約についてはその内容を見直し、平成18年5月8日付で本投資法人、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社それぞれとの間で改めて締結し、同日付で住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社それぞれとの間で新規に締結しました。

信託受託者及び本投資法人から委託された、運用対象とする不動産等のテナント一般媒介業務を行います。

(ハ) 明治安田ビルマネジメント株式会社、東京建物株式会社、安田不動産株式会社、株式会社損保ジャパン・ビルマネジメント、野村ビルマネジメント株式会社、三井不動産株式会社、株式会社サンケイビルマネジメント、株式会社新日鉄都市開発、有楽土地株式会社（「不動産管

理会社」)

本投資法人は、不動産を直接又は不動産信託受益権の形態で保有している各物件について、①施設維持管理業務、②テナント営業・管理業務、③資産保全管理業務、④運営計画・報告書作成業務、及び⑤その他上記に関連し又は付随する業務（以下、上記の業務を総称して、「プロパティ・マネジメント業務」又は「PM業務」といい、かかる業務を行う者を「プロパティ・マネージャー」又は「PM」といいます。）を、不動産管理委託契約を締結して不動産管理会社（以下「不動産管理会社」といいます。）に委託します。このようなプロパティ・マネジメント業務の委託は、物件毎に行われます。

各物件の不動産管理会社は、下記「物件毎の不動産管理会社一覧」をご参照下さい。

(物件毎の不動産管理会社一覧)

明治安田ビルマネジメント株式会社(5棟)	JPR人形町ビル、新横浜第二センタービル、田無アスタ、新潟駅南センタービル、明治安田生命大阪梅田ビル
東京建物株式会社(36棟)	兼松ビル、兼松ビル別館、新麹町ビル、MS芝浦ビル、五反田ファーストビル、福岡ビル、JPR市ヶ谷ビル、オーバルコート大崎マークウエスト、新宿スクエアタワー、ビッグス新宿ビル、アクロス新川ビル・アネックス、JPR渋谷タワーレコードビル、JPR代官山、新宿三丁目イーストビル、アルカイースト、JPR千葉ビル、JPR横浜日本大通ビル、立川ビジネスセンタービル、ゆめおおおかオフィスタワー、キューポ・ラ本館棟、JPR武蔵小杉ビル、武蔵浦和ショッピングスクエア（注1）、川崎ダイスビル、東京建物本町ビル、JPR博多ビル、JPR那覇ビル、NORTH33ビル、天神121ビル、JPR名古屋栄ビル、JPR堂島ビル（注2）、JPR博多中央ビル、三菱UFJリース名古屋本社ビル（注3）、JPR梅田ロフトビル、ベネトン心齋橋ビル、ハウジング・デザイン・センター神戸、茶屋町グランデビル
安田不動産株式会社(2棟)	JPRクレスト竹橋ビル、JPR上野イーストビル
株式会社損保ジャパン・ビルマネジメント(2棟)	損保ジャパン仙台ビル、損保ジャパン和歌山ビル
野村ビルマネジメント株式会社(1棟)	川口センタービル（注4）
三井不動産株式会社(1棟)	シュトラッセ一番町
株式会社サンケイビルマネジメント(1棟)	JPR神宮前432（注5）

株式会社新日鉄都市開発(1棟)	武蔵浦和ショッピングスクエア (注1)
有楽土地株式会社(1棟)	ライズアリーナビル

(注1) 武蔵浦和ショッピングスクエアについては、東京建物株式会社と株式会社新日鉄都市開発が共同してPM業務を行います。

(注2) 平成19年1月1日に堂島FビルディングからJPR堂島ビルへ名称変更しています。

(注3) 平成19年4月1日にUFJセントラルリース本社ビルから三菱UFJリース名古屋本社ビルへ名称変更しています。

(注4) 川口センタービルについては、平成19年5月1日付で、不動産管理会社を野村不動産株式会社から野村ビルマネジメント株式会社に変更しました。

(注5) JPR神宮前432については、平成19年8月1日付で、不動産管理会社を株式会社サンケイビルから株式会社サンケイビルマネジメントに変更しました。

(4) 【投資法人の機構】

a. 投資法人の機構

本投資法人の執行役員は、2名以内、監督役員は4名以内（ただし、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

(イ) 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利 A. 投資主の権利 (イ) 投資主総会における議決権」をご参照下さい。原則として出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第12条第1項）が、規約の変更（投信法第140条）等一定の重要事項については、発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上による決議（特別決議）を経なければなりません。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（規約第13条第1項）。

本投資法人の資産運用の方針及び基準は、本投資法人規約に定められています。かかる規約中に定められた資産運用の方針及び基準を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回招集されます（規約第10条第1項）。

また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています（規約第36条）。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第34条の9）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

(ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。ただし、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の業務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の業務執行に関する上記の承認権限を有するほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行います（規約第20条）。

本投資法人の役員会規則において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は

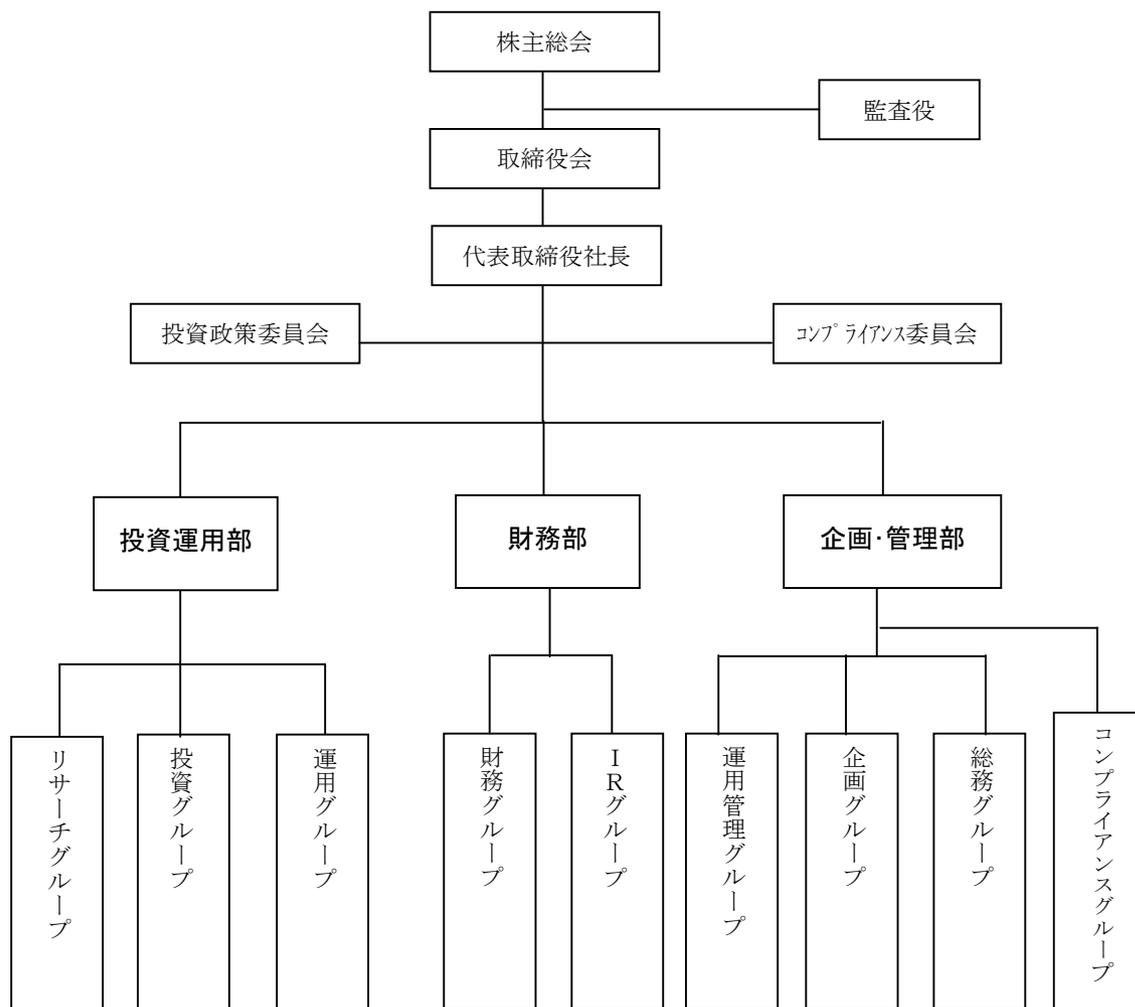
出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

(ハ) 会計監査人

本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに（投信法第115条の2第1項）、執行役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の3第1項等）。

b. 投資法人の運用体制

前記の通り、本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託して行われます。資産運用会社の組織体系は、以下の通りです。



各部の業務の概略は以下の通りです。

担当部署	業務の概略
投資運用部	投資法人の資産運用に関する投資政策委員会等及び取締役会への付議・報告事項、並びに同委員会等・取締役会の決定事項に関する以下の業務 (投資グループ) ① 取得方針の策定・検証 ② 不動産等の取得の立案及び実行に関する業務 (運用グループ) ③ 管理方針の策定・検証 ④ 不動産等の運用業務全般 (売却の立案及び実行、建物の修繕・リニューアルに関する業務を含む。) (リサーチグループ) ⑤ リサーチ計画の策定 ⑥ 不動産マーケットの調査・分析 (その他) ⑦ 投資政策委員会事務局業務 ⑧ その他以上に類する業務
財務部	(財務グループ) ① 財務方針の策定・検証 ② 財務業務 (IRグループ) ③ IR方針の策定・検証 ④ IR及びディスクロージャーに関する業務
企画・管理部	(企画グループ) ① 会社事業計画の策定・検証 ② 株主総会・取締役会の運営業務 ③ 投資法人運営に関する一般事務受託者との窓口 ④ 組織に関する事項 ⑤ システム開発・保守業務 ⑥ 苦情処理業務 (運用管理グループ) ⑦ 運用実績管理に関する業務 ⑧ 投資法人の事業収支の分析、検討に関する業務 ⑨ 分配金に関する業務 (総務グループ) ⑩ 会社経理業務 ⑪ 会社決算、配当業務及び納税業務 ⑫ 人事・労務面の管理業務 ⑬ 総務全般に関する業務 (コンプライアンスグループ) ⑭ コンプライアンス業務全般 ⑮ 各種契約の精査業務 ⑯ コンプライアンス委員会事務局業務 ⑰ 関係官公庁への届出・報告等の業務 (その他) ⑱ その他以上に類する業務

c. 投資運用の意思決定機構

(イ) 投資運用の意思決定機関

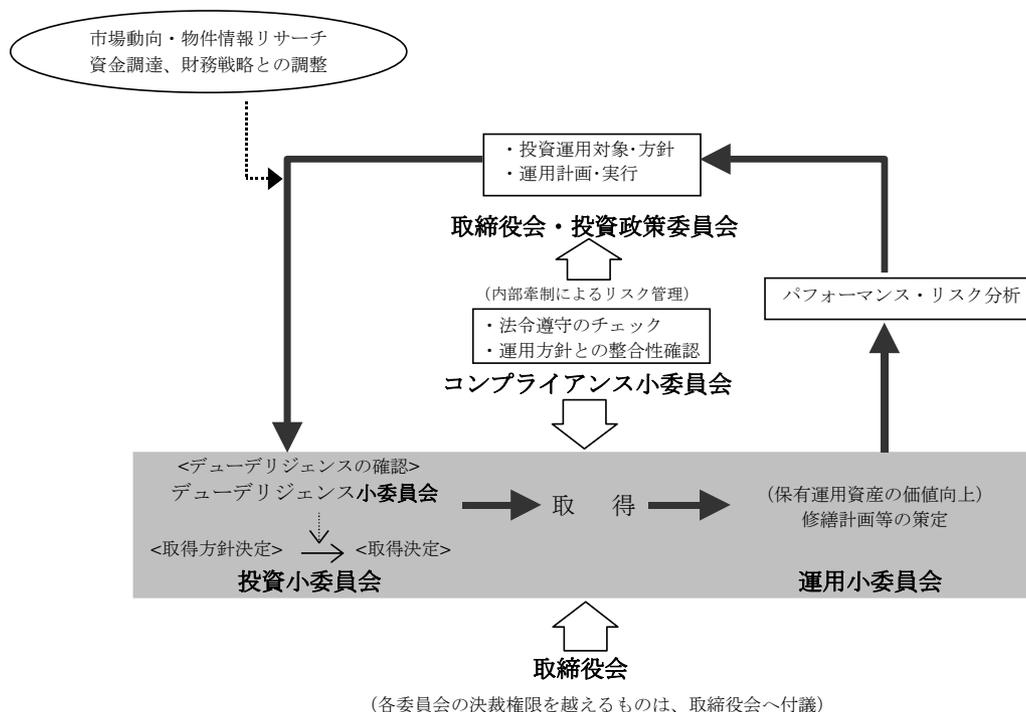
資産運用会社は、投資運用の意思決定を行う機関として、「投資政策委員会」を設置し、その下部組織として、「投資小委員会（デューデリジェンス小委員会を含む）」及び「運用小委員会」を設置しています。構成員は、いずれも社長、投資運用部長、財務部長、企画・管理部長、ファンドマネージャー、リサーチマネージャー、アセットマネージャー及び運用管理担当マネージャーです。但し、デューデリジェンス小委員会については、上記構成員に、コンプライアンスマネージャーが加わり、取得検討資産のデューデリジェンスについて適法性の観点からの確認を強化しています。

投資運用の対象及び方針に関する事項は「取締役会」、運用計画・実行に関する事項は「投資政策委員会」で決定し、個別資産の取得若しくは売却又は運用に関する個別事項は、それぞれ「投資小委員会」又は「運用小委員会」で決定します。

投資小委員会の決定手続は、取得又は売却の方針決定、最終的な取得又は売却の決定という2回の手続を必要としており、確実な手順を踏んだ意思決定を行っています。更に、個別資産の取得に関しては、取得方針決定後、「デューデリジェンス小委員会」を開催し、デューデリジェンスの内容審査を強化しています。また、一定額以上の個別資産の取得又は売却に関しては、取締役会に付議し、運用に慎重を期しています。

なお、それぞれの委員会の決定事項及び決定手続が法令、諸規則、本投資法人の規約、社内規程等に違反していないか、各委員会開催の直前にコンプライアンス小委員会を開催して審査し、法令違反や規定への違反の有無について企画・管理部長が各委員会における審議に入る前に報告を行い、更に規程等に則り資産運用会社の取締役会又は投資法人の役員会への付議又は報告を各部長に指示します。

[系統図]



利害関係者との一定の取引（後記「3 投資リスク b. 投資リスクに対する管理体制 リスク管理体制」をご参照下さい。）については、上記に加え、コンプライアンス委員会において、事前にその妥当性及び合理性の検証を行っています。

委員会	決定事項等の概略
取締役会	投資運用の対象及び方針に関する事項
投資政策委員会	運用計画・実行に関する事項
投資小委員会	個別資産取得及び売却に関する事項
運用小委員会	資産運用に関する個別事項

(ロ) 利害関係者との取引案件等

利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（二）」をご参照下さい。）との取引案件を含め、各種委員会に付議するすべての案件は、各委員会の直前に開催されるコンプライアンス小委員会（常勤取締役、案件担当マネージャー、コンプライアンスマネージャーにて構成）にて、決定事項及び決定手続が、法令、諸規則、本投資法人の規約、社内規程等に違背していないか等の審査を行い、その結果について企画・管理部長が各委員会の審議に入る前に報告を行います。

上記案件のうち、本投資法人と利害関係者との間の取引案件については、原則として毎月1回開催されるコンプライアンス委員会（常勤取締役、コンプライアンスマネージャー、特別委員により構成）にて、対象案件の取引についての妥当性及び合理性について検証を行っています。同委員会には、社外弁護士を特別委員として招聘しています。

コンプライアンス小委員会及びコンプライアンス委員会にて了承された下記の①ないし⑥記載の取引を実行するには、資産運用会社の株主から独立した役員により構成される本投資法人の役員会の事前承認を必要としており、こうした複数の実効性のある検証を経た上で取引は行われることになっています。

- ① 利害関係者からの物件・資産の取得
- ② 利害関係者への物件・資産の売却
- ③ 利害関係者への不動産管理委託
- ④ 利害関係者による売買の媒介又は代理
- ⑤ 利害関係者に対する工事の発注（1,000万円超の工事の場合）
- ⑥ 利害関係者への物件の賃貸

このような審査、検証及び事前承認という内外の牽制により、利益相反取引に対する厳格な監視態勢を整えています。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	156,725,438,600円
発行可能投資口総口数	5,000,000口
発行済投資口の総口数	625,000口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は、以下の通りです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 (口)		出資総額 (円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成14年1月22日	投資口の分割	93,360	155,600	—	31,120,000,000	(注1)
平成14年6月14日	公募増資	134,000	289,600	25,862,000,000	56,982,000,000	(注2)
平成15年7月15日	公募増資	134,400	424,000	30,758,649,600	87,740,649,600	(注3)
平成15年8月9日	第三者割当増資	6,000	430,000	1,373,154,000	89,113,803,600	(注4)
平成17年2月2日	公募増資	95,000	525,000	25,001,815,000	114,115,618,600	(注5)
平成17年3月2日	第三者割当増資	5,000	530,000	1,315,885,000	115,431,503,600	(注6)
平成19年2月6日	公募増資	90,000	620,000	39,120,570,000	154,552,073,600	(注7)
平成19年3月7日	第三者割当増資	5,000	625,000	2,173,365,000	156,725,438,600	(注8)

(注1) 投資口1口を2.5口に分割しました。

(注2) 1口当たり200,000円(引受価額193,000円)にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等の調達を目的とする公募新投資口を発行しました。

(注3) 1口当たり237,160円(引受価額228,859円)にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため公募新投資口を発行しました。

(注4) 1口当たり228,859円にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため第三者割当により新投資口を発行しました。

(注5) 1口当たり272,440円(引受価額263,177円)にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため公募新投資口を発行しました。

(注6) 1口当たり263,177円にて、短期借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため第三者割当により新投資口を発行しました。

(注7) 1口当たり449,820円(引受価額434,673円)にて、借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため公募新投資口を発行しました。

(注8) 1口当たり434,673円にて、借入金の返済及び新たな特定資産の取得資金等に充当するため第三者割当により新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

(平成19年6月30日現在)

名称	住所	所有投資口数 (口)	比率 (%) (注)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	49,981	8.00
日興シティ信託銀行株式会 社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	38,816	6.21
東京建物株式会社	東京都中央区八重洲一丁目9番9号	29,300	4.69
資産管理サービス信託銀行 株式会社 (証券投資信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟	29,021	4.64
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	25,034	4.01
学校法人川崎学園	岡山県倉敷市松島577番地	25,000	4.00
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1 号	24,000	3.84
ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイ ティーズ (常任代理人 UBS証券 会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON EC2M 2PP (東京都千代田区大手町一丁目5番 1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー)	17,149	2.74
株式会社池田銀行	大阪府池田市城南二丁目1番11号	16,600	2.66
ザ バンク オブ ニュー ヨーク トリーテイ ジ ヤスデック アカウント (常任代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番 1号)	16,209	2.59
合計		271,110	43.38

(注) 比率とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(投資主、投資口の状況)

(平成19年6月30日現在)

区分	投資口の状況							
	政府及び 公共団体	金融機関	証券会社	その他の 国内法人	外国法人 等(うち 個人)	個人 その他	その他 (注3)	計
投資主数	人 —	162	16	253	220 (5)	16,350	1	17,002
比率 (注1)	% —	0.95	0.09	1.48	1.29 (0.02)	96.16	0.00	100.00
所有投資 口数	口 —	349,338	10,200	74,598	138,141 (18)	52,705	18	625,000
比率 (注2)	% —	55.89	1.63	11.93	22.10 (0.00)	8.43	0.00	100.00

(注1) 投資主総数に対する投資主数の比率をいい、小数第3位以下を切り捨てています。

(注2) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位以下を切り捨てています。

(注3) 株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)名義の投資口です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本投資法人は、「都市型商業不動産への投資」を基本コンセプトとし、主として優良なオフィス（都市型業務施設）及び繁華性の高い立地に位置する商業施設の建物及びその敷地から構成される不動産等並びにこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(注)を投資対象とします。また投資対象のリターンとリスクを考慮した上で、東京だけではなく地方都市への分散投資を図り、ポートフォリオ運用のメリットを発揮することを基本方針とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 1. 資産運用の基本方針」）。

更に、一物件に対する投資金額にも留意しつつ、テナント及び物件単位での分散投資を行い、ファンドの中長期的な安定成長を目指すものとします。それぞれにおける投資比率としては、当面の目標として下記「b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準」に定める通りとします。

(注) 不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の定義については、下記「(2) 投資対象

a. 投資対象とする資産の種類」をご参照下さい。

b. 投資態度

(イ) ポートフォリオ運用基準

ポートフォリオ運用の基準となる種類別、地域別、用途別等による投資割合の概要は、下表の通りです。

投資対象とする資産の種類	投資割合	
不動産等	用途別	オフィスと商業施設の組入比率は、投資金額基準で概ね8：2を目標として運用します。
	地域別	「東京」と「地方」の組入比率は、投資金額基準で概ね6：4を目標として運用します。
		個別のテナントからの賃料収入（複数物件に入居している場合はその総額）の全賃料収入に占める比率は、原則として10%未満とします。
資産対応証券等	当該投資後における資産対応証券等の保有価格合計金額の本投資法人の自己資本の額に占める比率は、原則として10%未満とします。	

① 保有期間

原則として、中長期保有を目的とし、短期売買目的の資産取得は行わないものとします（ここでいう短期とは1年未満の期間をいい、中期とは1年以上5年以下の期間、長期とは5年超の期間をいうものとします。）。

② 用途

i) 本投資法人は、主として優良なオフィス（都市型業務施設）及び繁華性の高い立地に位置する商業施設（当該オフィス又は商業施設の建物の賃借権、それらが立地する土地の賃借権及び地上権、並びにそれらが裏付け資産となっている有価証券及び信託の受益権その他の資産を含みます。）を投資対象とします。それらの組入比率については、その時々を経済状況、不動産市況動向等を十分に考慮した上で設定します（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (1)」）。

ii) オフィスと商業施設の組入比率は、投資金額基準で概ね8:2を目標として運用します。

③ 地域

i) 本投資法人は、主として地震リスク、個別市況リスク等を考慮し、またキャッシュフローの増大を図るために、東京だけではなく地方都市への分散投資を図るものとします。地域

別の組入比率については、各地域の経済状況、不動産市況動向等を十分に考慮した上で設定します（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（2）」）。

- ii) 「東京」（下表に定義する「東京都心」及び「東京周辺部」を総称します。）と「地方」の組入比率は、投資金額基準で概ね6：4を目標として運用します。ただし、ここでは用途別区分は行いません。地域区分の定義は、下表の通りとします。

地域区分	地域
「東京都心」	千代田区、中央区、港区、新宿区、品川区、渋谷区
「東京周辺部」	東京都のうち「東京都心」以外、千葉県、神奈川県、埼玉県
「地方」	その他の地域

④ テナント

個別のテナントからの賃料収入（複数物件に入居している場合はその総額）の全賃料収入に占める比率は、原則として10%未満とします（「賃料収入」には、共益費、駐車料、倉庫使用料等を含みますが、時間外空調費用などの付加使用料は含みません。）。ただし、テナント入替えの可能性及び賃貸条件等を総合的に勘案して、上記数値を超過する場合もありうるものとします。

⑤ 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等

- i) 当該投資後における不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の保有価格合計金額の本投資法人の自己資本の額に占める比率は、原則として10%未満とします。
- ii) 投資判断にあたっては、投資期間満了時における当該資産対応証券等の投資対象となっている不動産等の取得機会が確保できることを前提とします。

⑥ 開発案件への投資方針

本投資法人は、安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じている又は生じる見込みがある不動産を取得することを原則とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（7）」）。

開発投資（投資法人自ら土地を取得して建物を建築することをいいます。）は、行わないものとします。ただし、第三者が建築中の物件については、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、完工・引渡しリスクが極小化されている場合には、当該建物竣工前においても投資することができます。また、既に取得している物件の建替えについては、建替え後のテナントの確保が十分可能と判断されること及び開発投資ではないことを確認の上、実施します。

⑦ 設備投資の方針

中長期的な視野から物件の競争力維持・向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成の上、設備投資を行います。実施に際しては、原則として、個別物件の減価償却費の範囲内で行いますが、ポートフォリオ全体の減価償却費も勘案して判断します。ただし、共用部分の改修工事については、投資法人としてのテナント営業政策上の観点から早期に実施することとし、耐震補強が必要な物件については、テナントの営業状況に配慮しつつ、補強工事を速やかに行います。

⑧ 付保方針

i) 引受保険会社選定基準

- ・ 適当と認められるブローカーを通じて公正な引受保険会社の選定を行います。
- ・ 引受保険会社の保険格付は、原則としてムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「Moody's」といいます。）及びスタンダード・アンド・プアーズによるA3又はA-以上とします。

ii) 地震保険付保基準

地震保険の付保に関しては、ポートフォリオPMLを基準に、災害による影響と損害保険料とを比較検討して付保の判断を行います。なお、PMLが高い物件については、個々に地震保険を付保します。

(注) PML (Probable Maximum Loss) とは、地震リスク分析における予想最大損失率を意味します。PMLには、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものがあります。PMLについての統一された定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間 (50年＝一般的建物の耐用年数) の間に、想定される最大規模の地震 (475年に一度起こる大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震) によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率 (%) で示したものを意味します。

⑨ 売却方針

- i) 本投資法人の保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等のうち、売却対象資産の選定については、当該売却対象資産の現状、将来の収益、資産価値の増減等についての予測及びポートフォリオ全体の資産構成等を考慮して、総合的に判断します (規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (3)」)。
- ii) 各決算期に行う資産の評価の結果、その評価額が取得価格の20%を超えて下回った物件については、投資政策委員会において継続保有するか売却するかの検討を行います。また、市場環境等を勘案し、それ以外の物件についても適宜売却検討を行うものとします。売却については、主に以下の観点から判断します。
 - ・ 今後の市況見通し
 - ・ 周辺の開発予測
 - ・ 将来にわたる収益見通し
 - ・ 今後の投資額予測
 - ・ 今後の資産価値の増減見通し
 - ・ ポートフォリオ全体での検討 (地域・テナント・用途等の分散の観点及び配当に与える影響等の観点からの検討)

⑩ バリュアアップ不動産

バリュアアップ不動産とは、収益性の向上と資産価値増大が見込める物件で、取得時の収益性が確保されており、かつ、以下のいずれかに該当する物件をいいます。

- ・ 取得時の稼働率が概ね80%以下の物件
- ・ 修繕等の投資効果が十分に見込める物件

なお、バリュアアップ不動産のポートフォリオ全体に占める割合は原則として15%を上限とし (投資金額基準)、バリュアアップ不動産の追加取得にあたっては、物件組入れ後ポートフォリオ全体の稼働率が、90%を下回らないように留意します。

バリュアアップ不動産の運用においては、資産運用会社のノウハウを駆使し、以下の戦略を重点的に実施していきます。

- ・ リーシングの強化による稼働率の向上
- ・ 効果的なりニューアルの実施によるマーケット競争力の強化
- ・ 管理体制の効率化によるコストダウンの実施

また、バリュアアップが達成できたと投資政策委員会が判断する場合には、以下に定義されるコア不動産に移行します。

また、不動産価値の向上を実現する手段として、バリュアアップ不動産の売却も選択肢の一つとして検討します。

⑪ コア不動産

コア不動産とは、バリュアアップ不動産以外の物件 (ただし、オフィスのみとします。) を

います。コア不動産は、ポートフォリオ収益の安定性に寄与する物件として位置付けられています。

(ロ) 投資基準

本投資法人は、個別の不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資を行う際、当該不動産（不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の裏付けとなる不動産を含みます。）の現状、将来にわたる収益性、リスク等について、立地、建物及び設備の保守管理状況、劣化又は陳腐化への対応、耐震性、権利関係、入居テナントとの契約内容、環境、地質等を考慮し総合的に判断した上で、投資を行います。

また、不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の取得後も、資産価値及び競争力の維持・向上のために、継続的かつ効果的な設備投資を行うとともに、収入の拡大とコストの削減を行うことにより、収益の安定化と拡大を目指します（規約 別紙1 「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (3)」）。

本投資法人の主な具体的投資基準は、以下の通りです。

① 地域

投資対象とするのは、以下の都市です。

- i) 3大都市圏：東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の中心業務地区
- ii) 3大都市圏を除く政令指定都市：札幌市、仙台市、広島市、福岡市、北九州市等の政令指定都市の中心業務地区
- iii) その他：原則として人口30万人以上の県庁所在地等の中核都市

なお、商業施設への投資決定に際しては、商圈の範囲を適正に認識・設定した上で、当該商圈の人口、人口動態、世帯数、平均所得等多岐にわたる商圈分析を行い、当該商圈が有する潜在購買力、成長性等を的確に把握するとともに、テナント及び当該業態と商圈の適合性についての判定を行います。また、競争力の観点からは、現在の競合状況、近隣地域における今後の競合店出店計画及び将来的な開発余地等を含め、多方面にわたり調査分析を行います。

② 規模

i) オフィス

原則として、延床面積約3,300㎡（約1,000坪）以上、かつ2階以上の標準的なフロア面積が約330㎡（約100坪）以上の建物とします。

ii) 商業施設

物件毎に個別の立地特性による地域性・商圈の規模及び業態毎の標準的な規模、並びに地域の将来性を考慮の上、適正規模を判断します。

③ 設備施設

i) オフィス

貸付床の形状・分割対応、天井高、床仕様、電気容量、空調方式等のスペックを十分に確認し、地域性あるいは取得後における変更の可能性などを総合的に考慮したうえで、物件毎に個別に判断します。

ii) 商業施設

業態別の標準仕様をベースとして、個別の立地特性による地域性並びに商業施設としての汎用性、転用可能性及び来店者の交通手段等の個別要素を総合的に考慮した上で、物件毎に個別に判断します。

④ 耐震性

原則として新耐震基準適合又は耐震補強工事実施済（取得後に工事実施が可能であれば、取

得時点で耐震補強工事が未実施の場合を含みます。)の建物であることとします。

⑤ テナント

i) オフィス

1 物件における同一テナント（親子会社の場合は同一とみなします。）の占有率は、50%以下を原則とします。なお、50%を超過する場合は、テナント信用力、適合性、代替性等を総合的に勘案した上で取得をすることができます。

ii) 商業施設

1 物件における同一テナントの占有率の制限は設けませんが、テナント選定にあたっては、テナント信用力、個別店舗の収益力、代替性等を総合的に勘案して判断し、対象となる商圏及び競合状況を分析しつつ、テナント集客力の高い物件を選別するべく厳しい物件精査を行い、取得後はテナントに対するモニターを続けます。

⑥ 権利形態

i) 共有の場合

- ・ 「管理」（賃貸、改良行為等）の自由度を確保するため、共有持分割合は、原則として50%超としますが、他の共有者の属性、信用力、当該物件の特性等を総合的に考慮した上で個別に判断し、持分割合が50%以下であっても当該物件を取得することができます。
- ・ 処分の自由度を確保するため、共有者間特約等による共有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無やその内容を確認します。
- ・ 収益の安定性を確保するため、他の共有者の属性・信用力を十分確認の上、可能な限りの仕組上の手当てを行います（共有持分不分割特約の締結、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決めを含みますが、これらに限られません。）。

ii) 区分所有の場合

- ・ 改良行為の自由度を確保するため、原則として75%以上の区分所有者の集会における議決権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）第38条）を確保しますが、他の区分所有者の属性、信用力等を総合的に考慮し、個別に判断します。
- ・ 処分の自由度を確保するため、区分所有者間特約等による区分所有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無やその内容を確認します。
- ・ 収益の安定性を確保するため、管理組合の運営状況（積立金、負債比率、付保状況等）を確認し、必要に応じ独自の手当て（投資法人内の積立額増額、管理組合とは別途の共用部付保や敷地権の登記の具備を含みますが、これらに限られません。）を講じます。

iii) 借地の場合

- ・ 原則として、旧借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）（以下「借地法」といいます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）上の借地権を対象とします。
- ・ 底地権者の属性については、慎重に考慮し、地代の改定、借地契約更新時の更新料、建替え時の承諾料又は売却の際の承諾料等が収益性に与える影響を考慮の上判断します。

iv) 担保権・用益権について

- ・ 購入予定不動産上の抵当権等の担保権の有無や購入時の抵当権抹消の可能性等を確認します。
- ・ 第三者による地上権・地役権等の用益権設定の有無やその内容を確認し、収益性に与える影響を考慮の上判断します。

⑦ 投資額

i) 1 物件当たりの最低投資額

1 物件当たりの最低投資額（購入金額のみとし、税金及び取得費用等は含みません。）は、原則として10億円以上としますが、次の場合には10億円未満であっても取得することができます。

- ・ 1棟全体の評価額が10億円以上の物件の一部を取得する場合。
- ・ 鑑定評価額は10億円以上であって、交渉によって10億円未満で取得する場合。
- ・ 複数の物件を一括で取得する場合に、当該物件が従たる資産である場合。

ii) 1物件当たりの最高投資額

1物件当たりの投資金額の「当該投資後における本投資法人が保有する不動産等及び資産対応証券等の価格の合計額」に対する割合の上限は、原則として1/3とします。ただし、総合的に勘案して妥当と判断される場合には、この割合を超える物件を取得することができます。ここで、「当該投資後における本投資法人が保有する不動産等及び資産対応証券等の価格の合計額」とは、前期までの投資不動産等及び資産対応証券等の評価額合計額、当期における不動産等及び資産対応証券等の購入額（税金及び取得費用等は含みません。）並びに当該投資に係る投資金額（税金及び取得費用等は含みません。）の総額をいいます。

iii) 取得価格の制限

不動産等又は資産対応証券等に投資する際の取得価格については、原則として鑑定評価額の105%を上限とします。ただし、次の場合には当該資産の取得によりファンド全体の当期における基準となるNOI利回りを下回らないことを前提として、上記鑑定評価額の上限である105%を上回ることもできます。

- ・ 長期固定の賃貸借契約によりキャッシュフローの安定的な推移が予測される物件で、かつ中長期的に一定の配当可能利益を得ることが見込まれる物件。
- ・ 物件の規模・立地等総合的な観点からファンド全体のクオリティ向上に寄与されると判断され、かつ一定の配当可能利益を得ることが見込まれる物件。

⑧ 不動産の所有形態の選択基準

投資対象不動産について、当該不動産を直接に取得するのか、当該不動産について信託設定を行った上でその受益権（不動産信託受益権）を取得するのかについては、現所有者の意向及び権利の移転コスト等を総合的に勘案して判断します。

(ハ) 物件関連業務運用基準

物件関連業務とは、PM業務、テナント一般媒介業務、LM/CM業務、物件移管業務をいいます。上記業務は、主として投資法人の成長を実現させるために必要かつ有効なものであり、以下の基本方針に基づき運用されます。

① AM/PMの重要性

ファンドの成長を実現するためには、AM（資産運用会社）による統一的なマネジメントと、個別物件毎の施設管理・賃貸管理・工事管理を統括するPMによる専門的運用が重要です。

AM（資産運用会社）は、統一的なマネジメントを行うために、個別の投資対象である不動産に関する賃貸営業管理及び工事計画に関する助言を、第三者から受けることができるものとします。当該助言を与える者として、東京建物株式会社（賃貸営業管理・工事計画助言業務受託者）を選任しています。

また、AM（資産運用会社）は、運営ノウハウの高いPMを選定し、同一地域におけるPMの集約を進めながら、ポートフォリオ全体での均一化された管理を徹底するものとします。AM（資産運用会社）は、PMの統一管理基準を設け、第三者をしてPMの評価をさせPMの能力向上を図り、投資主の利益を極大化する運用を行うものとします。

PM選定に当たっては、賃貸営業管理・工事計画助言業務受託者である東京建物株式会社及び

他のPM会社（テナントとの関係を含めて現場を熟知している取得以前からの既存管理会社、若しくは既に投資法人の他物件の管理受託をしている会社等）を比較検討して選定します。比較検討に当たっては、運営ノウハウ、当該地域におけるPM集約化の状況等を考慮しながら、総合的に判断するものとします。

② テナント一般媒介業務受託者の活用

テナント一般媒介業務については、東京建物株式会社、安田不動産株式会社、大成建設株式会社のほか、他の仲介業者にも委託を行います。

③ 物件売買時の円滑な取引執行

物件売買時の円滑な取引執行のために、必要に応じて、不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合のみならず不動産信託受益権の場合においても、賃貸状況の確認、建物・施設維持管理状況の確認、権利関係の整理・確認、引渡の準備・確認等に関する物件移管業務を東京建物株式会社に対して委託します。

(二) 財務方針

① 資金運用方針

i) 敷金・保証金

・ 不動産信託受益権の場合

テナントから預かった敷金・保証金は、当面信託勘定内に全額積み立てますが、ヒストリカルデータの蓄積や、コミットメントラインの導入等の手当てを前提として、積立額の減額を検討します。

・ 不動産、不動産の賃借権、地上権の場合

テナントから預かった敷金・保証金は、当面銀行の普通預金口座又は定期預金口座内に全額積み立てますが、ヒストリカルデータの蓄積や、コミットメントラインの導入等の手当てを前提として、安全性を確保しつつ資金の効率的運用を目指し積立額の減額を検討します。

ii) 信託勘定内現預金（不動産信託受益権の場合）

Moody'sの短期格付P-2以上の銀行の普通預金口座又は定期預金口座に預け入れます。

iii) 投資法人勘定内現預金

投資法人勘定内現預金についてもii)と同様とします。ただし、金融機関からの融資実行に関連して実行時又は利払時に使用するために開設する普通預金口座はこれに含まれないものとします。

なお、余裕資金については原則として以下の優先順位で支出を行い、残金については上記と同様の運用を行うものとします。

・ 再投資（物件購入資金又は資本的支出をいいます。以下同じです。）

・ 投資主への分配（ただし、投資主への分配が利益を超える金銭の分配に該当する場合、利益を超える金銭の分配に関する税務の取扱いが現行のままの場合にはこれを行いません。後記「(3) 分配方針 (二) 利益を超えた金銭の分配」をご参照下さい。)

・ 借入金の一部返済（ただし、金銭消費貸借契約上の返済期限が到来している場合には、この順位にかかわらず、最優先されるものとします。)

iv) デリバティブ取引

金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (8)」）。

② 投資口の追加発行

本投資法人は、資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、市況を的確に把握し、かつ、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下、本投資口の一口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮した上で、機動的な投資口の追加発行を行うものとします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（4）」）。

③ 借入れ及び投資法人債発行

i) 基本方針

本投資法人は、長期の安定的な資金調達と、機動性を重視した短期資金調達を効率的に組み合わせることにより、資産規模の積極的な拡大と、投資主への安定的な金銭の分配の維持を目指します（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（5）」）。

ii) LTV (Loan to Value)

LTVとは以下の式により算出された比率をいい、本投資法人の資産総額に対する負債の割合を表します。

$(\text{借入金} + \text{投資法人債}) \div \text{資産総額 (注)}$

(注) 資産総額とは、LTV計算時点における直近の決算期末貸借対照表における資産の部の合計金額をいいますが、そのうち有形固定資産について鑑定評価額又は価格意見書による評価額と期末帳簿価額との差額を当該有形固定資産の期末帳簿価額に加減して求めた金額とします。

LTVは、55%までの運用を原則としますが、資産の取得及び評価額の変動等に伴い、一時的に上記数値を超えることがあります。

(ホ) その他

① 本投資法人は、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の割合を75%以上とします（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（6）」）。

② 資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向等により、上記の比率を変更することがあります（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度（9）」）。

③ 組入資産の貸付け（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 5. 組入資産の貸付け」）

i) 資産の効率的運用を図り、高い運用成果の獲得を目指すため、後記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類」に定める資産のうち、不動産、不動産の賃借権及び地上権について、貸付け（駐車場、看板等の設置を含みます。）を行うことができるものとします。

ii) 上記 i) の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、前記「(二) 財務方針

① 資金運用方針 i) 敷金・保証金」に記載の方針に基づき運用します。

iii) 資産に属する不動産、不動産の賃借権及び地上権以外の資産の貸付けは行いません。

(2) 【投資対象】

a. 投資対象とする資産の種類

本投資法人は、資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資します(規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」)。

(イ) 不動産等とは以下に掲げるものをいいます。

- ① 不動産
- ② 不動産の賃借権
- ③ 地上権
- ④ 次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、投信法において定義される有価証券（以下「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。）

イ 不動産

ロ 地上権及び土地の賃借権

- ⑤ 金銭を信託する信託の受益権（信託財産を主として上記①から③までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、有価証券に該当するものを除きます。）
- ⑥ 当事者の一方が相手方の行う上記①から⑤までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）

(ロ) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいいます。

- ① 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に規定する優先出資証券
- ② 投信法に規定する投資信託の受益証券
- ③ 投信法に規定する投資証券
- ④ 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（上記(イ)④及び⑤に掲げる信託の受益権を除きます。）

(ハ) 本投資法人は、上記(イ)及び(ロ)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができます。

- ① 有価証券（但し、株券については、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に限り、）
- ② 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）において定義されるものをいい、預金、大口定期預金及び譲渡性預金（但し、有価証券に該当するものを除きます。）及びコール・ローンを含みます。）
- ③ 金融先物取引等（投信法施行令において定義されるものをいいます。）に係る権利
- ④ 金融デリバティブ取引（投信法施行令において定義されるものをいいます。）に係る権利
- ⑤ 上記①乃至④号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(ニ) 本投資法人は、上記(イ)ないし(ハ)に定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができます。

- ① 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。）に基づく商標権又はその専用

使用権若しくは通常使用権

- ② 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
 - ③ その他特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と認められるもの
- (ホ) 本投資法人は、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものとして適当と認められるものに投資することができます。

b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

- (イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度 (ロ) 投資基準」をご参照下さい。
- (ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合についての詳細は、前記「(1) 投資方針 b. 投資態度 (イ) ポートフォリオ運用基準」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

- (イ) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して得た額をいいます。（規約第28条第1号）。
- (ロ) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（ただし、分配可能金額を上限とします）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払い準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます（規約第28条第2号）。
- (ハ) 分配可能金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第28条第3号）。

(ニ) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、上記(ロ)に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます（規約第28条第4号）。

本投資法人は、安定配当を重視しますが、利益を超える金銭の分配に関して、かかる分配を受けた投資主がその分配の都度税務上における譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わないものとします。

ただし、本投資法人が「利益配当等の損金算入要件」（後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い c. 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」の①に記載する要件)を満たすことを目的とする場合等で、利益を超える金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超える金銭の分配を行

うことができるものとします。詳細は、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(ホ) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配します(規約第28条第5号)。

(ヘ) 分配金の除斥期間

分配金は支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払義務を免れます(規約第29条第1項)。未払分配金には利息をつけません(規約第29条第2項)。

(4) 【投資制限】

a. 規約に基づく投資制限

(イ) 基本方針

投資主の利益を最優先するものとし、特定の第三者に利益を供することを意図した投資は行いません(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限(1)」)。

(ロ) 国内投資限定

投資対象は国内の不動産に限定します。また、外貨建資産への投資は行いません(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限(2)」)。

(ハ) 短期売買制限

資産の総額に占める、1年以内の売却を目的として保有する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の価額の合計額の割合を50%以内とします(規約別紙1「資産運用の対象及び方針 4. 資産運用の対象とする資産についての制限(3)」)。

(ニ) 借入制限(規約第34条)

本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとします。ただし、かかる借入れは、証券取引法(昭和23年4月13日法律第25号)第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものに限るものとします。

① 借入れの目的

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために借入れを行います。

② 借入金の限度額

1兆円とします。ただし、下記「(ホ) 投資法人債発行制限」に規定する投資法人債と併せて、その合計額が1兆円を超えないものとします。

③ 借入金の使途

資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済(敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。)等に用います。

④担保の提供

上記①乃至③の規定に基づき借入れを行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものとします。

(ホ) 投資法人債発行制限(規約第35条)

本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じです。)を発行することができるものとします。

但し、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)第5条の施行日から有効となることとします。

① 投資法人債の発行目的

資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るために投資法人債の発行を行います。

② 投資法人債発行の限度額

1兆円とします。ただし、上記「(二) 借入制限」に規定する借入れと併せて、その合計額が1兆円を超えないものとします。

③ 投資法人債の発行により調達した資金の用途に関する事項

資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含みます。）等に用います。

④ 担保の提供

上記①乃至③の規定に基づき投資法人債の発行を行う場合、本投資法人は、資産を担保として提供することができるものとします。

(へ) 他のファンドへの投資

本投資法人は、投信法に規定する投資信託の受益証券及び投信法に規定する投資証券で、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とするものに投資することができます（規約 別紙1「資産運用の対象及び方針 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 (2) b. 及び c.」）。

b. その他の投資制限

有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

3【投資リスク】

a. リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が保有する不動産を信託する信託の受益権に係る信託不動産及び不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」を併せてご参照下さい。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

- (イ) 本投資証券の商品性に関するリスク
 - ① 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
 - ② 金銭の分配に関するリスク
 - ③ 収入及び費用並びにキャッシュフローの変動に関するリスク
 - ④ 募集投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- (ロ) 本投資法人の運用方針に関するリスク
 - ① 地域的な偏在に関するリスク
 - ② 不動産を取得又は処分できないリスク
 - ③ テナント集中に関するリスク
 - ④ 募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク
- (ハ) 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク
 - ① 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
 - ② スポンサーへの依存、利益相反に関するリスク
 - ③ インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
 - ④ 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
 - ⑤ 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク
 - ⑥ 敷金及び保証金に関するリスク
- (ニ) 不動産及び信託の受益権に関するリスク
 - ① 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
 - ② 賃貸借契約に関するリスク
 - ③ 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
 - ④ 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
 - ⑤ 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
 - ⑥ 法令の制定・変更に関するリスク
 - ⑦ 売主の倒産等の影響を受けるリスク
 - ⑧ 転貸に関するリスク
 - ⑨ 賃借人等による不動産の利用・管理状況に関するリスク
 - ⑩ 共有物件に関するリスク
 - ⑪ 区分所有建物に関するリスク
 - ⑫ 借地物件に関するリスク
 - ⑬ 借家物件に関するリスク
 - ⑭ 開発物件に関するリスク
 - ⑮ 有害物質に関するリスク
 - ⑯ 不動産等を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
 - ⑰ 信託の受益権の準共有等に関するリスク
- (ホ) 税制に関するリスク

- ① 導管性要件に関するリスク
- ② 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- ③ 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- ④ 一般的な税制の変更に関するリスク

(へ) その他

- ① 専門家報告書等に関するリスク
- ② 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴うリスク
- ③ 特定目的会社の優先出資証券への投資に係るリスク

(イ) 本投資証券の商品性に関するリスク

① 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、原則として、第三者に対する売却その他の方法による処分に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却ができない可能性があります。

② 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は、その分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が保有する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「a. リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

③ 収入及び費用並びにキャッシュフローの変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「(二) 不動産及び信託の受益権に関するリスク ② 賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。

個別の資産の過去の収支の状況や賃料総額は、当該資産の今後の収支の状況や賃料総額を必ずしも予測させ又は保証するものではありません。また、当該不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、本投資法人が保有する不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュフローを減ずる要因となる可能性があります。

また、不動産に関する費用としては、建物減価償却費、不動産に関して課される公租公課、不動産に関して付保された保険の保険料、水道光熱費、設備管理委託費用、警備委託費用、清掃委託費用、造作買取費用、修繕費用等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出又

は費用は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

④ 募集投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

投資法人は、募集投資口を随時発行する予定ですが、かかる発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に発行された募集投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、既存の投資主は、募集投資口の発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、募集投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産価格や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

(ロ) 本投資法人の運用方針に関するリスク

① 地域的な偏在に関するリスク

本投資法人が不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券の取得を行っていく過程で、本投資法人が保有する不動産が地域的に偏在する可能性があります。かかる場合には、当該地域における地域経済や不動産マーケットの変動、地震・台風等の災害、人口変動等、当該地域に特有な事象によって、本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。

② 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個別性が強く流動性が低いため、希望する時期に希望する不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券を取得又は処分できない可能性があります。また、本書の日付以後、経済環境等が著しく変わった場合又は売買契約等において定められた一定の条件が成就しない場合等においては、不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券を予定通り取得又は処分することができない可能性があります。取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオの構築又は組替えが適時に行えない可能性があります。

③ テナント集中に関するリスク

本投資法人が保有する不動産に係るテナントに占める特定のテナントの割合が大きくなればなるほど、かかる特定のテナントの新規業務提携又はその解消等事業戦略の変更や財務状況の変化等に伴う支払能力の変化、当該不動産からの退去、賃貸条件の変更その他の事情が、本投資法人の収益等に及ぼす影響は大きくなります。特に、本投資法人が投資対象とする商業施設においては、テナントが単独となる場合が多く、そのようにテナントが単独である不動産においては、本投資法人の収益等は、当該単独テナントの事情に大きく左右されます。

また、そのように本投資法人が保有する不動産に係るテナントに占める割合が大きい特定のテナントが退去した際には、大きな空室率が生じるので、他のテナントを探しその空室率を回復させるのに時間を要することがあり、場合によっては賃貸条件を緩和することを求められ、その期間が長期になればなるほど、又は賃貸条件の緩和の度合いが大きい程、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性が高くなります。

④ 募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債による資金調達に関するリスク

募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で募集投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかつたり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなつたり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、これらの元本額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

① 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を維持できない場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

また、投信法は、投資法人の執行役員及び監督役員並びに投資法人関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

例えば、本投資法人の執行役員及び監督役員が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）その他の義務に違反した場合や、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善管注意義務、忠実義務、利益相反状況にある場合に本投資法人の利益を害してはならない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損害を受ける可能性があります。

② スポンサーへの依存、利益相反に関するリスク

資産運用会社の全発行済株式は、本書の日付現在、東京建物株式会社、明治安田生命保険相互会社、大成建設株式会社、安田不動産株式会社及び株式会社損害保険ジャパンの5社

（以下「スポンサー」と総称します。）により保有されており、また、スポンサーは、資産運用会社の主要な役職員の出向元となっています。スポンサーの利益が本投資法人又は本投資法人の他の投資主の利益と異なる場合、利益相反の問題が生じる可能性があります。スポンサーは、本投資法人がスポンサー又はその関連会社から資産を取得し、又は物件の賃貸若しくはその他の業務を行う場合に、本投資法人に対して影響力を行使する可能性があります。また、本投資法人は、スポンサー又はその関連会社と資産の取得等に関し直接競合した場合に、

本投資法人に影響力を行使する可能性があります。かかる場合、本投資法人の業務、財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資法人の発行する投資証券は、上場株式等と異なり、証券取引法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。従って、本投資法人の関係者がインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

④ 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会又は資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

⑤ 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配からしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

⑥ 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、不動産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(二) 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権そ

の他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「⑩ 不動産等を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

① 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。本投資法人は、かかる場合に備えて、原則として前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、かつ一定の瑕疵担保責任を負担させることとしておりますが、たとえかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあります。

また、本投資法人又は信託受託者が不動産を売却する場合、本投資法人又は信託受託者たる宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。）（以下「宅地建物取引業法」といいます。）上の登録をした信託銀行は、宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者とみなされるため、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。従って、本投資法人又は信託受託者が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

② 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

賃貸借契約上、賃借人の解約権が排除されている場合等を除き、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。この延滞賃料等の債務の合計額が敷金

及び保証金で担保される範囲を超える場合があります。

c. 賃料改定に係るリスク

賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉いかんによっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少します。

③ 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少、又は当該不動産の価値が下落する可能性があります。

また、これらのリスクを回避又は低減する目的で当該不動産に対して保険契約の締結を図ったとしても不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約を締結しても保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合があります。

④ 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）上無過失責任を負うこととされています。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合には、上記③と同様、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

⑤ 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、様々な行政法規や各地の条例による規制が不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法（昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。）による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。

更に、不動産が含まれる地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付される可能性や、建物の敷地とされる面積が減少する可能性、当該不動産に関して建替え等を行う場合に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

⑥ 法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）（以下「土壌汚染対策法」といいます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。

⑦ 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人は、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得する場合には、管財人等により売買が否認されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

万一債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消される（詐害行為取消）可能性があります。また、不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、当該不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（以下、本項において「買主」といいます。）から更に当該不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っていた場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

更に、取引の態様如何によっては売主との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク）もあります。

⑧ 転貸に関するリスク

賃借人（以下、転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が悪化することにより、賃借人からの賃料の支払いが滞る可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃借人に承継される旨規定されている場合には、かかる敷金等の返還義務が、賃借人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃借人の負担となる可能性があります。

⑨ 賃借人等による不動産の利用・管理状況に関するリスク

賃借人等による不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、賃借人や賃借権の譲受人の属性によっては、不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料収入が低下する可能性があります。

⑩ 共有物件に関するリスク

不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクが存在します。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、第三者との間で共有されている不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、第三者との間で共有されている不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、かかる特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産につ

いては、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑪ 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの1筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑫ 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、

借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）第4条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑬ 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

⑭ 開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結することがあります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があります。

⑮ 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、その場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。

なお、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号。その後の改正を含みます。）によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があります。また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

⑯ 不動産等を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権の保有に伴い、前記①乃至⑮に記載されたリスクを、信託受託者を介して、不動産、不動産の賃借権又は地上権を直接所有する場合と実質的にほぼ同様に負担することになります。

信託の受益権を譲渡しようとする場合には、契約上、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権については有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があります。仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、信託財産である不動産が当該信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、当該不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託財産としての不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

⑰ 信託の受益権の準共有等に関するリスク

不動産信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

準共有者は、原則として、他の準共有者の同意を得ることなく自己の準共有持分を処分することができ、したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の準共有者が変更される可能性があります。これに対し、準共有者間の協定書等において、準共有者が準共有持分を処分する場合に他の準共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手續の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の準共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその準共有持分を処分する際に制約を受けることとなります。

また、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有されている不動産信託受益権の変更にあたる行為には準共有者全員の合意を要し（民法第264条、第251条）、変更にあたらぬ管理は、準共有者の準共有持分の過半数で決定する（民法第264条、第252条）ものと考えられます。したがって、特に本投資法人が準共有持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

更に、不動産信託受益権の準共有者が不動産信託受託者に対して有する信託交付金の請求権及び不動産信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は、別段の合意のない限り、準共有される財産に関する債権債務として不可分債権及び不可分債務であると一般的には解されています。したがって、他の準共有者の債権者が当該準共有者の準共有持分の割合を超えて信託交付金請求権全部を差し押さえる可能性があり、また、他の準共有者が不動産信託受託者からの信託費用等の請求をその準共有持分の割合に応じて履行しない場合に本投資法人が請求された全額を支払わざるを得なくなる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた信託交付金請求権のうち自己の準共有持分に応じた金額の支払や支払った信託費用等のうち他の準共有者の準共有持分に応じた金額の償還を当該他の準共有者に請求することができますが、当該他の準共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。

(ホ) 税制に関するリスク

① 導管性要件に関するリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、借入金等の定義に係る不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性

があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い c. 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」をご参照下さい。

② 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

③ 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、その有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産の価額の合計額の割合を75%以上とすること（規約別紙1「資産運用の対象及び方針 3. 投資態度 (6)」）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

④ 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

(へ) その他

① 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産の価格調査による調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産の価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

建物状況調査レポート及び地震リスク分析レポート等は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取り等を行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震

が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

② 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴うリスク

固定資産の減損に係る会計基準の適用により、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、一定の条件の下で回収可能額を反映させるように固定資産の帳簿価額を減額する会計処理（減損処理）を行うこととなっており、今後、本投資法人の保有する不動産等の市場価格及び収益状況によっては減損処理を行う可能性があります。

また、減損処理により会計処理と税務処理の取扱いの差異が生じ、本投資法人は導管性要件を満たすことができないこととなる（利益の配当等を損金算入できないこととなる）可能性があります。

③ 特定目的会社の優先出資証券への投資に係るリスク

本投資法人はその規約に基づき、資産流動化法に基づく特定目的会社はその資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする場合、その優先出資証券への投資を行うことがあります。かかる優先出資証券への投資を行う場合にも、本投資法人は、税法上の導管性要件に抵触することなく保有する意向です。また、規約に基づき中長期の安定運用を図ることを目標として運用を行うため、取得した優先出資証券につき短期間でその売却を行うことは意図しておりません。但し、売却する方が本投資法人にとってより経済的な合理性があると判断される場合、その売却を行うことがあります。しかしながら、優先出資証券については確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、従って売却を意図してもその売却が困難な場合があり、又は、予定より低い価額での売買を余儀なくされる可能性があります。また、特定目的会社の投資する不動産に係る収益が悪化した場合や当該不動産の価値が下落した場合又は特定目的会社の開発する不動産が予想した価格で売却できない場合、更には導管体である特定目的会社において意図されない課税が生じた場合等には、当該特定目的会社の発行する優先出資証券に投資した当投資法人が当該優先出資証券より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により損害を被る可能性があります。

b. 投資リスクに対する管理体制

本投資法人は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分な効果があがることを保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

リスク管理体制

本投資法人は、投信法に基づき適法に設立されており、本書の日付現在においては執行役員1名及び監督役員2名から構成される役員会により運営されています。これらの役員は欠格事由にあたらぬほか、監督役員はもとより執行役員を含めたすべての役員が、資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にあり、投信法の規定する水準以上の透明性の高い運営を行うよう努め、同時にリスク管理に努めています。

本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。役員会においては、資産運用会社が執行する資産運用にかかる重要な事項は、資産運用会社からの報告事項とし、さらに利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（二）」をご参照下さい。）との取引のうち、資産の取得・売却及びその媒介又は代理、

不動産管理委託、1,000万円超の工事の発注、物件の賃貸に関しては、役員会の承認事項とすることにより利益相反取引に関して、資産運用会社への一定の牽制体制を構築しています。

一方、資産運用会社は、リスク管理規程により投資法人を取り巻くリスクを認識して、各部門における日常業務遂行上のリスク管理の他に取締役会における運用リスク管理状況報告等を通じてリスク管理体制の構築を図っています。また、このリスク管理体制を補完して日常的にリスクに対応する手法・手段を検討するためにリスク管理委員会を設置しています。

原則として資産の取得や資産の運用にかかわる一定の重要事項については、資産運用会社の社長、関連部門の部長、同マネージャー等にて構成される投資小委員会（デューデリジェンス小委員会を含みます。）或いは運用小委員会にて意思決定が行われ、さらに特に重要性が高い事項に関しては運用会社の取締役会において意思決定する旨定めています。

また、資産運用会社に設置しているコンプライアンス委員会においては、現在は外部の弁護士を特別委員として招聘して、上記に記載の投資法人と利害関係者間の取引にあたっては、事前にその妥当性や合理性の検証を行った上で投資法人の役員会の承認を得ることとしています。なお、各委員会の内容につきましては、前記「1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 c. 投資運用の意思決定機構」をご参照下さい。

上記の通り、投資法人及び資産運用会社においては、投信法に定める利害関係人等に関連した行為準則の水準を越える厳格な利益相反の防止体制を整え、リスク管理体制を徹底しています。

その他のリスク、例えば不動産投資信託証券市場に関するリスク、商品設計及び関係者に関するリスク、並びに、信託受益権に特有のリスク等についても業務執行や意思決定において、レベルの異なる、複数の意思決定機関に諮ることを原則とし、かかるリスクを可能な限り極小化するよう努め、投資・運用リスクと同様のリスク管理体制を整えています。

このように、投資リスクに対しては、本投資法人及び資産運用会社の重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。なお、個別のリスクに関する管理体制については、前記「a. リスク要因」の各記載も適宜ご参照下さい。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第7条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

(イ) 役員報酬

執行役員及び監督役員の報酬は、当該職務と類似の職務を行う取締役等及び監査役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額（ただし、それぞれの上限を一人当たり月額50万円及び40万円とします。）とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当該執行役員及び監督役員が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払われます。（規約第24条）

(ロ) 資産運用会社への支払報酬

資産運用会社の行う委託業務の報酬は、固定報酬、インセンティブ報酬1、インセンティブ報酬2及びインセンティブ報酬3から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は、下表の通りとし、資産運用会社の指定する銀行口座への振込の方法により支払われます（規約第37条）。

なお、インセンティブ報酬3は平成20年1月1日以降に決済される不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の取得について適用されます。

報酬の種類	報酬額（報酬額の計算方法）／支払時期
固定報酬	（報酬額）1,250万円/月 （支払時期）3、6、9、12月末 （1～3月分、4～6月分、7～9月分及び10～12月分の各3か月分をそれぞれ3月末、6月末、9月末及び12月末に後払いたします。なお、1か月に満たない場合は、実日数による日割計算によります。）
インセンティブ報酬 1	（報酬額の計算方法） 決算期にて確定する当該営業期間の総収入額※の2% （ただし、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%）に相当する金額 ※ 総収入額とは、資産のうち、不動産（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益の総額をいいます。 （支払時期）各決算期後3か月以内
インセンティブ報酬 2	（報酬額の計算方法） 決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の分配可能金額（規約第28条第1号に規定されるもの。）の3%に相当する金額 （支払時期）各決算期後3か月以内
インセンティブ報酬 3	（報酬額の計算方法） 規約別紙1 2に定める不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を取得した場合において、その取得価格（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。）の0.25% （支払時期）取得した日が属する月の翌月末まで

(ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料

A. 投資口の名義書換等に関する事務

一般事務受託者及び資産保管会社がそれぞれ下記の業務を遂行することの対価である事務受託手数料は、以下の通り指定口座への振込の方法により支払われます。

(一般事務受託者の業務)

- i) 本投資法人の投資口の名義書換に関する事務
- ii) 本投資法人の投資証券の発行に関する事務
- iii) 本投資法人の機関の運営に関する事務
- iv) 本投資法人の計算に関する事務
- v) 本投資法人の投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務
- vi) 本投資法人の投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出・届出の受付に関する事務
- vii) 本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
- viii) 本投資法人が納税義務を負う公租公課に関してなすべき納税等に係る事務

- ix) 投資法人債権者及び本投資法人の借入れに係る債権者に対する元利金等の計算及び支払並びに諸費用の計算及び支払に関する事務
- x) 本投資法人の営業報告書、純資産状況表等の作成及び監督官庁、証券取引所、投資信託協会等への届出・提出に関する事務
- x i) 投資信託委託業者、不動産管理会社又は資産保管会社等から本投資法人が受領すべき報告書その他書類・資料に関する事務、これらの者に対して行う通知、届出、報告、請求又は連絡をなし、又はこれらを受領する事務
- x ii) 本投資法人が締結する契約及びこれらの契約に基づいて作成、交付される文書に基づく本投資法人又はその他本投資法人の関係者による本投資法人宛の報告義務の履行又は金銭債務の弁済及び支払の履行につき、当該契約及び文書との報告内容・金額・履行時期の照合及び合理的な範囲内の確認をする事務
- x iii) 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- x iv) 法令又は一般事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- x v) 上記に掲げる事務のほか、これらに付随する業務全般
(資産保管会社の業務)
- i) 本投資法人の資産に属する有価証券等の保管に関する業務
- ii) 本投資法人の資産に属する現預金（預金通帳の保管を含みます。）及びその他の資産に係る権利を行使する際において必要とする当該資産にかかる権利を証する書類等の保管にかかる業務
- iii) 本投資法人の指定する各種書類の保管にかかる業務
- iv) 資産保管業務に関する帳簿書類の作成業務
- v) 上記の業務のほか、これらに付随する業務全般

① 下記②以外の事務受託手数料

手数料計算期間は、本投資法人の営業期間と同じとします。手数料額は、各計算期間における本投資法人の前期末資産額に、下表に定める料率を乗じた額の1/2相当額とします（下表に定める料率は、契約期間延長の際に、別途協議の上、改定される場合があります。）。なお、手数料額の計算においては、1円未満の端数は切り捨て、6か月に満たない場合は、年365日の日割とします。手数料支払期限は、各計算期間終了後30日以内とします。有価証券等の保管を、資産保管会社による保護預り、資産保管会社による常任代理のいずれかの方法による場合の手数料は、別途本投資法人・資産保管会社間で合意した場合を除き、本①及び②に規定する手数料に包含し、資産保管会社は、追加の手数料を徴求しないものとします。

前期末資産額	適用料率
800億円以下の部分	0.06%
800億円超1,000億円以下の部分	0.05%
1,000億円超1,200億円以下の部分	0.04%
1,200億円超の部分	0.02%

② 投資主名義書換事務受託手数料

手数料計算期間は毎月1日から月末までとします。手数料額は、下表により計算した金額とします。手数料支払期限は各計算期間終了日の翌月末とします。また、下表に定める金額は、契約期間延長の際に、別途協議の上、改定される場合があります。

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法
基本料	1. 投資主名簿の管理 投資主名簿の維持管理 期末投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主) ただし いずれも1部のみ 3. 除籍投資主名簿の整理 4. 新規投資主の登録	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1。ただし、月額最低基本料を200,000円とする。 (投資主数) (投資主1名あたりの基本料) 投資主数のうち最初の5,000名について-----480円 5,000名超 10,000名以下の部分について-----420円 10,000名超 30,000名以下の部分について-----360円 30,000名超 50,000名以下の部分について-----300円 50,000名超 100,000名以下の部分について-----260円 100,000名を超える部分について-----225円 2. 月中に除籍となった投資主1名につき-----70円
名義書換料	投資主の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示 又はその抹消並びに投資証券の表示変更に関し投資証券及び投資主名簿への記載	名義書換料は、下記料率により計算した金額の合計額。 (1) 受付投資証券の売買1単位につき-----110円 (2) 受付投資証券の枚数1枚につき-----120円
投資証券管理料	1. 予備投資証券の保管 2. 予備投資証券の廃棄 3. 除権判決、毀損、汚損、分割、併合、満欄、引換等の事由による投資証券の回収並びに交付 4. 未引換及び未交付投資証券の管理 5. 未引換及び未交付投資証券の交付	1. 予備投資証券の廃棄1枚につき-----15円 2. 回収投資証券1枚につき-----80円 交付投資証券1枚につき-----80円 3. 交付1件につき-----80円
不所持取扱手数料	1. 不所持申し出受理 2. 不所持投資証券の交付	1. 不所持申し出について下記により計算した金額の合計 受付投資証券の売買単位1単位につき-----60円 2. 不所持投資証券の交付について下記により計算した金額の合計 交付投資証券の売買1単位につき-----60円
分配金支払管理料	1. 分配金支払原簿、分配金領収書(又は郵便振替支払通知書)、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手続き。 2. 銀行取扱期間(又は郵便振替簡易払取扱期間)経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理。	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。 ただし、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とする。 (株主数) (投資主1名あたりの管理料) 投資主数のうち最初の5,000名について-----120円 5,000名超 10,000名以下の部分について-----110円 10,000名超 30,000名以下の部分について-----100円 30,000名超 50,000名以下の部分について-----80円 50,000名超 100,000名以下の部分について-----60円 100,000名を超える部分について-----50円 2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算。 3. 各支払基準日現在の未払い対象投資主に対する支払1件につき-----450円
諸届管理料	1. 住所変更届、改印届、分配金受領方法指定書等の諸届の受理。 電話による所有投資証券、印影、諸届受理有無及び投資口数の確認依頼に対する回答。 2. 相続等による投資主名簿記載事項の調査、税務関係の調査及び分配金支払証明書、投資主名簿登録証明書等諸証明書の発行。 分配金振込指定銀行への口座確認。	1. 諸届受理1件、又は回答1件につき-----600円 2. 調査、発行又は確認1件につき-----600円 ただし、調査・証明事項は名義人1名につき1件とする。
投資主総会関係手数料	1. 議決権行使書用紙(委任状用紙)の作成並びに返送議決権行使書(委任状)の受理、集計。 2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計の記録等の事務。	1. 議決権行使書用紙(委任状用紙)の作成1通につき----15円 議決権行使書用紙(委任状用紙)の集計1通につき----30円 2. 派遣者1名につき-----10,000円
郵便物関係手数料	投資主総会の招集通知状、同決議通知状、営業報告書、分配金領収証(又は指定口座振込通知書)等投資主総会、決算関係書類の封入・発送事務。ただし、宛名印書、照合作業を含む。	1. 封入物2種まで 期末、基準日現在投資主1名につき-35円 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき-35円 ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき-23円

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法
実質投資主管理料	1. 実質投資主名簿の管理 2. 実質投資主間及び一般投資主と実質投資主間の名寄せ管理	1. 毎月の実質投資主管理料は、各月末現在の投資主数（実質投資主間名寄せ後）につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。 ただし、月額最低管理料を50,000円とする。 （実質投資主数） （実質投資主1名あたりの基本料） 実質投資主数のうち最初の5,000名について-----45円 5,000名超 10,000名以下の部分について-----40円 10,000名超 30,000名以下の部分について-----35円 30,000名超 50,000名以下の部分について-----30円 50,000名超 の部分について-----25円 2. 除籍となった実質投資主1名につき-----55円 3. 参加者から提出された実質投資主票1件につき-----200円
データ管理料	実質投資主及び照合用実質投資主データの受付及び管理	データ1件につき-----150円

B. 投資法人債に関する業務及び手数料

（一般事務受託者及び投資法人債管理者の業務）

i) 投資法人債の元金支払事務

本投資法人債の元金支払事務

ii) 投資法人債の管理

本投資法人債の投資法人債権者のための弁済の受領、債権の保全その他本投資法人債の管理

（手数料）

a. 元金支払事務取扱手数料

イ. 元金支払事務取扱手数料

額面総額の1,000分の1

ただし、登録債であって上記手数料率により計算される手数料が1件につき10万円を超える場合は10万円とし、振替投資法人債においては、支払元金の10,000分の0.075とします。

ロ. 利金支払事務取扱手数料

利息総額の1,000分の2

ただし、振替投資法人債においては、元金の10,000分の0.075とします。

b. 本投資法人が、本投資法人債の買入消却をする場合の手数料については、上記a. イ. 本文を準用します。

c. 投資法人債管理手数料

イ. 第1回無担保投資法人債、第2回無担保投資法人債及び第3回無担保投資法人債ともに未償還額面残高100円につき3銭

ロ. 第4回無担保投資法人債、第5回無担保投資法人債及び第6回無担保投資法人債ともに未償還額面残高100円につき2銭

(二) 会計監査人報酬

会計監査人の報酬は1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定される金額とし、監査報告書受領後10日以内に、当該会計監査人が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとします（規約第33条）。

(ホ) 不動産管理会社報酬

不動産管理会社に対する報酬は、以下の通り不動産又は信託不動産のそれぞれにつき、不動産については本投資法人の財産より、また、信託不動産については管理を委託する信託受託者を通じて信託財産より支払われます。

① 標準報酬として下記 i) の標準報酬 1 と下記 ii) の標準報酬 2 により算出した金額の合計額と下記 iii) の標準報酬最低額のいずれか大きい金額。

i) 標準報酬 1

各物件の当該月の入居テナントの家賃・共益費・駐車料（契約分）・広告料（以下、総称して「賃料等」といいます。賃料等の計算には消費税は含みません。）の合計額に対して各物件毎に下表記載の料率

ii) 標準報酬 2

本投資法人営業期間中の各物件毎の純収益に対してそれぞれ下表記載の料率

（ここで純収益とは、賃料等のほかにアンテナ設置料、解約時違約金その他附帯収入を加えた各物件に帰属するすべての収入から、公租公課、水道光熱費、保険料、修繕積立金、修繕費、管理会社報酬（標準報酬 2 を除きます。）、消耗雑品費など各物件に帰属する全ての費用を控除したものをいいます。なお、純収入の計算には消費税は含まれず、減価償却費は上記の計算上、費用には含まれていません。）

iii) 標準報酬最低額

各期に資産運用会社がビル毎に設定する基準賃料の単価に倉庫及び貸会議室を除く総賃貸可能面積と本投資法人の営業期間中の月数（1 か月に満たない場合は日割計算にします。）を乗じた金額（以下「期中想定賃料収入」といいます。）に対して各物件毎に下表記載の料率

上記の計算において収入・費用は原則として発生主義に基づく会計処理によるものとし、1 か月に満たない日数の計算が必要になる場合には日割り計算とします。

上記の標準報酬の支払時期は、i) については算定対象期間の翌月 20 日又は 25 日までに支払われ、ii) については各営業期間毎に投資法人の計算書類（投信法第 129 条第 1 項各号に掲げる書類をいいます。）が役員会の承認を得た月の翌月末日までに支払われるものとします。i) と ii) の合計額が iii) の金額に満たないときは、iii) の金額と i) と ii) の合計額との差額を各営業期間毎に投資法人の計算書類が役員会の承認を得た月の翌月末日までに支払うものとします。

② 下記物件については、上記の基準と異なり下表記載の固定報酬を翌月に支払います。

- ・ 福岡ビル、オーバルコート大崎マークウエスト、新宿スクエアタワー、ビッグス新宿ビル、JPR 渋谷タワーレコードビル、JPR 代官山、新宿三丁目イーストビル、田無アスタ、キュポ・ラ本館棟、JPR 武蔵小杉ビル、武蔵浦和ショッピングスクエア、JPR 梅田ロフトビル、ベネトン心斎橋ビル、ハウジング・デザイン・センター神戸

物件名	標準報酬（注1）			固定報酬 （月額）
	標準報酬1	標準報酬2	標準報酬 最低額	
兼松ビル 兼松ビル別館	1.6%	1.5%	1.4%	—
JPR人形町ビル 新麴町ビル JPRクレスト竹橋ビル	2.0%		1.6%	—
MS芝浦ビル	1.3%	1.0%	—	—
五反田ファーストビル	2.0%	1.5%	1.6%	—
福岡ビル	—	—	—	20万円
福岡ビル（第7期追加取得分）	—	—	—	10万円
JPR市ヶ谷ビル	1.6%	1.2%	—	—
オーバルコート大崎マークウエスト	—	—	—	20万円
新宿スクエアタワー	—	（注2）	—	20万円
ビッグス新宿ビル	—	—	—	70万円
アクロス新川ビル・アネックス	1.8%	1.5%	—	—
JPR渋谷タワーレコードビル	—	—	—	30万円
JPR代官山	—	—	—	18万円
JPR神宮前432	1.2%	1.0%	—	—
新宿三丁目イーストビル	—	—	—	25万円
アルカイースト JPR千葉ビル	2.0%	1.5%	1.6%	—
JPR横浜日本大通ビル	1.8%	1.2%	—	—
新横浜第二センタービル	2.0%	1.5%	1.6%	—
川口センタービル（注3）	1.3%	1.0%	—	—
JPR上野イーストビル	1.8%	1.0%	—	—
立川ビジネスセンタービル		1.5%	—	—
立川ビジネスセンタービル （第11期追加取得分）	2.0%	1.5%	—	—
ライズアリーナビル	（注4）			
ゆめおおおかオフィスタワー	1.8%	1.5%	—	—
田無アスタ	—	—	—	20万円
キュポ・ラ本館棟	—	—	—	20万円
JPR武蔵小杉ビル	—	—	—	33万円
武蔵浦和ショッピングスクエア	—	—	—	22.5万円 （本投資法人負担分）
川崎ダイスビル	（注5）			
新潟駅南センタービル 明治安田生命大阪梅田ビル 東京建物本町ビル	2.0%	1.5%	1.6%	—
JPR博多ビル	1.6%	1.2%	—	—
JPR那覇ビル	1.8%	1.2%	—	—

NORTH33ビル 損保ジャパン仙台ビル 損保ジャパン和歌山ビル 天神121ビル	2.0%	1.5%	1.6%	—
JPR名古屋栄ビル	2.0%	1.0%	—	—
JPR堂島ビル JPR博多中央ビル 三菱UFJリース名古屋本社ビル	1.6%	1.2%	—	—
JPR梅田ロフトビル	—	—	—	30万円
シュトラッセ一番町	(注6)			
ベネトン心斎橋ビル	—	—	—	20万円
ハウジング・デザイン・センター神戸	—	—	—	20万円
茶屋町グランデビル	1.8%	1.2%	—	—

(注1) 各標準報酬について上表の料率を乗ずる対象は次の通りです。

標準報酬1：家賃・共益費・駐車料・広告料

標準報酬2：純収益（賃貸収入－賃貸費用、賃貸費用には減価償却費を含みません。）

標準報酬最低額：期中想定賃料収入

但し、標準報酬最低額は標準報酬1と標準報酬2の合計額が当該報酬を下回る場合に適用されます。

(注2) 新宿スクエアタワーについては、外注委託費・備品費・消耗雑品費の合計額が前期営業期間の外注委託費・備品費・消耗備品費の合計額に対し減少した場合、その減少額の50%相当額を標準報酬2として支払うこととなっています。

(注3) 川口センタービルについては、不動産管理会社が自ら本件不動産に関してテナント誘致業務を実施することにより、当該テナントとの賃貸借契約が成約した場合、賃貸借契約記載の当初賃料の1か月分を上限としてテナント誘致報酬を支払うこととなっています。

(注4) ライズアリーナビルについては、賃借人である不動産管理会社が転借人より現実に受領した本物件の賃料及び共益費の1.5%相当額をプロパティマネジメントフィーとして支払うほか以下の報酬及び手数料を支払うこととなっています。

なお、プロパティマネジメント報酬には工事管理報酬が含まれています。

- ・不動産管理会社が空室について新規賃貸借契約（増床契約を含みます。）を成約させた場合は、成約報酬として賃料の1ヶ月相当額を支払うこととなっています。
- ・不動産管理会社が新規賃貸借契約（増床契約を含みます。）を締結した場合は、賃料の1ヶ月相当額または100,000円のうち少ない方の金額を契約事務手数料として支払うこととなっています。
ただし、仲介業者に対する仲介手数料の支払を要さない場合、および本投資法人が自ら新規賃借人を誘致して成約に至った場合は、契約事務手数料は発生しないものとなっています。
- ・本物件を第三者に売却する場合は、1,000,000円を売却支援業務手数料として支払うこととなっています。

(注5) 川崎ダイスビルについては以下の賃借人である不動産管理会社に対し以下の報酬を支払うこととなっています。

- ・新たな転借人と賃貸借契約等が開始した場合には、不動産管理会社に対してテナント募集報酬（転借人の入れ替え時を含みます。）として、原則として賃料の1ヶ月相当額を支払います。
- ・転借人との転賃貸借契約が更新した場合には、不動産管理会社に対して転賃貸借契約更新報酬として転借人から受領した更新料及び月額賃料値上げ額の合計額の50%相当額を転賃貸借契約更新報酬として支払います。
- ・本物件の陳腐化防止、売上向上のためのテナント入替え及び3年に1回を目途とした大規模改修を含むリニューアル計画（通常の建物運営上の維持保全・価値保全を目的とした大規模改修は含みま

せん。)作成にかかる報酬として、不動産管理会社に対して、上限金額を金6,000,000円とし1回の計画作成につき支払います。

(注6) シェトラッセー番町については、不動産管理会社から報酬体系の開示についての承諾が得られないため、開示していません。

③ テナントから収受する賃料が増額改定された場合には、売却予定物件等を除き、原則として改定状況に応じた報酬を不動産管理会社に支払います。

④ 工事管理報酬として、不動産又は信託不動産のそれぞれにつき、管理工事、テナント入居工事、大規模修繕工事を実施する場合には、不動産については本投資法人の財産から、信託不動産については信託受託者を通じて信託財産から、下表通りの報酬が支払われます。

工事管理報酬の対象となる工事とは、本投資法人の会計処理上修繕費又は資本的支出に計上されるものを指し、消耗品、備品及び雑費計上するものは除きます。工事費の計算に当たっては消費税は含みません。

工事管理報酬は、工事完了報告書を添付のうえ、工事完了日又は管理会社が工事請負業者等から請求書を受領した日の翌月10日(休日の場合は前営業日)までに、不動産については本投資法人に、信託不動産については信託受託者に工事管理報酬額を請求するものとし、本投資法人若しくは信託受託者は管理会社からの請求に従い、請求のあった月の25日までに支払うものとし、

	1件50万円以下の工事	1件50万円を超え、1,000万円以下の工事	1件1,000万円を超え、1億円以下の工事	1件1億円を超える工事
兼松ビル 兼松ビル別館 JPR人形町ビル 新麴町ビル JPRクレスト竹橋ビル	—	工事金額の5%	50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3%	別途協議のうえ定める
MS芝浦ビル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%
五反田ファーストビル 福岡ビル JPR市ヶ谷ビル オーバルコート大崎マークウエスト 新宿スクエアタワー ビッグス新宿ビル アクロス新川ビル・アネックス JPR渋谷タワーレコードビル JPR代官山 JPR神宮前432 新宿三丁目イーストビル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める
アルカイースト JPR千葉ビル	—	工事金額の5%	50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3%	別途協議のうえ定める
JPR横浜日本大通ビル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める
新横浜第二センタービル	—	工事金額の5%	50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3%	別途協議のうえ定める
川口センタービル JPR上野イーストビル 立川ビジネスセンタービル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める
ライズアリーナビル	(注)			
ゆめおおおかオフィスタワー	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める
田無アスタ	—	—	—	—

	1件50万円以下の工事	1件50万円を超え、1,000万円以下の工事	1件1,000万円を超え、1億円以下の工事	1件1億円を超える工事
キュポ・ラ本館棟 JPR武蔵小杉ビル 武蔵浦和ショッピングスクエア 川崎ダイスビル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める
新潟駅南センタービル 明治安田生命大阪梅田ビル 東京建物本町ビル	—	工事金額の5%	50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3%	別途協議のうえ定める
JPR博多ビル JPR那覇ビル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める
NORTH33ビル 損保ジャパン仙台ビル 損保ジャパン和歌山ビル 天神121ビル	—	工事金額の5%	50万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の3%	別途協議のうえ定める
JPR名古屋栄ビル JPR堂島ビル JPR博多中央ビル 三菱UFJリース名古屋本社ビル JPR梅田ロフトビル ベネトン心斎橋ビル ハウジング・デザイン・センター神戸 茶屋町グランデビル	—	工事金額の3%	30万円+工事金額のうち1,000万円を超える部分の2%	210万円+工事金額のうち1億円を超える部分の1%を上限に協議して定める

(注) ライズアリーナビルについては、工事管理報酬はプロパティマネジメント報酬に含まれています。

(へ) テナント一般媒介業務報酬

テナント一般媒介業務に対する報酬は、各物件毎に新規テナントとの賃貸借契約が成約した場合に、当該賃貸借契約に係る賃料の1か月分を上限として（消費税別途）、不動産については本投資法人の財産より、信託不動産については本業務の委託者である信託受託者を通じて信託財産から賃貸借契約締結後に支払われます。

(注) 上記のほか、本投資法人の関係者が受領する報酬は、以下の通りです。

① 賃貸営業管理・工事計画助言業務報酬

賃貸営業管理・工事計画助言業務報酬は、本書の日付現在、月額2,750,000円（消費税別途、以下同様です。）ですが、本件業務の対象となる物件が追加された場合、別途1物件当たり月額50,000円を追加して支払うものとします。本件業務の対象となる物件が売却等により減少した場合には、1物件当たり月額50,000円を控除した金額を支払うものとしますが、別段の取り決めがない限り、月額1,200,000円を下回ることはありません。本報酬は資産運用会社から支払われるものとし、本投資法人からは支払われません。

② 物件移管業務報酬

物件移管業務に対する報酬は、標準的な物件については、1物件当たり金2,000,000円（消費税別途）、標準的な物件以外については、想定される難易度・業務量などを考慮したうえで資産運用会社と物件移

管業務受託者との間で別途合意する金額が支払われます。

なお、この場合における標準的な物件とは、延べ床面積3,000坪（約10,000㎡）程度、築年10年程度、単独所有権、首都圏に所在する物件を指します。

本業務報酬は、業務終了報告書提出後1か月以内に資産運用会社から物件移管業務受託者に支払われるものとし、本投資法人からは支払われません。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用は、本投資法人の負担とします。

- ① 特定資産の取得・売却及び管理運営に関する費用
 - i) 資産運用会社による特定資産の取得の検討に際し必要とされる物件精査に係る調査費用(資産運用会社の判断により取得若しくは売却しなかった物件に係る調査費用は、資産運用会社の負担となります。)
 - ii) 特定資産の取得に係る媒介手数料
 - iii) 不動産の保有に係る費用及び特定資産が信託受益権である場合の信託報酬
 - iv) 資産運用会社が、やむを得ずその業務の遂行に関連して本投資法人に代わって支払った費用、立替金、前払金等
 - v) 投資法人の借入金及び投資法人債に係る費用
- ② 投資法人の運営に関する費用
 - i) 本投資法人の公告に係る費用
 - ii) 執行役員及び監督役員に係る実費、保険料
 - iii) 投資主総会及び役員会等の開催に伴う諸費用
- ③ 投資証券の発行に係る費用
今後行われることのある投資証券の発行に係る費用として、投資口申込証、有価証券届出書、目論見書及び投資証券の作成費用、弁護士及び会計士に支払う費用、投資証券発行に係る印紙税、投資口募集の広告宣伝費等
- ④ その他
 - i) 一般事務受託者及び資産保管会社の受託事務の遂行に関連して発生する所定の経費及び費用
 - ii) 一般事務受託者及び資産保管会社が本投資法人の負担に帰属すべきものを立て替えた場合の立替金

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する本書の日付現在における課税上の一般的な取扱いは下記の通りです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行なわれることがあります。

a. 個人投資主の税務

(イ) 利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受取る利益の分配は、配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。ただし、上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配は特例の対象となり、個人投資主はこの源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が可能となります。また、本投資法人から受取る利益の分配にかかる源泉徴収税率は、特例により平成21年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成21年4月1日以後に支払を受けるべきものに

関しては20%（所得税15%、住民税5%）となります。なお、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有）はこれらの特例の対象とはならず、原則通り20%の税率により所得税が源泉徴収され、総合課税による確定申告が要求されます。また、総合課税の際においては、二重課税の調整措置を目的として設けられている配当控除の適用はありません。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、出資の払戻しとして取り扱われ、この出資の払戻し額のうち払戻しを行った本投資法人の出資金等に相当する額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記（イ）における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記（ハ）の投資口の譲渡における本投資法人の投資口を証券会社等を通じて譲渡等する場合と原則同様となります。

(ハ) 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等の譲渡所得等として原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡所得等との相殺は認められますが、株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することはできません。ただし、本投資法人の投資口を証券会社等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります。

- ① 申告分離課税の上記20%の税率は、平成20年12月31日までの譲渡等に関しては10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- ② 本投資法人の投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない結果、株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、申告を要件に、翌年以降3年間にわたりこの損失を株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除を行うことが認められます（譲渡損失の繰越控除制度）。
- ③ 平成13年11月30日から平成14年12月31日までに取得した本投資法人の投資口を平成17年1月1日から平成19年12月31日までの間に譲渡等した際には、購入額合計が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡所得等については非課税の取扱いとなります（1,000万円の非課税の特例）。
- ④ 証券会社等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます（注5）。源泉徴収税率は、平成20年12月31日までの譲渡等に対しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成21年1月1日以後の譲渡等に対しては税率は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

b. 法人投資主の税務

(イ) 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。ただし、上場投資法人である本投資法人から受取る利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉徴収税率は平成21年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては7%、平成21年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては15%

となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

(ロ) 利益を超える金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超える金銭の分配は、出資の払戻しとして取り扱われ、この出資の払戻し額のうち払戻しを行った本投資法人の出資金等に相当する額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記（イ）における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益（注4）の額を計算します。

(ハ) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

（注1）みなし配当の金額は、次のように計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

みなし配当の金額＝出資の払戻し額－投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資金等の額

（注2）投資口の譲渡に係る収入金額は、以下の通り算定されます。

投資口の譲渡に係る収入金額＝出資の払戻し額－みなし配当金額（注1）

（注3）投資主の譲渡原価は、次の算式により計算されます。

$$\text{出資払戻し直前の取得価額} \times \frac{\text{投資法人の出資払戻し総額}}{\text{投資法人の前期末の簿価純資産価額}} ※$$

※ この割合は、小数第4位以下の端数がある時は切り上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

（注4）投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

投資口の譲渡損益の額＝譲渡収入金額（注2）－譲渡原価の額（注3）

（注5）源泉徴収選択口座内における譲渡等に関しては、1,000万円の非課税の特例の対象となりません。

また、申告不要の選択をした場合には、譲渡損失の繰越控除制度は適用できません。

c. 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人与投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入することが認められています。利益の配当等を損金算入するために留意すべき主要な要件（導管性要件）は以下の通りです。

- ① 配当等の額が配当可能所得の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること
- ② 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと
- ③ 適格機関投資家（証券取引法第2条第3項第1号）以外の者から借入れを行っていないこと
- ④ 事業年度の終了時において同族会社に該当していない（発行済投資口総数の50%超が3人以下の投資主及びその特殊関係者により保有されていない）こと
- ⑤ 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること

⑥ 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

① 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税標準額に対して2%の税率により課されますが、土地に対しては平成18年4月1日から平成20年3月31日までは1%とされています。ただし、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする旨の記載があること、借入れは適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する不動産に対しては、登録免許税の税率が特例により0.8%に軽減されます。

② 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準額に対して4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成18年4月1日から平成21年3月31日までは3%、また住宅用以外の建物に対しては平成18年4月1日から平成20年3月31日までは3.5%とされています。ただし、上記①の要件を満たす投資法人が平成21年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が3分の1に軽減されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成19年6月30日現在)

資産の種類	内容等による区分	地域等	用途	保有総額 (千円) (注1)	投資比率 (%) (注2)		
不動産		東京都心	事務所	13,818,902	5.09		
			商業施設	2,769,648	1.02		
			小計	16,588,551	6.11		
		東京周辺部	事務所	12,241,485	4.51		
			商業施設	9,575,559	3.53		
			小計	21,817,044	8.04		
		地方	事務所	8,657,548	3.19		
			商業施設	7,352,251	2.71		
			小計	16,009,799	5.90		
		不動産合計				54,415,395	20.05
その他の資産	不動産等を主な信託財産とする信託受益権 (注3)	東京都心	事務所	60,603,893	22.33		
			商業施設	16,444,003	6.06		
			小計	77,047,897	28.39		
		東京周辺部	事務所	18,950,272	6.98		
			商業施設	28,876,594	10.64		
			小計	47,826,866	17.62		
		地方	事務所	32,628,565	12.02		
			商業施設	28,627,422	10.55		
			小計	61,255,988	22.57		
		合計				186,130,752	68.58
		優先出資証券 (注7)				1,558,460	0.57
		預金・その他資産 (注3、4、6)				29,294,219	10.79
		その他の資産合計				216,983,431	79.95
資産総額 (注4)				271,398,827	100.00		
負債総額 (注4、5)				110,300,636	—————		
純資産総額 (注4)				161,098,190	—————		

- ・資産総額に対する負債総額の比率 : 40.64%
- ・資産総額に対する純資産総額の比率 : 59.36%

(注1) 保有総額は、平成19年6月30日現在における貸借対照表計上額（不動産及び信託受益権については、減価償却後の帳簿価額）を使用しています。

なお、当期末の不動産及びその他の資産のうち不動産信託受益権にかかる信託不動産の不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価格の合計は、以下の通りです。

資産の種類	地域等	用途	価格合計（千円）	
不動産	東京都心	事務所	14,229,000	
		商業施設	2,285,000	
		小計	16,514,000	
	東京周辺部	事務所	16,800,000	
		商業施設	9,820,000	
		小計	26,620,000	
	地方	事務所	11,000,000	
		商業施設	8,070,000	
		小計	19,070,000	
	合計			62,204,000
	その他の資産	東京都心	事務所	75,928,000
			商業施設	19,350,000
小計			95,278,000	
東京周辺部		事務所	23,670,000	
		商業施設	32,784,000	
		小計	56,454,000	
地方		事務所	38,940,000	
		商業施設	32,300,000	
		小計	71,240,000	
合計			222,972,000	
合計			285,176,000	

(注2) 投資比率とは、資産総額に対する各資産の価格の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(注3) 各信託受益権の信託勘定内の預金・その他の金銭は、便宜上、信託受益権ではなく預金・その他資産の項目に計上されています。

(注4) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

(注5) 負債総額には、敷金・保証金返還債務を含みます。

(注6) 取得予定資産について計上した手付金及び各種調査費用（779,811千円）は、本表において建設仮勘定として預金・その他の資産に計上しています。

(注7) 本投資法人は、川崎ダイス特定目的会社が発行する優先出資証券の総口数84,900口のうち8,490口を取得しています。（優先出資持分10.0%）

なお、川崎ダイス特定目的会社は平成19年4月12日に川崎ダイスピルの不動産信託受益権を本投資法人他1社に譲渡しているため、第11期における川崎ダイス特定目的会社の直近決算期の貸借対照表に不動産等は計上されていません。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

本投資法人が保有する投資有価証券の概要は以下のとおりです。

(平成19年6月30日現在)

特定資産の 種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額 (注1)		投資 比率 (注4)	種類別 投資 比率
			単価	金額	単価	金額		
優先出資証券	川崎ダイス 特定目的会社 (注2)	8,490口 (注3)	183,564円	1,558,460千円	183,564円	1,558,460千円	0.57%	100%

(注1) 当該優先出資証券の評価額については、取得原価を記載しています。

(注2) 川崎ダイス特定目的会社は、平成19年8月20日開催の臨時社員総会で解散が決議されています。

(注3) 本投資法人は、川崎ダイス特定目的会社が発行する優先出資証券の総口数84,900口のうち8,490口を取得しています。(優先出資持分10.0%)

(注4) 投資比率は、平成19年6月30日現在の資産総額に対する比率を、小数第3位以下を四捨五入して記載しています。

②【投資不動産物件】

本投資法人は、不動産のほか、該当する不動産を主な信託財産とする不動産信託受益権も保有していますが、参照の便宜上、不動産のほか不動産信託受益権にかかる不動産についても本項に記載しています。

a. 組入資産一覧

下表については次の方針に従って記載されています。

- ・ 上段に当期末保有物件、下段に当期中売却物件を記載しています。なお、第11期終了後の資産の取得・売却の概要については、後記「h. 第11期終了後の資産の取得・売却の概要」をご参照下さい。
- ・ 取得価格の欄における「価格」及び「投資比率(%)」、期末評価額の欄における「評価額」及び「投資比率(%)」並びに地震リスク関係の欄における「PML」と「地震保険の有無」については平成19年6月30日時点における状態を示しています。その他の情報は本書提出日現在の状態を示しています。
- ・ 「所在地」、「敷地面積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「竣工年月」は、登記簿上の記載に基づいています。
- ・ 敷地面積、延床面積は、以下の物件を除き、他の区分所有者等の部分を含む建物敷地全体の面積、建物一棟全体の面積を記載しています。

新宿スクエアタワー：再開発全体の敷地面積及び延床面積

ライズアリーナビル：住宅棟を含む再開発全体の敷地面積及び住宅棟を含む延床面積

キュポ・ラ本館棟：再開発全体の敷地面積

- ・ 「構造・階数」の略称は、それぞれ次を表しています。
S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権譲渡契約書に記載された譲渡金額を百万円未満切捨てで記載しており、当該不動産等の取得に要した諸経費及び消費税等は含みません。

なお、合計額についても端数を含めて合計した後、百万円未満切捨てで記載しています。

- ・ 「期末評価額」は不動産鑑定評価書の鑑定評価額又は不動産価格調査書の調査価格を百万円未満切捨てで記載しています。

なお、物件毎の鑑定評価機関は以下のとおりです。

財団法人日本不動産研究所	JPR人形町ビル、新麴町ビル、五反田ファーストビル、JPR渋谷タワーレコードビル、新宿三丁目イーストビル、アルカイースト、JPR上野イーストビル、立川ビジネスセンタービル、明治安田生命大阪梅田ビル、東京建物本町ビル、損保ジャパン仙台ビル、損保ジャパン和歌山ビル、天神121ビル、JPR堂島ビル、JPR博多中央ビル
株式会社谷澤総合鑑定所	新潟駅南センタービル、JPR博多ビル、JPR那覇ビル
日本土地建物株式会社	兼松ビル、兼松ビル別館、JPR代官山、新横浜第二センタービル、川口センタービル、シュトラッセ一番町
シービー・リチャードエリス株式会社	MS芝浦ビル、ライズアリーナビル、三菱UFJリース名古屋本社ビル、ベネトン心齋橋ビル、ハウジング・デザイン・センター神戸、茶屋町グランドビル
株式会社三友システムアプレイザル	ビッグス新宿ビル、アクロス新川ビル・アネックス、キュポ・ラ本館棟
大和不動産鑑定株式会社	JPRクレスト竹橋ビル、福岡ビル、JPR市ヶ谷ビル、オーバルコート大崎マークウエスト、JPR千葉ビル、JPR横浜日本大通ビル、田無アスタ、NORTH33ビル、JPR名古屋栄ビル
株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	新宿スクエアタワー、JPR梅田ロフトビル
株式会社鑑定法人エイ・スクエア	JPR神宮前432、川崎ダイスビル
株式会社ヒロ&リーエスネットワーク	JPR武蔵小杉ビル、武蔵浦和ショッピングスクエア

- ・ 「取得価格」及び「期末評価額」についての「投資比率」は当該物件に係る表示されない端数金額を含めた「取得価格」及び「期末評価額」が、当期末保有物件の「取得価格」又は「期末評価額」合計額に占める該当物件の割合を百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 「PML (Probable Maximum Loss)」とは、地震リスク分析における予想最大損失率を意味します。PMLには、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものがあります。PMLについての統一された定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）の間に、想定される最大規模の地震（475年に一度起こる大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の損害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（％）で示したものを意味します。なお、合計欄に記載されたPMLはポートフォリオ全体のPMLを示しています。
- ・ PMLは、株式会社篠塚研究所作成の地震リスク評価報告書に基づいています。ここでいう損失の対象は、物的損失のみで、人命や周辺施設への派生的被害は考慮されていません。また、被害要因は、構造被害や設備、内外装被害及び自己出火による地震火災を対象とし、周辺施設からの延焼被害については考慮されていません。
なお、第8期の地震リスク分析より、株式会社篠塚研究所は、文部科学省内に設置された地震調査研究推進本部より発表された「全国を概観した地震動予測地図」等の地震データベースを使用しております。今後、PMLは、その地震データベースの更新や耐震補強・修繕工事等により変化することがあります。

用途	物件番号	タイプ		不動産等の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	取得日	取得価格		期末評価額		地震リスク関係		
		コア	バリエーションアップ								価格 (百万円)	投資比率 (%)	評価額 (百万円)	投資比率 (%)	PML (%)	地震 保険	
東京都心																	
A-1	○			兼松ビル	東京都中央区京橋二丁目	1,751.13	14,995.09	S・RC・SRC B2/13F	平成5年 2月	平成13年 12月27日	16,276	6.6	16,400	5.8	4.8	—	
A-2	○			兼松ビル別館	東京都中央区京橋二丁目	679.06	4,351.46	SRC B1/8F	平成5年 2月	平成13年 12月27日	2,874	1.2	3,190	1.1	12.4	—	
A-3	○			JPR人形町ビル	東京都中央区日本橋人形町一丁目	550.06	4,117.70	SRC・RC B1/8F	平成元年 12月	平成13年 11月16日	2,100	0.9	2,620	0.9	6.0	—	
A-4	○			新麹町ビル	東京都千代田区麹町四丁目	657.80	5,152.98	SRC B1/9F	昭和59年 10月	平成13年 11月16日	1,670	0.7	2,036	0.7			
A-5	○			JPRクレスト 竹橋ビル	東京都千代田区神田錦町三丁目	636.90	4,790.68	SRC B1/9F	平成11年 9月	平成14年 11月21日	4,000	1.6	4,010	1.4	12.3	—	
A-6	○			MS芝浦ビル	東京都港区芝浦四丁目	8,992.18	31,020.21	SRC・RC・S B2/13F	昭和63年 2月	平成15年 3月28日	11,200	4.6	19,000	6.7	9.9	—	
A-7	○			五反田 ファーストビル	東京都品川区西五反田二丁目	1,551.19	10,553.34	SRC・RC B2/11F	平成元年 7月	平成15年 7月23日	2,920	1.2	3,720	1.3	11.9	—	
A-8	○			福岡ビル	東京都中央区八重洲二丁目	1,302.17	11,627.74	SRC B2/10F	平成2年 5月	平成15年 10月15日	1,800	0.7	1,988	0.7			
A-9	○			JPR市ヶ谷ビル	東京都千代田区九段南四丁目	1,058.04	5,888.82	SRC B1/9F	平成元年 3月	平成16年 5月28日	5,100	2.1	5,430	1.9	12.4	—	
A-10	○			オーバルコート大崎 マークウエスト	東京都品川区東五反田二丁目	4,006.00	28,575.80	S・SRC B2/17F	平成13年 6月	平成16年 6月1日	3,500	1.4	4,350	1.5	5.0	—	
A-11	○			新宿スクエアタワー	東京都新宿区西新宿六丁目	8,409.52	78,796.00	S・RC・SRC B4/30F	平成6年 10月	平成16年 7月2日	10,000	4.1	12,010	4.2	5.1	—	
A-12	○			ビックス新宿ビル	東京都新宿区新宿二丁目	3,522.46	25,733.10	SRC B2/14F	昭和60年 4月	平成16年 11月9日	2,900		12,300		6.4	—	
A-13	○			アクロス新川ビル・ アネックス	東京都中央区新川一丁目	858.48	5,535.90	S・SRC B2/10F	平成6年 6月	平成16年 11月26日	710	0.3	887	0.3	7.5	—	

用途	物件番号	タイプ		不動産等の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	取得日	取得価格		期末評価額		地震リスク関係	
		コア	バリエーションアップ								価格 (百万円)	投資比率 (%)	評価額 (百万円)	投資比率 (%)	PML (%)	地震保険
商業	A-1	—	—	JPR渋谷 タワーコートビル	東京都渋谷区神南一丁目	1,010.47	8,449.56	SRC・S B3/8F	平成4年 2月	平成15年 6月30日	12,000	4.9	14,800	5.2	8.8	—
	A-2	—	—	JPR代官山	東京都渋谷区代官山町	277.12	668.09	RC B2/2F	平成14年 7月	平成16年 10月5日	2,160	0.9	1,730	0.6	7.0	—
	A-3	—	—	JPR神宮前432	東京都渋谷区神宮前四丁目	218.21	1,066.81	S・SRC B1/7F	平成18年 2月	平成18年 3月24日	4,460	1.8	4,550	1.6	10.1	—
	A-4	—	—	新宿三丁目イースト ビル	東京都新宿区新宿三丁目	2,578.69	24,617.65	S・SRC・RC B3/14F	平成19年 1月	平成19年 3月14日	540	0.2	555	0.2	12.3	—

用途	物件番号	タイプ		不動産等の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	取得日	取得価格		期末評価額		地震リスク関係	
		コア	バリエーションアップ								価格 (百万円)	投資比率 (%)	評価額 (百万円)	投資比率 (%)	PML (%)	地震保険
事務所	B-1	○		アルカイースト	東京都墨田区錦糸三丁目	3,755.01	34,281.86	S・SRC B3/19F	平成9年 3月	平成13年 11月16日	5,880	2.4	7,090	2.5	4.3	—
	B-2	○		JPR千葉ビル	千葉市中央区新町	1,382.35	9,072.57	S・SRC B1/13F	平成3年 1月	平成13年 12月13日	2,350	1.0	2,090	0.7	4.8	—
	B-3	○		JPR横浜 日本大通ビル	横浜市中区日本大通	1,100.59	9,146.52	SRC B1/11F	平成元年 10月	平成13年 11月16日	2,927	1.2	2,770	1.0	14.2	—
	B-5	○		新横浜 第二センタービル	横浜市港北区新横浜三丁目	841.71	7,781.93	S・SRC B2/12F	平成3年 8月	平成14年 9月25日	920	0.4	1,540	0.5	9.1	—
	B-6	○		川口センタービル	埼玉県川口市本町四丁目	4,524.61	28,420.85	S・SRC B2/15F	平成6年 2月	平成16年 2月13日	8,100	3.3	10,300	3.6	12.1	—
	B-7	○		JPR上野 イーストビル	東京都台東区松が谷一丁目	1,242.97	8,490.44	S・SRC B1/8F	平成4年 10月	平成16年 3月1日	3,250	1.3	4,790	1.7	12.4	—
	B-8	○		立川ビジネスセンター ビル	東京都立川市曙町二丁目	2,047.22	14,706.36	S・SRC B1/12F	平成6年 12月	平成17年 9月30日	888	0.4	1,420	0.5	11.7	—
	B-9	○		ライズアリーナビル	東京都豊島区東池袋四丁目	9,377.28	91,280.94	RC・SRC・S B3/42F	平成19年 1月	平成19年 3月22日	5,831	2.4	8,050	2.8	10.4	—
商業	B-1	—		田無アスタ	東京都西東京市田無町二丁目	12,326.30	80,675.27	SRC B2/17F	平成7年 2月	平成13年 11月16日	10,200	4.2	13,200	4.6	10.6	—
	B-3	—		キユポ・ラ本館棟	埼玉県川口市川口一丁目	15,008.28	48,321.96	S・RC・SRC B2/10F	平成18年 1月	平成18年 3月31日	2,100	0.9	2,790	1.0	12.8	—
	B-4	—		JPR武蔵小杉ビル	神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目	4,761.62	18,394.32	SRC・RC・S B1/6F	昭和58年 3月	平成18年 9月28日	7,260	3.0	7,030	2.5	14.6	—
	B-5	—		武蔵浦和ジョypینگ スクエア	さいたま市南区別所七丁目	8,317.99	28,930.36	S B1/4F	平成17年 10月	平成19年 3月19日	4,335	1.8	4,400	1.5	13.3	—
	B-6	—		川崎ダイスビル	神奈川県川崎市川崎区 駅前本町	4,475.45	36,902.01	S・SRC・RC B2/11F	平成15年 8月	平成19年 4月12日	15,080	6.1	15,184	5.3	10.6	—

東京周辺部

用途	物件番号	タイプ		不動産等の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	取得日	取得価格		期末評価額		地震リスク関係	
		コア	バリエーションアップ								価格 (百万円)	投資比率 (%)	評価額 (百万円)	投資比率 (%)	PML (%)	地震 保険
事務所	C-1	○		新潟駅南センタービル	新潟市中央区米山一丁目	2,706.99	19,950.42	S・SRC B1/10F	平成8年 3月	平成13年 11月16日	2,140	0.9	2,090	0.7	1.3	—
	C-2	○		明治安田生命 大阪梅田ビル	大阪市北区梅田三丁目	5,999.33	52,982.94	S・SRC B2/31F	平成12年 6月	平成13年 12月25日	8,300	3.4	11,000	3.9	5.3	—
	C-4	○		東京建物本町ビル	大阪市中央区本町三丁目	1,432.64	14,619.52	SRC B3/9F	昭和45年 2月	平成13年 11月16日	4,150	1.7	4,230	1.5	12.0	—
	C-7	○		JPR博多ビル	福岡市博多区博多駅前一丁目	1,214.63	9,828.73	(事務所) S・RC B1/12F (駐車場) SIF 平成15年 11月増築	昭和60年 6月	平成13年 11月16日	2,900	1.2	3,020	1.1	6.8	—
	C-9	○		JPR那覇ビル	那覇市松山一丁目	959.87	5,780.71	SRC・S 12F	平成3年 10月	平成13年 11月16日	1,560	0.6	1,530	0.5	7.1	—
	C-10	○		NORTH33ビル	札幌市中央区北三条西三丁目	1,382.12	10,568.23	SRC B1/12F	平成4年 2月	平成14年 6月18日	3,700	1.5	2,980	1.0	3.1	—
	C-12	○		損保ジャパン 仙台ビル	仙台市宮城野区榴岡三丁目	1,895.67	10,783.52	SRC B1/12F	平成9年 12月	平成14年 6月26日	3,150	1.3	4,260	1.5	2.8	—
	C-13	○		損保ジャパン 和歌山ビル	和歌山市美園町三丁目	1,128.45	6,715.07	S 9F	平成8年 7月	平成14年 6月26日	1,670	0.7	1,960	0.7	7.9	—
	C-14	○		天神121ビル	福岡市中央区天神一丁目	1,164.39	8,690.95	S・SRC 13F	平成12年 7月	平成14年 6月21日	2,810	1.1	2,950	1.0	3.8	—
	C-16	○		JPR名古屋栄ビル	名古屋市中区錦三丁目	992.31	7,340.18	(事務所) S B1/11F (駐車場) S I F	平成15年 1月	平成15年 9月1日	4,550	1.9	5,960	2.1	8.1	—
	C-17	○		JPR堂島ビル	大阪市北区曾根崎新地二丁目	668.11	5,696.01	SRC B2/9F	平成5年 10月	平成16年 1月23日	2,140	0.9	2,740	1.0	12.3	—
	C-18	○		JPR博多中央ビル	福岡市博多区博多駅前二丁目	680.63	3,874.81	SRC 8F	平成5年 2月	平成16年 6月11日	1,920	0.8	2,180	0.8	6.5	—
	C-19	○		三菱UFJリソース 名古屋本社ビル	名古屋市中区栄一丁目	1,610.38	10,201.44	SRC B1/9F	平成3年 3月	平成17年 3月22日	4,137	1.7	5,040	1.8	7.7	—

用途	物件番号	タイプ		不動産等の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	取得日	取得価格		期末評価額		地震リスク関係	
		コア	ハリアップ								価格 (百万円)	投資比率 (%)	評価額 (百万円)	投資比率 (%)	PML (%)	地震 保険
商業	C-1	—	—	JPR梅田 ロフトビル	大阪市北区茶屋町	3,518.68	17,897.56	SRC B1/8F	平成2年 4月	平成15年 5月15日 平成15年 7月16日	8,000 5,000	5.3	16,210	5.7	13.5	—
	C-2	—	—	シュトラッセ一番町	仙台市青葉区一番町三丁目	648.81	3,445.80	RC・S B1/8F	平成14年 10月	平成17年 2月4日	4,200	1.7	4,070	1.4	6.0	—
	C-3	—	—	ベネトン心斎橋ビル	大阪市中央区南船場四丁目	609.31	5,303.98	S B2/10F	平成15年 2月	平成17年 5月30日	5,430	2.2	6,320	2.2	11.5	—
	C-4	—	—	ハウジング・デザイ ン・センター神戸	神戸市中央区東川崎町一丁目	3,994.47	33,877.71	SRC・S B2/11F	平成6年 6月	平成17年 9月28日	7,220	2.9	8,070	2.8	7.8	—
	C-5	—	—	茶屋町グランデビル	大阪市北区茶屋町	592.45	3,219.36	S・SRC 9F	平成6年 6月	平成18年 8月30日	6,000	2.4	5,700	2.0	16.0	有
合計											245,399	100.0	285,176	100.0	4.6	

当期中売却物件

用途	物件 番号	タイプ		不動産等の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造・階数	竣工年月	取得日	取得価格		期末評価額		地震リスク関係	
		コア	バリエーション アップ								価 格 (百万円)	投 資 比 率 (%)	評 価 額 (百万円)	投 資 比 率 (%)	PML (%)	地震 保険 の有無
商業	B-2	—	—	ツルミフーガ1	横浜市鶴見区豊岡町	1,962.18	13,543.32	SRC B2/7F	昭和60年 9月	平成13年 11月16日	3,040	—	—	—	—	—
事務所	C-6		○	JPR高松ビル	高松市寿町二丁目	1,407.78	7,409.08	SRC B1/10F	昭和57年 9月 昭和59年 3月増築	平成13年 12月18日	2,130	—	—	—	—	—

b. 個別不動産及び信託不動産の概要

下表については次の方針に従って記載されています。

- ・ 下表については当期末保有物件を記載しています。
- ・ 表中のうち、「所有形態」、「地積」、「延床面積」、「不動産管理会社」については当期末の状態を記載し、それ以外の定性的な情報や「特記事項」は本書現在の状態を記載しています。
- ・ 「立地条件」については原則として鑑定評価書又は価格調査報告書の内容を記載しています。鑑定評価書又は価格調査報告書に記載のないものは、地図上にて最寄出口から距離に応じて徒歩（80m/分）の場合に要する時間を記載しています。
- ・ 「特定資産の種類」には、不動産又は不動産信託受益権の別を記載しています。
- ・ 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権譲渡契約書に記載された譲渡金額を百万円未満切捨てて記載しており、当該不動産等の取得に要した諸経費及び消費税等は含みません。
- ・ 「取得先」は取得時の名称を記載しています。
- ・ 土地の「所在」については、原則として該当物件の住居表示を記載し、住居表示が未実施の場合には登記簿上の地番を記載しています。
- ・ 土地のうち、地積の「持分対応」については、該当物件の敷地にかかる本投資法人又は不動産信託の受託者の所有面積を記載しています。なお、共有されている敷地の地積の「持分対応」については、当該敷地の登記簿上の地積に本投資法人又は不動産信託の受託者が保有する権利の持分割合を乗じて求め、小数第3位以下を四捨五入しています。
- ・ 土地及び建物の「所有形態」は、不動産又は信託不動産に係る土地及び建物に関して本投資法人又は不動産信託の受託者が保有する権利の種類及びその持分割合を示しています。
- ・ 所有権の「共有：持分割合」は、百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 土地の「用途地域」は、都市計画法に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・ 土地のうち、地積の「全体敷地」、建物のうち、「構造と階数」、延床面積の「一棟全体」及び「竣工年月」は、登記簿上の記載に基づいています。
- ・ 建物の「構造と階数」は建物一棟全体のものを記載しています。
- ・ 建物のうち、延床面積の「持分対応面積」については、登記簿上の一棟全体の延床面積に本投資法人又は不動産信託の受託者が保有する権利の持分割合を乗じて求め、「専有面積」については登記簿上の専有部分の面積を記載しています。また、「専有部分の持分面積」については登記簿上の専有部分の面積に権利の持分割合を乗じて求め、これを記載しています。なお、持分割合を乗じて求めた面積については小数第3位以下を四捨五入しています。

また、下表において「吹付けアスベスト材等」とは、労働安全衛生法第55条の規定により使用等が禁止されるその重量の0.1%を超えて石綿を含有する吹付け材をいいます。なお、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が1%から0.1%に改められています。また、建築基準法においても、吹付け石綿等の使用を規制する改正が行われ（平成18年10月1日施行）、吹付け石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する吹付けロックウールの使用が禁止されています。

＜第11期末保有物件＞

兼松ビル（物件番号：事務所A－1）

立地条件		都営地下鉄浅草線「宝町」駅近接			
特定資産の種類		不動産信託受益権		取得価格	16,276百万円
信託期間		平成13年12月27日～平成23年12月31日		信託受託者	三菱UFJ信託銀行
取得先		兼松株式会社他		取得年月日	平成13年12月27日
土地	所在	東京都中央区京橋二丁目14番1号		地積	全体敷地 (注1) 1,751.13㎡ 持分対応 1,390.40㎡
	所有形態	所有権（共有：持分割合79.4%）		用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付13階建		延床面積	一棟全体 (注2) 14,995.09㎡ 持分対応 11,906.10㎡
	所有形態（注3）	所有権（共有：持分割合79.4%）		竣工年月	平成5年2月
	不動産管理会社	東京建物株式会社		用途	事務所

（注1）建物敷地全体の面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注3）他の共有者：第一生命保険相互会社

- 【特記事項】
- 本不動産は、「街並み誘導型地区計画」の区域内にあり、本建物の建替え時には、行政機関との協議が必要になります。
 - 本信託不動産の当初委託者その他の共有者との間で本不動産に関する平成6年3月31日付「兼松ビルディングに関する基本協定書」及び平成13年12月27日付「『兼松ビルディングに関する基本協定書』変更合意書」が締結されており、共有者間での本不動産の管理運営及び費用収益の分配などが規定されています。信託受託者は、本信託不動産の当初委託者から、当初委託者が共有者として有していた当該協定書上の地位を承継しています。なお当該協定においては①共有持分の譲渡に関して優先買取権を他方の共有者に付与する規定、②敷地の無償での相互利用を認める規定、③共有物の不分割特約（ただし、登記はなされていません。）等についての規定があります。
 - 本建物の地下部分には平成3年8月に取り壊された従前の建物の一部（以下「従前建物」といいます。）が残存しており、従前建物の地下1階部分は躯体の一部及び駐車場等として、地下2階部分の一部はポンプ室（容積算入）として利用されています。また従前建物の地下2階部分に従前建物の解体時に発生した残存物があります。

兼松ビル別館（物件番号：事務所A－2）

立地条件		都営地下鉄浅草線「宝町」駅徒歩2分			
特定資産の種類		不動産信託受益権		取得価格	2,874百万円
信託期間		平成13年12月27日～平成23年12月31日		信託受託者	三菱UFJ信託銀行
取得先		兼松株式会社他		取得年月日	平成13年12月27日
土地	所在	東京都中央区京橋二丁目17番5号		地積	全体敷地 (注1) 679.06㎡ 持分対応 539.17㎡
	所有形態	所有権（共有：持分割合79.4%）		用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付8階建		延床面積	一棟全体 (注2) 4,351.46㎡ 持分対応 3,455.06㎡
	所有形態（注3）	所有権（共有：持分割合79.4%）		竣工年月	平成5年2月
	不動産管理会社	東京建物株式会社		用途	事務所

（注1）建物敷地全体の面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注3）他の共有者：第一生命保険相互会社

- 【特記事項】
- 本不動産は、「街並み誘導型地区計画」の区域内にあり、本建物の建替え時には、行政機関との協議が必要になります。
 - 本信託不動産の当初委託者その他の共有者との間で本不動産に関する平成6年3月31日付「兼松ビルディング別館に関する基本協定書」及び平成13年12月27日付「『兼松ビルディング別館に関する基本協定書』変更合意書」が締結されており、共有者間での本不動産の管理運営及び費用収益の分配などが規定されています。信託受託者は、本信託不動産の当初委託者から、当初委託者が共有者として有していた当該協定書上の地位を承継しています。なお当該協定においては①共有持分の譲渡に関して優先買取権を他方の共有者に付与する規定、②敷地の無償での相互利用を認める規定、③共有物の不分割特約（ただし、登記はなされていません。）等についての規定があります。

JPR人形町ビル（物件番号：事務所A-3）

立地条件		東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線「人形町」駅至近			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	2,100百万円	
信託期間		平成13年11月16日～平成23年11月30日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		安田生命保険相互会社	取得年月日	平成13年11月16日	
土地	所在	東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号	地積	全体敷地 550.06㎡	
				持分対応 550.06㎡	
所有形態		所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付8階建	延床面積	一棟全体 4,117.70㎡	
				持分対応 4,117.70㎡	
	所有形態		所有権	竣工年月	平成元年12月
	不動産管理会社		明治安田ビルマネジメント株式会社	用途	事務所

- 【特記事項】 1. 本書の日付現在において、信託土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書の取交しが未了です。
 2. 本信託土地の一部（17番21：144.82㎡）に関して、東京地下鉄株式会社との間で、昭和62年7月29日付にて地上権設定契約が締結されており、信託受託者が当初委託者が有していた設定者の地位を承継しています。その主な内容は次の通りです。
 ① 地上権設定の目的：地下鉄道敷設
 ② 地上権設定の範囲：東京湾平均海面の下11.45m以下
 ③ 存続期間：設定の日から地下鉄道構築物存続中
 ④ 地代：無料

新麹町ビル（物件番号：事務所A-4）

立地条件		東京メトロ有楽町線「麹町」駅徒歩3分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	(1) 1,670百万円 (2) 550百万円 (3) 200百万円
信託期間		(1) 平成13年11月16日～平成23年11月30日 (2) 平成14年11月21日～平成24年11月30日 (3) 平成16年11月12日～平成26年11月30日	信託受託者	みずほ信託銀行
取得先		(1) 東京建物株式会社 (2) 株式会社風俗文化研究所 (3) 個人	取得年月日(注1)	(1) 平成13年11月16日 (2) 平成14年11月21日 (3) 平成16年11月12日
土地	所在	東京都千代田区麹町四丁目3番3（地番）	地積	全体敷地(注2) 657.80㎡
				持分対応 (1) 322.05㎡ (2) 137.87㎡ (3) 47.80㎡
所有形態(注4)		所有権（共有：持分割合(1)49.0% (2)21.0% (3)7.3%）	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建	延床面積	一棟全体(注3) 5,152.98㎡
				専有面積 (1) 2,067.34㎡ (2) 884.22㎡ (3) 306.58㎡
	所有形態(注4)		区分所有権	竣工年月
不動産管理会社		東京建物株式会社	用途	事務所

(注1) (1)の取引時において土地の所有権（共有持分割合49.0%）と建物の区分所有権（3～7階、但し4階は一部）を信託する不動産信託受益権を、(2)の取引時において土地の所有権（共有持分割合21.0%）と建物の区分所有権（1階、2階）を信託する不動産信託受益権を、(3)の取引時において土地の所有権（共有持分割合7.3%）と建物の区分所有権（4階の一部）を信託する不動産信託受益権をそれぞれ取得しております。

(注2) 建物敷地全体の面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注4) 他の区分所有者：株式会社風俗文化研究所、財団法人岩国育英財団。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- 【特記事項】 1. 東側隣接地より雨樋の一部が本土地に越境しています。これについては、隣地所有者と「覚書」を締結しており、①越境の事実の確認、②後日当該建物の建替・改築等をする際の越境物の撤去及び③第三者に譲渡した場合についての承諾について確認しています。
 2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、新麹町ビル管理組合における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならないこと、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。
 3. (2)の取引において売主は信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

JPR クレスト竹橋ビル（物件番号：事務所A-5）

立地条件		東京メトロ東西線「竹橋」駅徒歩2分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	4,000百万円	
信託期間		平成14年3月20日～平成24年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成14年6月21日	
土地	所在	東京都千代田区神田錦町三丁目21番4ほか (地番)	地積	全体敷地	636.90㎡
	所有形態	所有権		持分対応	636.90㎡
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建	延床面積	一棟全体	4,790.68㎡
	所有形態	所有権		持分対応	4,790.68㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成11年9月	
	不動産管理会社	安田不動産株式会社	用途	事務所	

MS 芝浦ビル（物件番号：事務所A-6）

立地条件		JR山手線・京浜東北線「田町」駅徒歩9分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	11,200百万円	
信託期間		平成15年3月28日～平成25年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		株式会社ベニレイ	取得年月日	平成15年3月28日	
土地	所在	東京都港区芝浦四丁目13番23号	地積	全体敷地 (注1)	8,992.18㎡
	所有形態(注3)	所有権・賃借権の準共有(持分割合36.0%)		持分対応	3,239.88㎡
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下2階付13階建	延床面積	一棟全体 (注2)	31,020.21㎡
	所有形態(注4)	区分所有権・ 区分所有権の共有(持分割合57.9%)		専有部分の 持分面積	15,439.97㎡
	所有形態(注4)	区分所有権・ 区分所有権の共有(持分割合57.9%)	竣工年月	昭和63年2月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

(注1) 建物敷地全体の面積(本物件の他の所有者の所有する敷地及び本物件と一体開発されたトリニティ芝浦の敷地を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 全体敷地は三筆からなり、その内2番11を信託受託者が所有し、2番2は独立行政法人都市再生機構と東京都港区が共有し、2番54はJPMorgan信託銀行株式会社が所有しています。各敷地に対して賃借権が設定され、各敷地の賃借権は、信託受託者、独立行政法人都市再生機構及びJPMorgan信託銀行株式会社が所有する建物の床面積割合に応じた準共有状態となっています(昭和63年4月2日付土地賃貸借契約及び同日付交換契約。賃貸借契約期間71年。権利金なし。賃料は相互に相殺して一切金員の授受は行われていません)。なお、独立行政法人都市再生機構の賃借権に対し、独立行政法人都市再生機構と東京都港区との区分所有建物であるトリニティ芝浦の敷地権が設定され、登記されています。

(注4) 建物の所有形態は、①貸室部分 区分所有権(専有部分:1階の一部及び地上2階から8階の合計14,305.05㎡)及び②駐車場部分 区分所有権(専有部分:地下1階1,957.27㎡)(共有:持分割合25,021,953分の14,508,953(57.9%))となっています。(①他の区分所有者:JPMorgan信託銀行株式会社②他の共有者:JPMorgan信託銀行株式会社)。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその共有持分並びにその敷地の所有権及び賃借権の準共有持分です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、共用部分の分割請求ができないこと、専有部分と共用部分の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。
2. 本建物は、隣接するトリニティ芝浦と一体で東京都総合設計制度の適用を受け、道路・隣地斜線制限の緩和及び容積率の割増を受けて開発されています。これらの緩和を受けるために公開空地が設置されており、公開空地所有者である信託受託者はかかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。
3. 本建物の敷地の各所有者は共同で敷地の一部(公園)を東京都港区に使用貸借しております。(契約期間平成元年8月1日から平成31年7月31日)なお当該部分につき別途当事者間で平成元年8月1日付で「維持管理に関する協定書」を締結しており、信託受託者は維持管理費用の一部を負担する義務を負っています。
4. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況
サンプリング調査の結果、重量比で含有率1%を超える吹付けアスベスト材等は、屋上のエレベーター機械室内のみ使用されていますが、既に封じ込め処理がされているため、飛散の恐れはありません。また、共有部分の柱の一部から、重量比で含有率1%未満の吹付けアスベスト材等の使用が確認されています。ただし、状態は安定状態にあるため、飛散の恐れはありません。
5. 法定容積率超過の状況及び対応状況
地下1階駐車場の一部に、地域冷暖房設備の不具合解消のために熱交換器等の機械室が、建物竣工後(平成7年)に設置されており、当該機械室の設置により、建物竣工時の法定容積率を約0.7%超過していることが判明しました。これについて、一部機械室の改修による機械装置の移設及び管理スペース(共用部分)の一部閉鎖を実施することにより、容積率超過状態を解消しました。

五反田ファーストビル（物件番号：事務所A-7）

立地条件		JR山手線・東急池上線・都営地下鉄浅草線「五反田」駅徒歩2分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	2,920百万円	
信託期間		平成13年3月27日～平成23年3月31日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行	
取得先		有限会社東京ネクストステージ	取得年月日	平成15年7月23日	
土地	所在	東京都品川区西五反田二丁目8番1号	地積	全体敷地 (注1)	1,551.19㎡
				持分対応	890.65㎡
	所有形態(注3)	所有権(共有:持分割合61.8%)	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付11階建	延床 面積	一棟全体 (注2)	10,553.34㎡
				専有面積	4,035.15㎡
	所有形態(注3)	区分所有権	竣工年月	平成元年7月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

(注1) 建物敷地全体の面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 他の区分所有者: 第一生命保険相互会社他個人1名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の一部の共有持分です。敷地は2筆からなり内8番2は第一生命保険相互会社と個人1名との共有(持分割合: 61.8%)です。8番1は第一生命保険相互会社の単独所有です。なお、本建物と敷地の管理使用に関する区分所有者相互間の事項を定めた規約には、原則として敷地を相互に無償で使用できる旨の規定があります。

- [特記事項] 1. 本建物は、区分所有建物であり、信託受託者は本建物に関する管理規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、他の区分所有者の承諾がなければ、敷地の所有権又は共有持分を処分できないこと、共用部分の共有持分は区分所有権と分離して処分できないこと、敷地所有権は専有部分と分離して処分してはならないこと、専有部分の譲渡に対する他の区分所有者の優先買取権などが定められています。ただし、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないので、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
2. 本建物は東京都総合設計制度の適用を受け道路斜線制限の緩和を受けております。これらの緩和を受けるために公開空地が設置されており、公開空地所有者である信託受託者はかかる公開空地を一般に公開し、適切に維持・管理する義務を負っています。

福岡ビル（物件番号：事務所A-8）

立地条件		J R線「東京」駅徒歩6分、東京メトロ銀座線「京橋」駅徒歩2分			
特定資産の種類		(1) 不動産信託受益権 (2) 不動産	取得価格	(1) 1,800百万円 (2) 1,120百万円	
信託期間		(1) 平成15年10月15日～平成25年10月31日	信託受託者	(1) みずほ信託銀行	
取得先		(1) 株式会社ランドビジネス 株式会社インタープラネット (2) 旭工業株式会社	取得年月日	(1) 平成15年10月15日 (2) 平成17年4月15日	
土地	所在	東京都中央区八重洲二丁目8番7号	地積	全体敷地 (注1)	1,302.17㎡
				持分対応	(1) 136.93㎡ (2) 71.82㎡
	所有形態	所有権（共有：持分割合(1)14.3% (2)7.5%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付10階建	延床面積	一棟全体 (注2)	11,627.74㎡
				専有部分の 持分面積	(1) 1,303.62㎡ (2) 716.79㎡
	所有形態（注3）	(1) 区分所有権・ 区分所有権の共有(持分割合81.9%) (2) 区分所有権	竣工年月	平成2年5月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

（注1）全体敷地は二筆からなり、うち8番17は他の区分所有者4社との共有（持分割合21.8%）。8番18は他の区分所有者である株式会社福岡銀行の単独所有です。他の区分所有者は、株式会社福岡銀行他法人3社です。なお本建物と敷地の管理使用に関する区分所有者相互間の事項を定めた建物管理規約にはそれぞれの専有部分及び共用部分の持分を所有する範囲において相互に相手方の所有する土地を無償で使用できる旨の規定があります。

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注3）(1)の建物の所有形態は①6階部分：区分所有権、②10階部分：区分所有権の共有（共有持分割合：81.869%、他の共有者アール・ケー・ビー毎日放送株式会社）となっており、(2)の建物の所有形態は7階部分の区分所有権となっています。

【特記事項】1. 東側隣接地より配管・排気ダクトの一部が、また、南東側隣接地より配管・排気ダクトの一部が本土地に越境している可能性があります。

2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者及び本投資法人は本建物に関する管理規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、専有部分と共用部分及び規約共用部分の共有持分及び本建物敷地利用権を分離して処分することができないこと、区分所有権の譲渡に対する他の区分所有者の優先買取権などが定められています。ただし専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないので、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。

3. (2)の取引において売主は不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

4. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況

サンプリング調査の結果、各階専有部及び各階空調機械室内の梁、柱等に吹付けアスベスト材等が使用されていることが判明したため、専門機関である環境リサーチ株式会社にて、目視調査及び空気中の石綿浮遊粉じん測定を実施しました。使用されている吹付け材は、湿式で、表面の繊維の毛羽立ちや経年劣化などは見られず、安定状態といえることが確認され、また、石綿浮遊粉じん測定の結果、全ての測定ポイントでアスベストの飛散は確認されませんでした（「公共建築改修工事標準仕様建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づく定量下限である0.5ファイバー/リットル未満）。今後も適宜、目視調査等を実施し、引き続き状況を注視していきます。

J P R市ヶ谷ビル（物件番号：事務所A-9）

立地条件		J R総武線・都営地下鉄新宿線・東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷」駅近接			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	5,100百万円	
信託期間		平成13年8月27日～平成26年5月31日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行	
取得先		株式会社成信	取得年月日	平成16年5月28日	
土地	所在	東京都千代田区九段南四丁目7番15号	地積	全体敷地	1,058.04㎡
				持分対応	1,058.04㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建	延床面積	一棟全体	5,888.82㎡
				持分対応	5,888.82㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成元年3月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

【特記事項】1. 本件不動産東側隣接私道である地番：13番9・所有者：共栄株式会社他には、昭和13年11月29日付 地役権設定契約に基づき、本件土地のうちの地番：13番15を要役地とした地役権が登記されています。当該地役権については、①地役権の目的は通行であること ②期間は永久であること ③対価は無償であること ④通路上に自己の関係車輛を駐車しないこととされており、

2. 東側隣地上に存する塀の一部が、本信託土地に越境しており、本信託建物に付属する防犯用扉の一部が、東側隣地内に越境しています。また、東側隣地のテレビ電波障害対策のために取付けているケーブル線の一部が、東側隣地上空を越境しています。

オーバルコート大崎マークウエスト（物件番号：事務所A-10）

立地条件		JR線・りんかい線「大崎」駅徒歩5分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	3,500百万円	
信託期間		平成14年3月29日～平成26年6月30日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行	
取得先		有限会社エヌ・シー・アール・アイ・ワン	取得年月日	平成16年6月1日	
土地	所在	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	地積	全体敷地 (注1)	4,006.00㎡
				持分対応	958.12㎡
	所有形態	所有権（共有：持分割合27.1%）	用途地域	準工業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付17階建	延床 面積	一棟全体 (注2)	28,575.80㎡
				専有面積	4,024.84㎡
	所有形態（注3）	区分所有権	竣工年月	平成13年6月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

(注1) 建物敷地全体の面積（他の区分所有の持分を含みます。）

敷地は2筆からなり、うち550番1のみが敷地権の対象となっています（敷地権（共有持分）割合：27.1184%）。550番2は他の区分所有者である日本コムシス株式会社が随應寺から借地しています。

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：日本コムシス株式会社ほか4者

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者はオーバルコート大崎マークウエスト管理組合における管理規約等の適用を受けます。なお、同規約において区分所有者が区分所有持分を譲渡する際には、他の区分所有者に対して第三者に優先して譲渡の申し出をしなければならないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないこと等が定められています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

新宿スクエアタワー（物件番号：事務所A-11）

立地条件	都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目」駅徒歩6分、東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅徒歩6分				
特定資産の種類	不動産信託受益権	取得価格	10,000百万円		
信託期間	平成13年2月28日～平成26年7月1日	信託受託者	住友信託銀行		
取得先	新宿スクエアタワー特定目的会社	取得年月日	平成16年7月2日		
土地	所在	東京都新宿区西新宿六丁目22番1号	地積	全体敷地 (注1)	8,409.52㎡
				持分対応	2,463.57㎡
	所有形態(注3)	所有権（共有：持分割合29.3%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート・ 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下4階付30階建	延床 面積	一棟全体 (注2)	78,796.00㎡
				専有面積 (注4)	10,765.74㎡
	所有形態(注3)	区分所有権	竣工年月	平成6年10月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

(注1) 再開発全体の敷地面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）。

(注2) 再開発全体の延床面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）。

(注3) 他の区分所有者：新宿スクエアタワー共有者会（個人52人、法人3社及び東京都による共有）、法人2社及び東京都。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

(注4) 本投資法人が権利を有する本信託不動産の専有部分は、19階から29階です。

[特記事項] 1. 本建物のテナントは、新宿スクエアタワー管理株式会社1社です。ただし、信託受託者を含む各区分所有者は、各々所有する本建物の専有部分を新宿スクエアタワー管理株式会社に一括して賃貸し、新宿スクエアタワー管理株式会社は、転借人にこれを転貸しています。なお、平成19年8月31日時点の転借人の状況は以下の通りです。

- 1) 転借人の総数：23
- 2) 総賃貸可能面積：27,659.37㎡
- 3) 総賃貸面積：27,659.37㎡
- 4) 稼働率：100%

2. 建物賃貸借契約の概要

- 1) 本建物については、各区分所有者間において、各人の所有部分を一体の資産として運用し、相互補完することにより安定収入を確保するとともに、その資産価値を向上させるため「新宿スクエアタワー区分所有の一元管理に関する協定」が締結されており、専有部分の譲受人にも当該協定は承継されることとなっています。当該協定により、専有部分から生じる賃貸収益及び賃貸費用は、当該協定により定められた比率に応じて配分・負担することとなっています。
- 2) 信託受託者が所有する19階から29階についての当該協定に定められた賃料配分・経費負担の比率は39.70457%です。
- 3) 当該協定に基づき締結されている新宿スクエアタワー管理株式会社との賃貸借契約における契約期間は、平成6年11月1日から平成26年10月31日までの20年間です。
- 4) 新宿スクエアタワー管理株式会社を支払う賃料は同社が転借人から受領する賃料から一定率の金額を控除したものとされています。
- 5) 新宿スクエアタワー管理株式会社は、転借人から敷金の預託を受けていますが、信託受託者は、新宿スクエアタワー管理株式会社から敷金の預託を受けず、敷金運用益相当額のみを年に一度受領することとされています。

ビッグス新宿ビル（物件番号：事務所A-12）

立地条件		都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅直結		
特定資産の種類		不動産	取得価格	(1) 2,900百万円 (2) 8,921百万円
取得先		(1) 五洋建設株式会社 (2) みずほ信託銀行株式会社	取得年月日	(1) 平成16年11月9日 (2) 平成17年4月12日
土地	所在	東京都新宿区新宿二丁目19番1号	地積	全体敷地 (注1) 3,522.46㎡
				持分対応 (1) 880.62㎡ (2) 1,761.23㎡
	所有形態(注3)	所有権（共有：持分割合(1)25.0% (2)50.0%）	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付14階建	延床面積	一棟全体 (注2) 25,733.10㎡
				持分対応 (1) 6,433.28㎡ (2) 12,866.55㎡
	所有形態(注3)	所有権（共有：持分割合(1)25.0% (2)50.0%）	竣工年月	昭和60年4月
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所

- (注1) 全体敷地面積（他の共有者の所有部分を含みます。）。
(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の共有者の所有部分を含みます。）。
(注3) 他の共有者：セントラル総合開発株式会社。

- [特記事項] 1. 他の共有者との間で「ビッグス新宿ビル共同運営及び管理に関する協定書」を取り交わしています。同協定書において、共有者間でお互いに他の共有者の共有持分に優先買取権を付与する規定、共有物の不分割特約（ただし、登記はなされていません。）についての規定等があります。
2. 本土地については、地下高速電車事業施設所有を目的として、同施設の存続期間中、東京都が地上権を設定しています。
3. (2)の取引において売主は不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

アクロス新川ビル・アネックス（物件番号：事務所A-13）

立地条件		東京メトロ東西線・日比谷線「茅場町」駅徒歩6分		
特定資産の種類		不動産	取得価格	710百万円
取得先		株式会社ゼクス	取得年月日	平成16年11月26日
土地	所在	東京都中央区新川一丁目16番14号	地積	全体敷地 (注1) 858.48㎡
				持分対応 304.33㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付10階建	延床面積	一棟全体 (注2) 5,535.90㎡
				専有面積 (注4) 1,233.50㎡
	所有形態(注3)	区分所有権	竣工年月	平成6年6月
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所

- (注1) 全体敷地面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）。
本建物の敷地は5筆からなり内3筆が本投資法人の所有部分です。他の2筆はそれぞれ本建物の他の区分所有者が所有しています。
(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）。
(注3) 他の区分所有者：株式会社牧原本店他1名。
(注4) 本投資法人が保有する専有部分は、地下1階の一部、2階の一部、8階から10階です。

- [特記事項] 1. 本建物は区分所有建物であり、本投資法人は「アクロス新川ビル・アネックス管理規約」の適用を受けます。なお、同規約においては、区分所有者の所有する土地及び建物につき分離処分が定められています。
2. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況
サンプリング調査の結果、吹付けアスベスト材等は屋上のエレベーター機械室内にのみ使用されておりますが、当該箇所はビル管理者以外の第三者が立ち入ることはできず、また、吹付けアスベスト材等も安定状態にあるため、飛散の恐れはありません。

JPR 渋谷タワーレコードビル (物件番号：商業施設A-1)

立地条件		JR山手線・東急線・東京メトロ・京王線「渋谷」駅徒歩4分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	12,000百万円	
信託期間		平成15年6月30日～平成30年6月30日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		みずほ信託銀行株式会社	取得年月日	平成15年6月30日	
土地	所在	東京都渋谷区神南一丁目22番14号	地積	全体敷地	1,010.47㎡
				持分対応	1,010.47㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 地下3階付8階建	延床面積	一棟全体	8,449.56㎡
				持分対応	8,449.56㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成4年2月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	商業施設	

【特記事項】 1. 本信託不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
2. 本信託不動産の地下の外壁廻り、階段附室等に漏水箇所が見受けられます。

JPR 代官山 (物件番号：商業施設A-2)

立地条件		東急東横線「代官山」駅徒歩1分			
特定資産の種類		不動産	取得価格	2,160百万円	
取得先		株式会社尚光商会	取得年月日	平成16年10月5日	
土地	所在	東京都渋谷区代官山町20番5号	地積	全体敷地	277.12㎡
				持分対応	277.12㎡
	所有形態	所有権	用途地域	第二種中高層 住居専用地域	
建物	構造と階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付2階建	延床面積	一棟全体	668.09㎡
				持分対応	668.09㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成14年7月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	商業施設	

【特記事項】 1. 本土地のうち東側道路部分(竣工図上36.07㎡)は、建築基準法第42条第2項に基づく道路に指定されており、また、当該道路には、これを使用している土地又は建物の所有者のガス・水道・電気等の共用管が埋設されています。
2. 本土地は、南側隣地所有者よりブロック塀の越境を受けています。これについては、隣地所有者と「確認書」を交換しており、①越境の事実の確認、②ブロック塀の建替え工事を行う場合の越境状態の解消、③第三者に土地譲渡した場合の本確認書の承継について確認しています。

JPR 神宮前432 (物件番号：商業施設A-3)

立地条件		東京メトロ千代田線「明治神宮前」駅徒歩3分、JR山手線「原宿」駅徒歩6分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	4,460百万円	
信託期間		平成17年3月4日～平成27年3月31日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行	
取得先		有限会社オー・エム・シー・ビー開発	取得年月日	平成18年3月24日	
土地	所在	東京都渋谷区神宮前四丁目32番13号	地積	全体敷地	218.21㎡
				持分対応	218.21㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付7階建	延床面積	一棟全体	1,066.81㎡
				持分対応	1,066.81㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成18年2月	
	不動産管理会社	株式会社サンケイビル	用途	商業施設	

【特記事項】 1. 本物件の北西側道路(明治通り)は、都市計画道路(計画幅員：27m)であり、平成16年3月31日に事業決定されています。将来、当該事業の実施により信託土地約20㎡が収用される予定です。なお、信託建物は当該収用後に、既存不適格建築物となります。
2. 平成19年8月1日付で、不動産管理会社を株式会社サンケイビルから株式会社サンケイビルマネジメントに変更しました。

新宿三丁目イーストビル（物件番号：商業施設A-4）

立地条件		都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅徒歩1分、東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅徒歩2分			
特定資産の種類		不動産	取得価格	540百万円	
取得先		大成建設株式会社	取得年月日	平成19年3月14日	
土地	所在	東京都新宿区新宿三丁目1番26号	地積	全体敷地 (注1)	2,578.69㎡
				持分対応	70.33㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨、鉄骨鉄筋コンクリート、 鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付14階建	延床面積	一棟全体 (注2)	24,617.65㎡
				専有部分 の持分面積	474.50㎡
	所有形態	区分所有権の共有（持分割合4.3%）	竣工年月	平成19年1月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	商業施設	

(注1) 全体敷地面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）

本建物の敷地は11筆からなり内1筆が本投資法人の所有部分です。他の10筆はそれぞれ本建物の他の区分所有者が所有しています。

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）

アルカイースト（物件番号：事務所B-1）

立地条件		JR総武線「錦糸町」駅近、東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅直結			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	5,880百万円	
信託期間		平成13年11月16日～平成23年11月30日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		東京建物株式会社	取得年月日	平成13年11月16日	
土地	所在	東京都墨田区錦糸三丁目2番1号	地積	全体敷地 (注1)	3,755.01㎡
				持分対応	1,542.58㎡
	所有形態(注3)	所有権(共有:持分割合41.1%)	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付19階建	延床面積	一棟全体 (注2)	34,281.86㎡
				専有面積	6,911.25㎡
	所有形態(注3)	区分所有権	竣工年月	平成9年3月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

(注1) 建物敷地全体の面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：東日本旅客鉄道株式会社他23名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

【特記事項】 1. 本建物は、区分所有建物であり、信託受託者は、錦糸町アルカイースト管理組合における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、アルカイーストの区分所有者との間だけではなく、アルカイーストと一体で開発された隣接建物（第2街区及び第3街区）の他の区分所有者及び建物所有者との間で、互いに所有物件を譲渡する場合には優先的買取権を付与する規定があります。また同規約においては、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。

2. 法定容積率超過の状況及び対応状況

外構の東京都総合設計制度による公開空地部分に空くじ売場の小屋が置かれており、建物竣工時の法定容積率を約0.3%超過していることが判明しました。これについては撤去する方針で管理組合と折衝中です。

J P R 千葉ビル（物件番号：事務所B-2）

立地条件	J R総武線「千葉」駅徒歩5分、京成電鉄「千葉中央」駅徒歩7分				
特定資産の種類	不動産信託受益権	取得価格	2,350百万円		
信託期間	平成13年12月13日～平成23年12月31日	信託受託者	みずほ信託銀行		
取得先	有限会社フォレスト・グリーン	取得年月日	平成13年12月13日		
土地	所在	千葉県千葉市中央区新町1番7ほか（地番）	地積	全体敷地	1,382.35㎡
				持分対応	1,382.35㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付13階建	延床面積	一棟全体	9,072.57㎡
				持分対応	9,072.57㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成3年1月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

- 【特記事項】 1. 南西側隣接地所有者が所有する建物の換気フードが本信託土地に越境しています。これについては、平成13年12月6日付にて確認書を取り付けており、①越境の事実の確認、②後日当該建物の建替・改築等をする際の越境物の撤去及び③第三者に譲渡した場合についての承継について確認しています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

J P R 横浜日本大通ビル（物件番号：事務所B-3）

立地条件	J R根岸線・横浜市営地下鉄「関内」駅徒歩11分、横浜高速鉄道みなとみらい線「日本大通り」駅徒歩2分				
特定資産の種類	不動産信託受益権	取得価格	2,927百万円		
信託期間	平成13年3月16日～平成23年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行		
取得先	有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成13年11月16日		
土地	所在	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	地積	全体敷地	1,100.59㎡
				持分対応	1,100.59㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付11階建	延床面積	一棟全体	9,146.52㎡
				持分対応	9,146.52㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成元年10月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

新横浜第二センタービル（物件番号：事務所B-5）

立地条件	J R横浜線・東海道新幹線「新横浜」駅徒歩5分、横浜市営地下鉄「新横浜」駅徒歩3分				
特定資産の種類	不動産	取得価格	920百万円		
取得先	光正商事株式会社	取得年月日	平成14年9月25日		
土地	所在	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目19番5号	地積	全体敷地 (注1)	841.71㎡
				持分対応	420.86㎡
	所有形態(注3)	所有権(共有：持分割合50.0%)	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付12階建	延床面積	一棟全体 (注2)	7,781.93㎡
				持分対応	3,890.97㎡
	所有形態(注3)	所有権(共有：持分割合50.0%)	竣工年月	平成3年8月	
	不動産管理会社	明治安田ビルマネジメント株式会社	用途	事務所	

(注1) 建物敷地全体の面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の共有者の持分を含みます。）

(注3) 他の共有者：みずほ信託銀行株式会社

- 【特記事項】 1. 他の共有者であるみずほ信託銀行株式会社（以下「共有者」という。）との間で新横浜第二センタービル共同運営に関する基本協定書を取り交わしております。同協定書において、共有者間でお互いに優先買取権を付与する規定、共有物の不分割特約（但し、登記はなされていません。）についての規定等があります。
2. 本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
3. 本不動産は、「新横浜北部地区街づくり協議区域（都心業務商業ゾーン）」に存しており、当該区域においては建築物等の建築について行政機関との事前協議が必要となります。
4. 本建物は、横浜市市街地環境設計制度の許可を受け、容積率の割増しを受けています。この制度に基づき、公開空地が設けられており、公開空地所有者はかかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

川口センタービル（物件番号：事務所B-6）

立地条件		J R京浜東北線「川口」駅徒歩3分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	8,100百万円
信託期間		平成12年7月14日～平成26年2月28日	信託受託者	みずほ信託銀行
取得先		九段川特定目的会社	取得年月日	平成16年2月13日
土地	所在	埼玉県川口市本町四丁目1番8号	地積	全体敷地 (注1) 4,524.61㎡ 持分対応 3,924.68㎡
	所有形態(注1)	所有権・所有権(共有:持分割合86.5%)	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付15階建	延床面積	一棟全体 (注2) 28,420.85㎡ 専有面積 15,401.91㎡
	所有形態(注3)	区分所有権	竣工年月	平成6年2月
	不動産管理会社	野村ビルマネジメント株式会社	用途	事務所

(注1) 建物敷地全体の面積(他の区分所有者の持分を含みます。)。なお敷地は3筆からなり内2筆は区分所有者との共有(持分割合:86.5%、持分対応面積3,845.35㎡)。一筆(25番11:79.33㎡)は単独所有です。

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 他の区分所有者:独立行政法人科学技術振興機構

- [特記事項] 1. 一部隣接地所有者が所有する建物の一部・工作物等が本土地に越境しています。これについては各所有者等と確認書を取り交わしています。
2. 本建物は公開空地の確保を条件とした総合設計制度の適用により、川口市より容積率の割増しの特例を受け建築されています。信託不動産の所有者は公開空地(アトリウムを含む)を一般に開放し、適切に維持・管理する義務を負っています。
3. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は本建物における管理規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、敷地の分割請求ができないこと。専有部分・共用部分持分・敷地の共有持分を分離して処分できないこと等が定められています。ただし、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないため、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
4. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。
5. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況
サンプリング調査の結果、専有部天井内の梁、空調機械室内に吹付けアスベスト材等が使用されていることが判明したため、専門機関である環境リサーチ株式会社にて、目視調査及び空気中の石綿浮遊粉じん測定を実施しました。使用されている吹付け材は湿式で、表面の繊維の毛羽立ちや経年劣化などは見られず、安定状態といえることが確認され、また、石綿浮遊粉じん測定の結果、全ての測定ポイントでアスベストの飛散は確認されませんでした(「公共建築改修工事標準仕様 建築工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に基づく定量下限である0.5ファイバー/リットル未満)。今後、適宜、目視調査等を実施し、引き続き状況を注視していきます。
6. 平成19年5月1日付で、不動産管理会社を野村不動産株式会社から野村ビルマネジメント株式会社に変更しました。

JPR上野イーストビル（物件番号：事務所B-7）

立地条件		東京メトロ銀座線「稲荷町」駅徒歩4分		
特定資産の種類		不動産	取得価格	3,250百万円
取得先		電友ビルディング株式会社他	取得年月日	平成16年3月1日
土地	所在	東京都台東区松が谷一丁目3番5号	地積	全体敷地 1,242.97㎡ 持分対応 1,242.97㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付8階建	延床面積	一棟全体 8,490.44㎡ 持分対応 8,490.44㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成4年10月
	不動産管理会社	安田不動産株式会社	用途	事務所

- [特記事項] 1. 東側隣接地所有者等が所有する工作物の一部が本敷地に越境しています。これについては各所有者等と確認書を取り交わしており、①越境の事実の確認、②将来当該越境物を改築等する際の修正、③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

立川ビジネスセンタービル（物件番号：事務所B-8）

立地条件		JR線「立川」駅徒歩5分			
特定資産の種類		(1) 不動産信託受益権 (2) 不動産	取得価格	(1) 888百万円 (2) 2,300百万円	
信託期間		(1) 平成16年8月30日～平成26年8月31日	信託受託者	(1) 中央三井信託銀行	
取得先		(1) 野村不動産株式会社 (2) 東京建物株式会社	取得年月日	(1) 平成17年9月30日 (2) 平成19年2月28日	
土地	所在	東京都立川市曙町二丁目38番5号	地積	全体敷地 (注1)	2,047.22㎡
			持分対応	(1) 346.53㎡ (2) 608.90㎡	
	所有形態	所有権（共有：持分割合(1)16.9% (2)29.7%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付12階建	延床面積	一棟全体 (注2)	14,706.36㎡
				専有面積	(1) 1,746.58㎡ (2) 3,065.63㎡
	所有形態 (注4)	区分所有権	竣工年月	平成6年12月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

(注1) 建物敷地全体の面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 他の区分所有者：多摩信用金庫他2名

(注4) (1)の建物は4階及び5階部分、(2)の建物は8～10階及び11階の一部となっています。

【特記事項】 1. 本建物は、区分所有建物であり、信託受託者は立川ビジネスセンタービル管理組合における規約等の適用を受けます。また同規約においては、敷地及び共用部分につき分割請求できないこと、専有部分と敷地及び共用部分の共有持分とを分離して処分できないこと等が定められています。

2. 吹付けアスベスト材等の使用箇所及び対応状況

吹付けアスベスト材等の使用状況調査（サンプリングによる定性調査及び定量調査）により、専有部分天井内の梁の一部（8階）から、重量比で含有率1%未満の吹付けアスベスト材等の使用が確認されています。ただし、状態は安定状態にあるため、飛散の恐れはありません。

ライズアリーナビル（物件番号：事務所B-9）

立地条件		東京メトロ有楽町線「東池袋」駅直結、JR線「池袋」駅徒歩10分			
特定資産の種類		不動産	取得価格	5,831百万円	
取得先		大成建設株式会社	取得年月日	平成19年3月22日	
土地	所在	東京都豊島区東池袋四丁目5番2号	地積	全体敷地 (注1)	9,377.28㎡
			持分対応	1,492.41㎡	
	所有形態	所有権（共有：持分割合15.9%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数 (注3)	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根 地下3階付42階建	延床面積	一棟全体 (注2)	91,280.94㎡
				専有部分 の持分面積	5,972.42㎡
	所有形態	区分所有権・ 区分所有権の共有（持分割合95.5%）	竣工年月	平成19年1月	
	不動産管理会社	有楽土地株式会社	用途	事務所	

(注1) 住宅棟を含む再開発全体の敷地面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）。

(注2) 住宅棟を含む延床面積（他の区分所有者の所有部分を含みます。）。

(注3) 住宅棟を含め一棟として登記しており、業務棟部分は地下2階付15階建です。

田無アスタ（物件番号：商業施設B-1）

立地条件		西武新宿線「田無」駅近接			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	10,200百万円	
信託期間		平成13年3月16日～平成23年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成13年11月16日	
土地	所在	東京都西東京市田無町二丁目1番1号	地積	全体敷地 (注1)	12,326.30㎡
				持分対応	5,183.52㎡
	所有形態	所有権（共有：持分割合42.1%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付17階建	延床面積	一棟全体 (注2)	80,675.27㎡
				専有部分 の持分面積	20,727.97㎡
	所有形態（注3）	区分所有権の共有（持分割合52.9%）	竣工年月	平成7年2月	
	不動産管理会社	明治安田ビルマネジメント株式会社	用途	商業施設	

(注1) 建物敷地全体の面積（他の区分所有者及び本件で共有の対象となっている区分所有建物の専有部分（以下「本件専有部分」といいます。）の他の共有者の持分を含みます。）

(注2) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者及び本件専有部分の他の共有者の持分を含みます。）

(注3) 本信託不動産は本件専有部分の共有持分及びその敷地の共有持分です。本信託不動産に含まれる本件専有部分の共有持分割合は、1億分の52,878,016となっており、本件専有部分全体が敷地に対して有する持分割合（敷地権割合）は1億分の79,527,446であるので、本信託建物が敷地全体に対して有する持分割合（敷地権割合）は、1億分の42,052,535となります。本件専有部分には他の共有者として株式会社アスタ西東京ほか48名がおります。本件専有部分以外の区分所有の対象となる専有部分は住宅棟、銀行店舗を含む店舗、駐車場となっており、東京都住宅供給公社ほか105名の区分所有者がおります。駐車場部分は西東京市ほか4名の共有になっています。

- [特記事項]
1. 本不動産は、田無都市計画田無駅北口地区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物・敷地であり、当該事業のなかで施設建築物及び敷地の範囲は確定されています。したがって、本土地上に於いて境界確認書は取得されておらず、また本信託不動産に係る信託契約又は本不動産信託受益権の取得にあたり改めて測量は行っていません。
 2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者ASTA（アスタ）管理組合における規約等の適用を受けます。また、本件専有部分の使用、管理、運営等について、共有者間での意思決定を行うための機関としてASTA（アスタ）共有者協議会が設置され、同協議会会則が制定されています。信託受託者もかかる協議会に加入し、同協議会会則の適用を受けます。なお、同協議会会則には、本件専有部分の共有持分の譲渡に関して、他の共有者に優先買取権を付与する規定があり、また、共有者間で共有物の不分割特約が合意されています。（ただし、当該不分割特約の登記はなされていません。）。更に、同協議会会則には、共有者は共有持分形態を区分所有に変更してはならないこと、共有者が店舗床を譲渡するときは管理会社の事前の書面による同意が必要であることも規定されています。
 3. 本件専有部分の東側は株式会社西友が使用していますが、この専有使用部分は平成7年1月18日付の田無市（現西東京市）と株式会社西友との建物賃貸借契約に基づく部分（以下、この部分を「本件専用使用部分」といいます。）と、それ以外の部分（以下、「他共有者専用使用部分」といいます。）から構成されています。本件専用使用部分に対応している上記建物賃貸借契約は、当初委託者たる安田生命保険相互会社が本件専用使用部分の共有持分を購入すると同時に平成7年2月10日付で田無市から当初委託者に承継されました。当初委託者は平成7年2月10日に、本件専用部分の他の共有者である個人地権者全員から当該個人地権者が有する共有持分を一括して借受けている株式会社アスタ西東京との間で、本件専用使用部分と他共有者専用使用部分について、それぞれ相手方の専用使用権を認める契約を締結しています。本信託不動産に係る信託受託者は、上記建物賃貸借契約上の賃貸人としての地位及び専用使用契約上の地位を承継しています。平成14年5月13日現在では、信託受託者は本件専用使用部分を上記建物賃貸借契約に基づき株式会社西友に賃貸しており、株式会社アスタ西東京は他共有者専用使用部分の一部を株式会社西友に賃貸しています。なお、株式会社アスタ西東京は他共有者専用使用部分を株式会社西友以外の専門店へも賃貸しており、本件専有部分は株式会社西友及び専門店から構成される商業ゾーンとなっております。上記の共有物に関する専用使用権の設定は共有者間における共有物の管理方法又は処分方法の合意と考えられますが、それぞれの専用使用権の範囲は区分所有建物専有部分のように物理的に区分されているわけではありません。従って、信託受託者と株式会社西友との現状の建物賃貸借契約上の専用使用状況が変更される場合等には、株式会社アスタ西東京と協議する必要があります。なお、株式会社アスタ西東京は田無市から約半数（400分の196）の出資を得て設立された田無都市開発株式会社から商号変更した法人であり、本件専有部分の共有者であり、本建物全体の管理会社でもありません。
 4. 当初委託者は上記建物賃貸借契約上の貸室の一部を日本中央競馬会に転貸することを承認しており、信託受託者もその関係を前提として上記賃貸借契約上の賃貸人の地位を承継しています。

キュボ・ラ本館棟（物件番号：商業施設B-3）

立地条件		J R 京浜東北線「川口」駅徒歩1分			
特定資産の種類		不動産	取得価格	2,100百万円	
取得先		大成建設株式会社	取得年月日	平成18年3月31日	
土地	所在	埼玉県川口市川口一丁目1番1号	地積	全体敷地 (注1)	15,008.28㎡
				持分対応	1,100.74㎡
所有形態(注3)		所有権(共有:持分割合7.3%)	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき地下2階付10階建	延床面積	一棟全体 (注2)	48,321.96㎡
				専有面積	5,870.33㎡
	所有形態(注3)		区分所有権	竣工年月	平成18年1月
不動産管理会社		東京建物株式会社	用途	商業施設	

(注1) 住宅棟を含む再開発地域全体の面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟(キュボ・ラ本館棟のみ)全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 他の区分所有者:川口市他18名(キュボ・ラ本館棟のみ)

- [特記事項] 1. 本不動産は、川口1丁目1番第一種市街地再開発事業により公共施設と一体的に整備されており、当該事業の中で本不動産の敷地と公共施設敷地との区分について確定されています。したがって、公共施設との間の境界確認書はあらかじめ取得されていません。
2. 本不動産は、再開発事業により整備された施設建築物・敷地であり、本館棟・分譲住宅棟・賃貸住宅棟から構成されています。本投資法人は、キュボ・ラ本館棟の区分所有者としてキュボ・ラ本館棟管理規約等の適用を受けるほか、再開発敷地のうち各棟による個別の管理対象部分を除いた部分の管理運営等を定めたキュボ・ラ団地管理規約等の適用を受けます。なお、キュボ・ラ本館棟管理規約において、専有部分の譲渡・貸与に際し、あらかじめ書面にて管理者に届け出ることが義務付けられています。また共用部分の分割請求ができないこと、専有部分と共用部分の共有持分とを分離して処分できないことが定められています。

J P R 武蔵小杉ビル（物件番号：商業施設B-4）

立地条件		J R 南武線、東急東横線「武蔵小杉」駅徒歩2分			
特定資産の種類		不動産	取得価格	7,260百万円	
取得先		株式会社東京機械製作所	取得年月日	平成18年9月28日	
土地	所在	神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目 420番1ほか(地番)	地積	全体敷地	4,761.62㎡
				持分対応	4,761.62㎡
所有形態		所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根地下1階付6階建	延床面積	一棟全体	18,394.32㎡
				持分対応	18,394.32㎡
	所有形態		所有権	竣工年月	昭和58年3月
不動産管理会社		東京建物株式会社	用途	商業施設	

武蔵浦和ショッピングスクエア（物件番号：商業施設B-5）

立地条件		J R埼京線・武蔵野線「武蔵浦和」駅徒歩3分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	4,335百万円	
信託期間		平成17年11月1日～平成29年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		有限会社武蔵浦和リテール・プロパティ	取得年月日	平成19年3月19日	
土地	所在	埼玉県さいたま市南区别所七丁目3番1号	地積	全体敷地	8,317.99㎡
				持分対応	4,159.00㎡
	所有形態 (注1)	所有権 (不動産信託受益権の準共有：持分割合50.0%)	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根地下1階付4階建	延床面積	一棟全体	28,930.36㎡
				持分対応	14,465.18㎡
	所有形態 (注1) (注2)	区分所有権 (不動産信託受益権の準共有：持分割合50.0%)	竣工年月	平成17年10月	
	不動産管理会社 (注3)	株式会社新日鉄都市開発、東京建物株式会社	用途	商業施設	

(注1) 他の準共有者：トップリート投資法人

(注2) 本建物は一棟全体が区分所有建物として登記されており、その区分所有権の全部が本信託受益権の対象になっています。

(注3) 本物件は株式会社新日鉄都市開発と東京建物株式会社が共同してプロパティ・マネジメント業務を行います。

[特記事項] 1. 他の準共有者との間で「受益者間協定書」等を取り交わしています。同協定書において、準共有者間でお互いに他の準共有者の準共有持分に関し優先買取権を付与する規定、準共有物の不分割特約（ただし、登記はなされていません。）についての規定等があります。

川崎ダイスビル（物件番号：商業施設B-6）

立地条件		京浜急行本線「京急川崎」駅徒歩1分、J R東海道線・京浜東北線・南武線「川崎」駅徒歩5分			
特定資産の種類		a. 不動産信託受益権 b. 不動産信託受益権	取得価格 (注1)	15,080百万円	
信託期間		a. 平成19年4月12日～平成29年4月30日 b. 平成15年8月28日～平成35年8月31日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行	
取得先		川崎ダイス特定目的会社	取得年月日	平成19年4月12日	
土地	所在	神奈川県川崎市川崎区駅前本町8番地	地積	全体敷地 (注2)	4,475.45㎡
				持分対応	a. 2,025.62㎡
	所有形態 (注4)	a. 所有権、地上権の準共有（持分割合：83.8%） (不動産信託受益権の準共有：持分割合：52.0%) b. 地上権の準共有（持分割合：13.1%） (不動産信託受益権の準共有：持分割合：12.6%)	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付11階建	延床面積	一棟全体 (注3)	36,902.01㎡
				専有部分 の持分面積	a. 13,529.76㎡ b. 395.76㎡
	所有形態 (注4) (注5)	a. 区分所有権（不動産信託受益権の準共有：持分割合52.0%） b. 区分所有権（不動産信託受益権の準共有：持分割合12.6%）	竣工年月	平成15年8月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	商業施設	

(注1) 不動産信託受益権 a 及び b は取得価格においてはそれぞれ区分せず一体として取得しています。

(注2) 建物敷地全体の面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注3) 建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

(注4) 他の準共有者：a. 有限会社JPTコーポレート、b. 有限会社JPTコーポレート、他7法人

(注5) a の建物の所有形態は地下1階から10階（但し1階及び2階の一部を除きます。）の区分所有権、b の建物の所有形態は地下2階の区分所有権となっています。

[特記事項] 1. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません

2. 他の準共有者との間で「受益者間協定書」等を取り交わしています。同協定書において、準共有者間でお互いに他の準共有者の準共有持分に関し優先買取権を付与する規定、準共有物の不分割特約（ただし、登記はなされていません。）についての規定等があります。

3. 本信託土地の一部（8番3）に関して、川崎市との間で、平成15年8月28日付にて地上権設定契約が締結されており、信託受託者は当初委託者が有していた設定者の地位を承継しています。その主な内容は次の通りです。

①地上権設定の目的：地下鉄道敷設

②地上権設定の範囲：東京湾平均海面の下9.05㎡から東京湾平均海面の下34.00㎡まで

③存続期間：設定の日から鉄道構造物存続期間中

④地代：無料

新潟駅南センタービル（物件番号：事務所C-1）

立地条件		JR上越新幹線・信越本線「新潟」駅徒歩5分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	2,140百万円	
信託期間		平成13年3月16日～平成23年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成13年11月16日	
土地	所在	新潟県新潟市中央区米山一丁目24番（地番）	地積	全体敷地（注1） 2,706.99㎡	
				持分対応 1,425.54㎡	
所有形態（注3）		所有権（共有：持分割合52.7%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付10階建	延床面積	一棟全体（注2） 19,950.42㎡	
				専有面積 5,444.58㎡	
	所有形態（注3）		区分所有権	竣工年月	平成8年3月
	不動産管理会社		明治安田ビルマネジメント株式会社	用途	事務所

（注1）建物敷地全体の面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注3）他の区分所有者：株式会社第四銀行ほか個人3名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- 【特記事項】
1. 本不動産は、新潟駅南口第四地区D3街区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物・敷地であり、当該事業のなかで施設建築物及び敷地の範囲は確定されています。したがって、本土地に関して境界確認は取得されておらず、また本信託不動産に係る信託契約又は本不動産信託受益権の取得にあたり改めて測量は行っていません。
 2. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は新潟駅南センタービル管理組合における規約等の適用を受けます。なお、同規約において、区分所有権の賃貸、譲渡等をする場合は、事前に書面での組合への届出が義務付けられています。また同規約においては、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分を分離して処分できないことなどが定められています。
 3. 信託受託者は、本建物内にある駐車場部分を所有していませんが、他の区分所有者が所有している駐車場部分を優先的に信託受託者の貸室の賃借人が賃借できることを約した覚書があります。

明治安田生命大阪梅田ビル（物件番号：事務所C-2）

立地条件		JR「大阪」駅徒歩4分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	8,300百万円	
信託期間		平成13年12月25日～平成23年12月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		大成建設株式会社	取得年月日	平成13年12月25日	
土地	所在	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号	地積	全体敷地（注1） 5,999.33㎡	
				持分対応 1,999.78㎡	
所有形態（注3）		所有権（共有：持分割合33.3%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付31階建	延床面積	一棟全体（注2） 52,982.94㎡	
				持分対応 17,660.98㎡	
	所有形態（注3）		所有権（共有：持分割合33.3%）	竣工年月	平成12年6月
	不動産管理会社		明治安田ビルマネジメント株式会社	用途	事務所

（注1）建物敷地全体の面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の面積（他の共有者の持分を含みます。）

（注3）他の共有者：明治安田生命保険相互会社

- 【特記事項】
1. 本建物を含む隣接建物4棟の建築に際し、再開発地区計画制度が適用されており、4棟にて一体の建築確認等の手続がとられています。また公開空地及び公開空地上構築物の維持管理に関して4棟所有者にて共用部管理における覚書が結ばれています。
 2. 本建物を含む隣接建物4棟は「ガーデンシティ・タワーズ」と通称されています。それぞれの建物所有者間でガーデンシティ・タワーズ内の良好な環境を維持するための「ガーデンシティ・タワーズ運営協議会」が組成されており、大成建設株式会社（以下「当初委託者」という。）が有していた同協議会の構成員の地位を信託受託者が承継しています。
 3. 当初委託者は、本不動産の他の共有者である明治安田生命保険相互会社との間で安田生命大阪ビル共有関係協定書を取り交わしており、信託受託者は当該協定書における当初委託者の地位を承継しています。なお、同協定書においては、共有者間で互いに優先買取権を付与する規定、共有物の不分割特約（ただし、登記はなされていません。）等についての規定があります。
 4. 当初委託者は、西梅田地区開発協議会・西梅田地下道管理協議会・西梅田電波障害対策協議会の会員となっており、信託受託者は当初委託者の各協議会の会員として地位を承継しています。なお、各協議会においては、管理費・協議会運営に要する事務的経費等の会員としての費用負担があります。

東京建物本町ビル（物件番号：事務所C-4）

立地条件		大阪市営地下鉄御堂筋線「本町」駅徒歩3分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	4,150百万円
信託期間		平成13年11月16日～平成23年11月30日	信託受託者	みずほ信託銀行
取得先		東京建物株式会社	取得年月日	平成13年11月16日
土地	所在	大阪府大阪市中央区本町三丁目4番8号	地積	全体敷地 (注1) 1,432.64㎡ 持分対応 920.79㎡
	所有形態(注3)	所有権(共有:持分割合64.3%)	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付9階建	延床面積	一棟全体 (注2) 14,619.52㎡ 専有部分の 持分面積 7,709.76㎡
	所有形態(注4)	区分所有権・ 区分所有権の共有(持分割合82.9%)	竣工年月	昭和45年2月
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所

(注1) 建物敷地全体の面積(他の区分所有者及び共有者の持分を含みます。)

(注2) 建物一棟全体の延床面積(他の区分所有者の持分を含みます。)

(注3) 4筆の土地を株式会社みずほ銀行と共有。区分所有建物に関する敷地権の登記はなされていません。

(注4) 建物の所有形態は、①貸室部分 区分所有権(専有部分:地下1階及び地上4階から9階の合計6,921.52㎡)及び②駐車場部分 区分所有権(専有部分:地下2階、地下3階及び地上1階の合計950.53㎡)(共有:持分割合41分の34(82.9%))となっています。

(①他の区分所有者:株式会社みずほ銀行②他の共有者:株式会社みずほ銀行)。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその共有持分並びにその敷地の共有持分です。

- 【特記事項】
1. 本土地上の付属施設の一部(スプリンクラー専用送水口)及びコンクリートブロック塀が西側隣接地へ越境しています。これについては、平成13年10月31日付「覚書」を締結しており、①越境の事実の確認、②後日付属施設の一部を再構築する際の越境の解消及び③第三者に譲渡した場合についての承継について確認しています。
 2. 本建物は、昭和44年4月10日付「確認通知書(建築物)」に基づき建築され、昭和45年4月27日付「検査済証」を取得しており、建築当時の建築基準関係規定には適合する建築物でした。しかし、現在、容積対象延床面積が指定容積率800%を超過しており、既存不適格建築物となっています。再建築の際には、現況の延床面積を確保することができない可能性があります。
 3. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は本建物における規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地所有権及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないこと、専有部分の譲渡に対する他の区分所有者の承諾権、優先買取権などが定められています。ただし、専有部分と敷地の分離処分については、敷地権の登記がなされていないので、善意で分離処分を受けた第三者には分離処分の無効を主張できません。
 4. 大阪市長より「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定(認定番号:第1号/認定年月日 平成9年4月25日)を取得し、認定された計画に基づき耐震改修工事を実施済みです。

JPR博多ビル（物件番号：事務所C-7）

立地条件		市営地下鉄空港線「祇園」駅至近、JR鹿児島本線他「博多」駅徒歩6分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	2,900百万円
信託期間		平成13年3月16日～平成23年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行
取得先		有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成13年11月16日
土地	所在	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号	地積	全体敷地 1,214.63㎡ 持分対応 1,214.63㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建 鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺平屋建(車庫)	延床面積	一棟全体 9,828.73㎡ 持分対応 9,828.73㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	昭和60年6月 平成15年11月(車庫)
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所

【特記事項】

1. 本信託土地内に福岡市交通局の福岡市営地下鉄の出入口が設置されており、当初委託者は財産の帰属・維持管理等に関して昭和59年10月1日付にて福岡市と協定書を交わしています。信託受託者は当初委託者が有していた当該協定書上の地位を承継しています。
2. 本信託土地内にテナント誘致時の駐車場を確保するために平成15年11月17日に立体駐車場(20台分)を設置済みです。なお、取得価格には駐車場部分の取得価格は含まれていません。

J P R 那覇ビル（物件番号：事務所C-9）

立地条件		ゆいレール「県庁前」駅徒歩4分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	1,560百万円	
信託期間		平成13年3月16日～平成23年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成13年11月16日	
土地	所在	沖縄県那覇市松山一丁目1番19号	地積	全体敷地	959.87㎡
				持分対応	959.87㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺12階建	延床面積	一棟全体	5,780.71㎡
				持分対応	5,780.71㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成3年10月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

【特記事項】 1. 本書の日付現在、信託土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書の取交しが未了です。

NORTH33ビル（物件番号：事務所C-10）

立地条件		市営地下鉄南北線「さっぽろ」駅徒歩1分、JR函館本線「札幌」駅徒歩4分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	3,700百万円	
信託期間		平成13年4月24日～平成23年4月23日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行	
取得先		有限会社ケイアンドイーインベストメント	取得年月日	平成14年6月18日	
土地	所在	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番47ほか（地番）	地積	全体敷地	1,382.12㎡
				持分対応	1,382.12㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建	延床面積	一棟全体（注1）	10,568.23㎡
				専有面積	9,836.23㎡
	所有形態（注2）	区分所有権	竣工年月	平成4年2月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

（注1）建物一棟全体の延床面積（建物の他の区分所有者の持分を含みます。）

（注2）他の区分所有者：個人（4名による共有）。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地です。

- 【特記事項】 1. 本信託土地の一部（202.64㎡）は、建築基準法第42条1項5号による位置指定を受けている私道であり、法令上その変更又は廃止は一定の制限を受けます。
2. 本建物は区分所有建物ですが、その敷地は信託受託者が単独で所有しています。そのため、他の区分所有者の敷地利用を目的として信託受託者と当該他の区分所有者との間で期間を平成13年4月24日より30年間とする土地賃貸借契約書が締結されています。
3. 本不動産は札幌市総合設計制度の適用を受け道路・隣地斜線制限の緩和及び容積率の割り増しを受けています。これらの緩和を受けるため公開空地が設置されており、公開空地所有者である信託受託者はかかる公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

損保ジャパン仙台ビル（物件番号：事務所C-12）

立地条件		JR東北新幹線・東北本線「仙台」駅徒歩7分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	3,150百万円	
信託期間		平成14年6月26日～平成24年6月30日	信託受託者	みずほ信託銀行	
取得先		安田火災海上保険株式会社	取得年月日	平成14年6月26日	
土地	所在	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号	地積	全体敷地	1,895.67㎡
				持分対応	1,895.67㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付12階建及び附属建物	延床面積	一棟全体	10,783.52㎡
				持分対応	10,783.52㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成9年12月	
	不動産管理会社	株式会社損保ジャパン・ビルマネジメント	用途	事務所	

【特記事項】 1. 本信託不動産は、宮城野通周辺地区計画区域内にあり、地区整備計画において用途の制限、敷地面積、壁面後退、建物の高さが定められており、建替えの際には行政機関との個別協議が必要となります。

損保ジャパン和歌山ビル（物件番号：事務所C-13）

立地条件	JR阪和線・紀勢本線・和歌山線「和歌山」駅徒歩4分				
特定資産の種類	不動産信託受益権	取得価格	1,670百万円		
信託期間	平成14年6月26日～平成24年6月30日	信託受託者	みずほ信託銀行		
取得先	安田火災海上保険株式会社	取得年月日	平成14年6月26日		
土地	所在	和歌山県和歌山市美園町三丁目31番1ほか (地番)	地積	全体敷地	1,128.45㎡
				持分対応	1,128.45㎡
	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺9階建	延床面積	一棟全体	6,715.07㎡
				持分対応	6,715.07㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成8年7月	
	不動産管理会社	株式会社損保ジャパン・ビルマネジメント	用途	事務所	

天神121ビル（物件番号：事務所C-14）

立地条件	西鉄天神大牟田線「福岡（天神）」駅徒歩3分、市営地下鉄空港線「天神」駅徒歩7分、市営地下鉄七隈線「天神南」駅徒歩1分				
特定資産の種類	不動産信託受益権	取得価格	2,810百万円		
信託期間	平成14年3月19日～平成24年3月31日	信託受託者	みずほ信託銀行		
取得先	有限会社クアトロ・キャピタル	取得年月日	平成14年6月21日		
土地	所在	福岡県福岡市中央区天神一丁目3番38号	地積	全体敷地 (注1)	1,164.39㎡
				持分対応	607.86㎡
	所有形態	所有権（共有：持分割合52.2%）	用途地域	商業地域	
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根13階建	延床面積	一棟全体 (注2)	8,690.95㎡
				専有面積	3,117.09㎡
	所有形態（注3）	区分所有権	竣工年月	平成12年7月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所	

（注1）建物敷地全体の面積（建物の他の区分所有者の持分を含みます。）

（注2）建物一棟全体の延床面積（他の区分所有者の持分を含みます。）

（注3）他の区分所有者：偕成ビルディング株式会社ほか10名。本信託不動産は区分所有建物の専有部分及びその敷地の共有持分です。

- 【特記事項】 1. 本建物は区分所有建物であり、信託受託者は、天神121ビル管理組合における管理規約等の適用を受けます。なお、同規約においては、区分所有者は他の区分所有者の区分所有権について優先買取権を有していること、敷地又は共用部分等の分割請求ができないこと、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して処分できないことなどが定められています。また、区分所有者がその専有部分を第三者に貸与する場合には管理組合の理事会の承認が必要となっています。
2. 本不動産は天神一丁目第2地区地区計画区域内にあり、公共空地の設置の義務付けや壁面線の指定を受けています。また隣接建物の敷地と合わせて一団地の認定を受けています。更に総合設計の許可を得ており、公開空地の設置を条件に容積率の緩和を受けています。公共空地及び公開空地（本信託不動産においては公開空地の一部が公共空地を兼ねています。）の所有者である信託受託者はかかる公共空地及び公開空地を一般に開放し、適正に維持・管理する義務を負っています。

JPR名古屋栄ビル（物件番号：事務所C-16）

立地条件		名古屋市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅至近		
特定資産の種類（注1）		(1)(2)とも不動産	取得価格	(1) 4,300百万円 (2) 250百万円
取得先		(1) 恒和興業株式会社 (2) 恒和エステート株式会社	取得年月日	平成15年9月1日
土地	所在	(1) 愛知県名古屋市中区錦三丁目24番24号 (2) 愛知県名古屋市中区錦三丁目24番27号	地積	全体敷地 (1) 761.84㎡ (2) 230.47㎡
				持分対応 (1) 761.84㎡ (2) 230.47㎡
所有形態		所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	(1) 鉄骨造陸屋根地下1階付11階建 (2) 鉄骨・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建及び附属建物	延床面積	一棟全体 (1) 7,174.31㎡ (2) 165.87㎡
				持分対応 (1) 7,174.31㎡ (2) 165.87㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	(1) 平成15年1月 (2) 昭和61年12月
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	(1) 事務所 (2) (1)の隔地駐車場

（注1）物件（1）はJPR名古屋栄ビルとその敷地、物件（2）はJPR名古屋栄ビルの隔地駐車場です。

- 【特記事項】 1. 物件（1）と東側隣接地との間で隣接地所有者の設備配管等が物件（1）に越境し、物件（1）から隣接地に対して目隠し塀の一部が越境しております。これについては平成15年9月1日付で覚書を交換しており、相互に①越境の事実の確認、②後日建物の建替・越境部分の修繕等を行う場合の当該越境の修復、③第三者に譲渡した場合の承継について確認しております。
2. 物件（1）より北側隣接地に対し物件（1）のフェンスの一部が越境しております。これについては平成19年2月19日付で覚書を交換しており、①越境の事実の確認、②現状を変更しなければならない場合の取扱い等についての協議、③第三者に譲渡した場合の承継について確認しております。
3. 物件（2）の建物のうち、西側車寄せ部分（74.17㎡）については売主から建築確認通知書及び検査済証の提供を受けておりませんが、増築時の建築確認通知書及び検査済証があり、適法に建設されたものと考えられます。

JPR堂島ビル（物件番号：事務所C-17）

立地条件		大阪市営地下鉄四つ橋線「西梅田」駅徒歩2分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	2,140百万円
信託期間		平成16年1月23日～平成26年1月31日	信託受託者	みずほ信託銀行
取得先		日本橋興業株式会社	取得年月日	平成16年1月23日
土地	所在	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号	地積	全体敷地 668.11㎡
				持分対応 668.11㎡
所有形態		所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下2階付9階建	延床面積	一棟全体 5,696.01㎡
				持分対応 5,696.01㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成5年10月
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	事務所

- 【特記事項】 1. 東側及び北側隣接地所有者等が所有する建物の一部・工作物等が本信託土地に越境しています。これについては各所有者等と確認書を取り交わしており、①越境の事実の確認、②将来当該越境物を改築等する際の修正、③第三者に譲渡した場合の承継について確認しています。

JPR博多中央ビル（物件番号：事務所C-18）

立地条件		JR鹿児島本線他・市営地下鉄空港線「博多」駅徒歩6分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	1,920百万円
信託期間		平成14年11月29日～平成26年6月10日	信託受託者	みずほ信託銀行
取得先		有限会社ビーケーティリアルティワン	取得年月日	平成16年6月11日
土地	所在	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目6番12号	地積	全体敷地 680.63㎡
	所有形態		所有権	持分対応 680.63㎡
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建	延床面積	一棟全体 3,874.81㎡
	所有形態（注3）		所有権	持分対応 3,874.81㎡
	不動産管理会社	東京建物株式会社	竣工年月	平成5年2月
			用途	事務所

- [特記事項] 1. 西側隣接地から本信託土地に対して建物の一部が越境しています。但し、各々の所有者と、当該事実の確認及び将来撤去する旨約した合意書が締結されています。
2. 信託建物の西側壁面部分に株式会社有線ブロードネットワークス所有・管理のケーブルが設置されていますが、「ケーブル設置に関する確認書」に基づき、同ケーブルの設置変更並びに撤去が必要になった場合には株式会社有線ブロードネットワークスの責任と負担において対応する旨約されています。

三菱UFJリース名古屋本社ビル（物件番号：事務所C-19）

立地条件		名古屋市営地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」駅徒歩7分		
特定資産の種類		不動産	取得価格	4,137百万円
取得先		ユーエフジェイセントラルリース株式会社	取得年月日	平成17年3月22日
土地	所在	愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号	地積	全体敷地 1,610.38㎡
	所有形態		所有権	持分対応 1,610.38㎡
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付9階建	延床面積	一棟全体 10,201.44㎡
	所有形態（注3）		所有権	持分対応 10,201.44㎡
	不動産管理会社	東京建物株式会社	竣工年月	平成3年3月
			用途	事務所

- [特記事項] 1. 北側隣接地の境界フェンスの一部が本件土地に越境しており、南側隣接地の建物の配管の一部が本件土地に越境している可能性があります。また、本件土地より南側隣接地に対し本件建物の縁石及び境界フェンスの一部が越境しています。

JPR梅田ロフトビル（物件番号：商業施設C-1）

立地条件		JR「大阪」駅徒歩5分、大阪市営地下鉄・阪急電鉄「梅田」駅徒歩4分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	13,000百万円	
信託期間		平成15年5月15日～平成25年3月31日	信託受託者	住友信託銀行	
取得先		クラレ不動産株式会社、 株式会社ティー・エイチ・プロパティーズ、 日本生命保険相互会社	取得年月日(注1)	平成15年5月15日 平成15年7月16日	
土地	所在	大阪府大阪市北区茶屋町16番7号	地積	全体敷地	3,518.68㎡
	所有形態	所有権		持分対応	3,518.68㎡
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付8階建	延床面積	一棟全体	17,897.56㎡
	所有形態	所有権		持分対応	17,897.56㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成2年4月	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	商業施設	

(注1) 本投資法人は、平成15年5月15日にクラレ不動産株式会社の共有持分及び株式会社ティー・エイチ・プロパティーズの共有持分を不動産信託受益権の形態により取得し、平成15年7月16日に日本生命保険相互会社の共有持分を不動産信託受益権の形態により取得し、一棟全体の土地建物を保有しております。

[特記事項] 1. 本信託土地の隣接地から本信託土地への越境については以下の通りですが、本書の日付現在において、以下の越境物の処理に関する覚書等の書面は締結されておらず、使用料等の授受も発生していません。①本信託土地の東側において、隣接建物の化粧壁が本信託土地の隣接地から本信託土地に越境しております。②本信託土地の東側において、隣接建物の懸垂幕看板のフレームが本信託土地の隣接地から本信託土地に越境しております。③本信託土地の南東側において、隣接建物の排気フードが本信託土地の隣接地から本信託土地に越境しております。

シュトラッセ一番町（物件番号：商業施設C-2）

立地条件		仙台市営地下鉄南北線「広瀬通」駅徒歩4分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	4,200百万円	
信託期間		平成14年10月31日～平成24年10月31日	信託受託者	中央三井信託銀行	
取得先		有限会社ミルキーウェイ・プロパティーズ	取得年月日	平成17年2月4日	
土地	所在	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目9番18号	地積	全体敷地	648.81㎡
	所有形態	所有権		持分対応	648.81㎡
建物	構造と階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 地下1階付8階建 及び附属建物	延床面積	一棟全体	3,445.80㎡
	所有形態	所有権		持分対応	3,445.80㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成14年10月	
	不動産管理会社	三井不動産株式会社	用途	商業施設	

[特記事項] 1. 南側隣接地より建物の一部が越境しています。これについては隣地所有者との間で「合意書」を交換しており、①将来、建物を解体する際の越境物の撤去及び②第三者に譲渡した場合の承継について合意しています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

ベネトン心齋橋ビル（物件番号：商業施設C-3）

立地条件		大阪市営地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心齋橋」駅徒歩2分			
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	5,430百万円	
信託期間		平成17年5月30日～平成27年5月31日	信託受託者	住友信託銀行	
取得先		個人	取得年月日	平成17年5月30日	
土地	所在	大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番11号	地積	全体敷地	609.31㎡
	所有形態	所有権		持分対応	609.31㎡
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根地下2階付10階建	延床面積	一棟全体	5,303.98㎡
	所有形態	所有権		持分対応	5,303.98㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成15年2月 平成17年1月増築	
	不動産管理会社	東京建物株式会社	用途	商業施設	

[特記事項] 1. 北側隣接地より本件土地にコンクリート塀の一部が越境しています。また本件土地より西側隣接地に対し鉄柵の一部が越境しています。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

ハウジング・デザイン・センター神戸（物件番号：商業施設C-4）

立地条件		J R神戸線「神戸」駅至近		
特定資産の種類		不動産	取得価格	7,220百万円
取得先		三菱信託銀行株式会社	取得年月日	平成17年9月28日
土地	所在	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	地積	全体敷地 3,994.47㎡
				持分対応 3,994.47㎡
所有形態		所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ガラス 板葺地下2階付11階建	延床面積	一棟全体 33,877.71㎡
				持分対応 33,877.71㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成6年6月
不動産管理会社		東京建物株式会社	用途	商業施設

【特記事項】 1. 本不動産の売主は、不動産売買契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

茶屋町グランデビル（物件番号：商業施設C-5）

立地条件		大阪市営地下鉄・阪急電鉄「梅田」駅至近、J R「大阪」駅徒歩4分		
特定資産の種類		不動産信託受益権	取得価格	6,000百万円
信託期間		平成16年3月29日～平成28年8月31日	信託受託者	三菱UFJ信託銀行
取得先		サターンアセット特定目的会社	取得年月日	平成18年8月30日
土地	所在	大阪府大阪市北区茶屋町2番19号	地積	全体敷地 592.45㎡
				持分対応 592.45㎡
所有形態		所有権	用途地域	商業地域
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 9階建	延床面積	一棟全体 3,219.36㎡
				持分対応 3,219.36㎡
	所有形態	所有権	竣工年月	平成6年6月
不動産管理会社		東京建物株式会社	用途	商業施設

【特記事項】 1. 本書の日付現在、信託土地の隣地との境界の一部については、隣地所有者との境界確認書の取交しが未了です。
2. 本不動産信託受益権の売主は、信託受益権譲渡契約上、瑕疵担保責任を負っていません。

c. 個別物件の収益状況

下表については次の方針に従って記載されています。

<全体情報について>

- ・ 期中売却物件については期末保有物件の後に損益情報を記載しています。

<地域区分について>

- ・ 地域区分の定義は、次の通りです。

地域区分	地域
「東京都心」	千代田区、中央区、港区、新宿区、品川区、渋谷区
「東京周辺部」	東京都のうち「東京都心」以外、千葉県、神奈川県、埼玉県
「地方」	その他の地域

<価格情報について>

- ・ 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権譲渡契約書に記載された譲渡金額を百万円未満切捨てて記載しており、当該不動産等の取得に要した諸経費及び消費税等は含みません。
- ・ 「取得価格」及び「期末評価額」についての「投資比率」は当該物件に係る表示されない端数金額を含めた取得価格及び期末評価額が、各期末保有物件の「取得価格」又は「期末評価額」合計額に占める該当物件の割合を百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 「期末評価額」は不動産鑑定評価書の鑑定評価額又は不動産価格調査書の調査価格を記載しています。

なお、物件毎の鑑定評価機関は「a. 組入資産一覧」に記載の通りです。

- ・ 「期末帳簿価格」とは「取得価格」に「取得原価に算入される付随費用」と「期中の資本的支出」を加算し、これより「減価償却累計額」を控除した各期末の貸借対照表計上額をいいます。

<賃貸借情報について>

- ・ 「期末テナント数」は、建物床の賃貸に係る賃貸借契約を締結している相手方のみを対象とし（駐車場、袖看板等、建物床の貸付けではない賃貸借契約の相手方は含みません。）、1テナントが複数の貸室を賃借している場合、同一物件については1テナントとして、複数物件にわたる場合には、複数テナントとして算出しています。
- ・ 「期末総賃貸可能面積」は、建物・施設において賃貸が可能な事務所、店舗及び倉庫の契約書上の合計面積（共用部分等を賃貸している場合には当該面積を含みます。）について、本投資法人の持分に対応する面積を小数第3位以下を四捨五入して記載しています。また、「期末総賃貸面積」は、総賃貸可能面積のうち実際に賃貸借契約が締結され賃貸が行われている契約書上の面積（駐車場、袖看板等の建物床の賃貸ではない賃貸借契約や貸会議室や管理人室として使用している面積は含みません。）を小数第3位以下を四捨五入して記載しています。
- ・ 新宿スクエアタワーについては、各区分所有者が各々の専有部分を新宿スクエアタワー管理株式会社に一括して賃貸し、同社はこれを転借人に転貸しています。そのため、「総賃貸可能面積」は、同社が賃借し、かつ、転貸が可能な事務所・店舗及び倉庫にかかる契約上の合計面積に本投資法人の賃料配分率である39.70457%を乗じた面積、「総賃貸面積」は転借人への転貸面積に賃料配分率を乗じた面積を、それぞれ小数第3位以下を四捨五入したものを記載しています。また、テナント数は、転借人の数を記載しています。
- ・ 川崎ダイスビルについては、テナントが転借人に転貸借（サブリース）を行っており、

転借人への賃貸借状況によりテナントが支払う賃料が変動する賃貸借契約が締結されています。そのため、同ビルの総賃貸可能面積、総賃貸面積及び稼働率は、テナントの転借人に対するものを記載しており、転借人の数をテナント数に記載しています。

- ・ 「月末稼働率の期中平均」とは、月末稼働率の期中における単純平均をいいます。
- ・ 「稼働率」は、各物件における総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して記載しています。

<損益情報について>

- ・ 「営業日数」については物件ごとに表示していますが、期中に同一財産区分（担保設定等に際して1つの物件として扱われる区分）となる同一物件について追加取得があった場合には、取得価格加重平均稼働日数を採用しています。
- ・ 損益項目は後掲の「重要な会計方針」に則して、損益状況を表記しています。
- ・ 賃料収入（共益費含）は賃料、共益費、月極駐車料等のテナントとの契約上で定められている定額の収入を示しています。また、その他は附加使用料、時間貸駐車場等の変動収入を示しています。
- ・ 賃貸事業費用は減価償却費を除いた賃貸事業費用を記載しています。
- ・ NO Iとはネットオペレーティングインカムをいい、当該不動産に係る賃貸事業収入合計から賃貸事業費用合計（信託不動産に係る信託報酬は含みません。）を控除した金額をいいます。ただし、この場合の賃貸事業費用には減価償却費は含みません。
- ・ NCFとはネットキャッシュフローをいい、当該不動産のNO Iから資本的支出を控除した金額をいいます。
- ・ JPR武蔵小杉ビル、キューポ・ラ本館棟、ベネトン心斎橋ビル及びハウジング・デザイン・センター神戸については一棟全体を1テナントに賃貸しており、同テナントから賃料等を開示することにつき同意が得られていないため、やむを得ない事情により開示できない場合として開示していません。
- ・ 年換算NO I利回りはNO Iを各物件の取得価格で除した割合を稼働日数（取得価格加重平均稼働日数）に応じて年換算した利回りを示しています。

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京都心			
用途	事務所			
不動産の名称	兼松ビル	兼松ビル別館	J P R 人形町ビル	新麴町ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	16,276	2,874	2,100	1,670
投資比率（%）	6.6	1.2	0.9	0.7
期末評価額（百万円）	16,400	3,190	2,620	2,036
投資比率（%）	5.8	1.1	0.9	0.7
期末帳簿価額（百万円）	15,525	2,640	1,982	1,659
賃貸借情報				
期末テナント数	10	1	4	7
期末総賃貸可能面積（㎡）	7,994.02	2,291.13	2,788.98	2,105.44
期末総賃貸面積（㎡）	7,994.02	2,291.13	2,788.98	2,105.44
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	452,845	102,443	100,783	74,306
賃料収入(共益費含)(千円)	426,607	92,522	90,552	72,755
その他(千円)	26,238	9,920	10,230	1,550
②賃貸事業費用合計	124,117	27,217	29,429	21,406
外注委託費(千円)	27,849	6,323	5,824	—
水道光熱費(千円)	30,487	8,410	11,067	1,628
公租公課(千円)	40,602	7,057	7,185	4,492
保険料(千円)	905	228	240	126
修繕工事費(千円)	9,028	2,204	1,573	59
管理委託料(千円)	13,442	2,669	3,243	2,860
管理組合費(千円)	—	—	—	12,135
その他費用(千円)	1,801	324	294	103
③NOI(=①-②)(千円)	328,728	75,225	71,354	52,900
④減価償却費(千円)	102,474	28,556	10,611	4,235
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	226,254	46,669	60,742	48,664
⑥資本的支出(千円)	3,605	4,749	500	—
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	325,123	70,476	70,854	52,900
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	4.1	5.3	6.9	6.4

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京都心			
用途	事務所			
不動産の名称	新麹町ビル (第2期追加取得分)	新麹町ビル (第6期追加取得分)	JPRクレスト 竹橋ビル	MS芝浦ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	550	200	4,000	11,200
投資比率（%）	0.2	0.1	1.6	4.6
期末評価額（百万円）	872	302	4,010	19,000
投資比率（%）	0.3	0.1	1.4	6.7
期末帳簿価額（百万円）	577	205	3,751	11,216
賃貸借情報				
期末テナント数	3	1	9	8
期末総賃貸可能面積（㎡）	901.36	312.53	3,265.34	14,429.09
期末総賃貸面積（㎡）	901.36	312.53	3,265.34	14,429.09
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	100.0	98.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	27,176	11,755	136,267	540,942
賃料収入(共益費含)(千円)	26,242	11,442	130,183	487,891
その他(千円)	934	312	6,083	53,051
②賃貸事業費用合計	9,216	3,230	39,052	159,956
外注委託費(千円)	—	—	8,314	1,932
水道光熱費(千円)	1,096	246	8,044	20,500
公租公課(千円)	1,919	665	12,645	25,811
保険料(千円)	54	18	267	879
修繕工事費(千円)	112	8	2,924	6,724
管理委託料(千円)	794	474	4,247	15,046
管理組合費(千円)	5,195	1,801	—	87,779
その他費用(千円)	44	15	2,607	1,283
③NOI(=①-②)(千円)	17,959	8,524	97,214	380,985
④減価償却費(千円)	1,680	696	28,535	42,012
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	16,279	7,828	68,679	338,972
⑥資本的支出(千円)	—	—	7,245	11,865
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	17,959	8,524	89,969	369,120
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	6.6	8.6	4.9	6.9

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京都心			
用途	事務所			
不動産の名称	五反田 ファーストビル	福岡ビル	福岡ビル (第7期追加取得 分)	J P R市ヶ谷ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	2,920	1,800	1,120	5,100
投資比率（%）	1.2	0.7	0.5	2.1
期末評価額（百万円）	3,720	1,988	1,042	5,430
投資比率（%）	1.3	0.7	0.4	1.9
期末帳簿価額（百万円）	2,785	1,804	1,158	5,231
賃貸借情報				
期末テナント数	1	1	1	9
期末総賃貸可能面積（㎡）	4,243.58	1,250.06	687.34	4,186.09
期末総賃貸面積（㎡）	4,243.58	1,250.06	687.34	4,186.09
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	135,964	64,667	37,822	188,542
賃料収入(共益費含)(千円)	132,226	64,667	37,822	174,124
その他(千円)	3,738	—	—	14,418
②賃貸事業費用合計	42,820	18,097	9,654	47,345
外注委託費(千円)	12,853	—	—	10,295
水道光熱費(千円)	8,225	—	—	10,262
公租公課(千円)	11,400	6,834	3,525	16,481
保険料(千円)	326	268	147	303
修繕工事費(千円)	4,513	—	—	3,828
管理委託料(千円)	5,179	1,200	600	5,679
管理組合費(千円)	—	9,726	5,347	—
その他費用(千円)	321	67	33	495
③NOI(=①-②)(千円)	93,144	46,570	28,167	141,197
④減価償却費(千円)	11,228	5,431	2,462	15,752
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	81,915	41,139	25,705	125,445
⑥資本的支出(千円)	1,146	—	—	1,799
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	91,997	46,570	28,167	139,398
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	6.4	5.2	5.1	5.6

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京都心			
用途	事務所			
不動産の名称	オーバルコート大崎マークウエスト	新宿スクエアタワー	ビッグス新宿ビル	アクロス新川ビル・アネックス
価格情報				
取得価格（百万円）	3,500	10,000	11,821	710
投資比率（%）	1.4	4.1	4.8	0.3
期末評価額（百万円）	4,350	12,010	12,300	887
投資比率（%）	1.5	4.2	4.3	0.3
期末帳簿価額（百万円）	3,444	9,779	11,969	691
賃貸借情報				
期末テナント数	4	23	25	4
期末総賃貸可能面積（㎡）	4,088.44	10,982.03	11,357.50	1,253.39
期末総賃貸面積（㎡）	4,088.44	10,982.03	11,176.08	1,253.39
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	98.4	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	99.8	98.4	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	176,193	303,328	482,271	47,920
賃料収入(共益費含)(千円)	164,991	303,328	435,372	41,424
その他(千円)	11,201	—	46,898	6,495
②賃貸事業費用合計	66,531	67,741	162,336	12,772
外注委託費(千円)	—	—	62,999	—
水道光熱費(千円)	9,300	—	36,673	3,054
公租公課(千円)	14,686	53,575	46,914	3,296
保険料(千円)	393	2,685	1,049	112
修繕工事費(千円)	—	—	5,322	—
管理委託料(千円)	1,652	1,200	5,325	1,454
管理組合費(千円)	39,576	10,280	—	4,792
その他費用(千円)	921	—	4,052	61
③NOI(=①-②)(千円)	109,661	235,587	319,934	35,148
④減価償却費(千円)	29,911	92,489	30,082	11,109
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	79,750	143,098	289,851	24,038
⑥資本的支出(千円)	—	2,060	1,555	—
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	109,661	233,527	318,378	35,148
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	6.3	4.8	5.5	10.0

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京都心			
用途	商業			
不動産の名称	J P R渋谷タワー レコードビル	J P R代官山	J P R神宮前 4 3 2	新宿三丁目 イーストビル
価格情報				
取得価格（百万円）	12,000	2,160	4,460	540
投資比率（%）	4.9	0.9	1.8	0.2
期末評価額（百万円）	14,800	1,730	4,550	555
投資比率（%）	5.2	0.6	1.6	0.2
期末帳簿価額（百万円）	11,856	2,221	4,587	547
賃貸借情報				
期末テナント数	1	4	4	1
期末総賃貸可能面積（㎡）	8,076.85	653.99	1,027.33	478.51
期末総賃貸面積（㎡）	8,076.85	653.99	889.59	478.51
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	86.6	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	100.0	91.1	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	109
①賃貸事業収入合計	345,576	47,056	92,198	9,524
賃料収入(共益費含)(千円)	345,576	45,148	83,676	9,524
その他(千円)	—	1,908	8,521	—
②賃貸事業費用合計	36,398	5,714	13,760	1,356
外注委託費(千円)	—	939	2,289	—
水道光熱費(千円)	—	1,944	4,612	—
公租公課(千円)	34,128	1,678	4,026	4
保険料(千円)	470	53	101	48
修繕工事費(千円)	—	18	568	—
管理委託料(千円)	1,800	1,080	1,753	895
管理組合費(千円)	—	—	—	409
その他費用(千円)	—	—	409	—
③NOI(=①-②)(千円)	309,177	41,341	78,437	8,167
④減価償却費(千円)	45,767	2,887	6,331	1,355
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	263,409	38,453	72,106	6,812
⑥資本的支出(千円)	—	—	—	—
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	309,177	41,341	78,437	8,167
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	5.2	3.9	3.5	5.1

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京周辺部			
用途	事務所			
不動産の名称	アルカイースト	J P R 千葉ビル	J P R 横浜日本大 通ビル	新横浜第二 センタービル
価格情報				
取得価格（百万円）	5,880	2,350	2,927	920
投資比率（%）	2.4	1.0	1.2	0.4
期末評価額（百万円）	7,090	2,090	2,770	1,540
投資比率（%）	2.5	0.7	1.0	0.5
期末帳簿価額（百万円）	5,235	2,365	2,656	917
賃貸借情報				
期末テナント数	6	28	12	14
期末総賃貸可能面積（㎡）	7,022.76	5,562.97	6,066.53	2,641.19
期末総賃貸面積（㎡）	7,022.76	5,229.15	6,066.53	2,641.19
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	94.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	96.5	98.1	99.6
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	282,376	143,687	138,514	74,828
賃料収入(共益費含)(千円)	266,924	133,710	128,174	70,607
その他(千円)	15,451	9,976	10,339	4,221
②賃貸事業費用合計	144,373	65,781	55,222	20,607
外注委託費(千円)	—	21,127	12,433	4,532
水道光熱費(千円)	15,287	13,642	14,058	5,824
公租公課(千円)	30,098	12,488	11,428	5,687
保険料(千円)	2,943	527	476	257
修繕工事費(千円)	—	12,602	12,059	1,902
管理委託料(千円)	8,014	4,328	3,701	2,307
管理組合費(千円)	87,684	—	—	—
その他費用(千円)	346	1,065	1,064	96
③NOI(=①-②)(千円)	138,002	77,905	83,291	54,221
④減価償却費(千円)	57,294	28,400	22,317	12,821
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	80,708	49,504	60,973	41,399
⑥資本的支出(千円)	—	33,176	17,275	726
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	138,002	44,728	66,015	53,495
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	4.7	6.7	5.7	11.9

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京周辺部			
用途	事務所			
不動産の名称	川口センタービル	JPR上野イーストビル	立川ビジネスセンタービル	立川ビジネスセンタービル (第11期追加取得分)
価格情報				
取得価格（百万円）	8,100	3,250	888	2,300
投資比率（%）	3.3	1.3	0.4	0.9
期末評価額（百万円）	10,300	4,790	1,420	2,420
投資比率（%）	3.6	1.7	0.5	0.8
期末帳簿価額（百万円）	7,836	3,180	855	2,305
賃貸借情報				
期末テナント数	40	8	4	16
期末総賃貸可能面積（㎡）	15,461.98	6,512.45	1,747.13	2,980.90
期末総賃貸面積（㎡）	15,202.43	5,922.89	1,747.13	2,980.90
稼働率				
期末稼働率（%）	98.3	90.9	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	98.8	90.9	100.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	123
①賃貸事業収入合計	471,240	189,921	57,417	61,444
賃料収入(共益費含)（千円）	438,519	171,460	52,226	58,392
その他（千円）	32,721	18,461	5,190	3,051
②賃貸事業費用合計	163,485	59,214	17,794	17,881
外注委託費（千円）	54,576	16,429	5,288	6,575
水道光熱費（千円）	38,892	16,287	6,281	8,555
公租公課（千円）	35,845	14,294	3,671	4
保険料（千円）	1,309	444	146	155
修繕工事費（千円）	13,787	6,774	94	36
管理委託料（千円）	18,323	4,691	1,790	1,668
管理組合費（千円）	—	—	—	—
その他費用（千円）	748	292	520	884
③NOI（=①-②）（千円）	307,755	130,707	39,623	43,563
④減価償却費（千円）	93,934	43,586	10,283	14,679
⑤賃貸事業損益（=③-④）（千円）	213,821	87,120	29,339	28,883
⑥資本的支出（千円）	18,256	725	—	—
⑦NCF（=③-⑥）（千円）	289,498	129,982	39,623	43,563
（参考情報）				
年換算NOI利回り(対取得価格)（%）	7.7	8.1	9.0	5.6

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分		東京周辺部		
用途	事務所	商業		
不動産の名称	ライズアリーナビル	田無アスタ	キュボ・ラ本館棟	JPR武蔵小杉ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	5,831	10,200	2,100	7,260
投資比率（%）	2.4	4.2	0.9	3.0
期末評価額（百万円）	8,050	13,200	2,790	7,030
投資比率（%）	2.8	4.6	1.0	2.5
期末帳簿価額（百万円）	5,837	8,854	2,069	7,505
賃貸借情報				
期末テナント数	1	1	1	1
期末総賃貸可能面積（㎡）	6,023.39	31,121.71	5,963.00	19,740.95
期末総賃貸面積（㎡）	6,023.39	31,121.71	5,963.00	19,740.95
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	101	181	181	181
①賃貸事業収入合計	61,936	596,400		
賃料収入(共益費含)(千円)	56,608	596,400		
その他(千円)	5,328	—		
②賃貸事業費用合計	26,556	85,207		
外注委託費(千円)	—	—		
水道光熱費(千円)	5,577	—		
公租公課(千円)	0	42,504		
保険料(千円)	473	3,751		
修繕工事費(千円)	—	—		
管理委託料(千円)	814	1,200		
管理組合費(千円)	19,691	37,752		
その他費用(千円)	—	—		
③NOI(=①-②)(千円)	35,379	511,192	75,090	169,405
④減価償却費(千円)	18,103	120,072	17,519	30,429
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	17,276	391,119	57,571	138,975
⑥資本的支出(千円)	—	—	—	—
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	35,379	511,192	75,090	169,405
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	2.2	10.1	7.2	4.7

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	東京周辺部		地方	
用途	商業		事務所	
不動産の名称	武蔵浦和ショッピングスクエア	川崎ダイスビル	新潟駅南センタービル	明治安田生命大阪梅田ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	4,335	15,080	2,140	8,300
投資比率（％）	1.8	6.1	0.9	3.4
期末評価額（百万円）	4,400	15,184	2,090	11,000
投資比率（％）	1.5	5.3	0.7	3.9
期末帳簿価額（百万円）	4,470	15,551	1,891	7,563
賃貸借情報				
期末テナント数	3	20	11	27
期末総賃貸可能面積（㎡）	14,960.69	13,089.96	5,205.82	9,600.37
期末総賃貸面積（㎡）	14,960.69	12,981.11	5,205.82	9,444.39
稼働率				
期末稼働率（％）	100.0	99.2	100.0	98.4
月末稼働率の期中平均（％）	100.0	99.2	100.0	98.7
損益情報				
第11期中の営業日数	104	80	181	181
①賃貸事業収入合計	73,551	206,819	132,019	369,484
賃料収入(共益費含)(千円)	73,551	166,117	122,548	344,347
その他(千円)	—	40,702	9,470	25,136
②賃貸事業費用合計	1,150	43,030	42,438	131,571
外注委託費(千円)	—	2,480	674	34,120
水道光熱費(千円)	—	33,877	9,476	46,014
公租公課(千円)	6	1	8,929	35,230
保険料(千円)	375	1,151	1,193	1,006
修繕工事費(千円)	—	285	179	1,835
管理委託料(千円)	769	7	3,809	10,751
管理組合費(千円)	—	5	18,157	—
その他費用(千円)	—	5,222	19	2,612
③NOI(=①-②)(千円)	72,400	163,789	89,580	237,912
④減価償却費(千円)	24,567	54,600	24,519	71,143
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	47,832	109,189	65,061	166,768
⑥資本的支出(千円)	—	—	2,100	6,206
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	72,400	163,789	87,480	231,705
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(％)	5.9	5.0	8.4	5.8

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	地方			
用途	事務所			
不動産の名称	東京建物 本町ビル	J P R 博多ビル	J P R 那覇ビル	NORTH33 ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	4,150	2,900	1,560	3,700
投資比率（%）	1.7	1.2	0.6	1.5
期末評価額（百万円）	4,230	3,020	1,530	2,980
投資比率（%）	1.5	1.1	0.5	1.0
期末帳簿価額（百万円）	4,125	3,171	1,473	3,501
賃貸借情報				
期末テナント数	9	28	18	24
期末総賃貸可能面積（㎡）	7,210.25	6,581.15	3,947.70	6,642.98
期末総賃貸面積（㎡）	7,015.85	6,581.15	3,703.95	5,942.40
稼働率				
期末稼働率（%）	97.3	100.0	93.8	89.5
月末稼働率の期中平均（%）	97.3	98.3	95.6	93.5
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	244,160	156,996	103,843	159,118
賃料収入(共益費含)(千円)	226,081	146,942	97,060	146,554
その他(千円)	18,079	10,054	6,783	12,564
②賃貸事業費用合計	72,745	55,458	33,671	80,768
外注委託費(千円)	18,932	12,871	11,395	18,262
水道光熱費(千円)	16,177	12,612	8,506	19,200
公租公課(千円)	12,920	13,394	6,094	22,374
保険料(千円)	503	459	328	570
修繕工事費(千円)	15,939	10,178	3,339	13,086
管理委託料(千円)	7,836	3,702	2,603	4,655
管理組合費(千円)	—	—	—	—
その他費用(千円)	435	2,240	1,404	2,618
③NOI(=①-②)(千円)	171,415	101,538	70,172	78,349
④減価償却費(千円)	15,631	20,594	23,010	43,117
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	155,784	80,943	47,161	35,231
⑥資本的支出(千円)	19,837	138,980	15,985	13,545
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	151,577	△ 37,442	54,186	64,804
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	8.3	7.1	9.1	4.3

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	地方			
用途	事務所			
不動産の名称	損保ジャパン 仙台ビル	損保ジャパン 和歌山ビル	天神121ビル	JPR名古屋栄 ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	3,150	1,670	2,810	4,550
投資比率（%）	1.3	0.7	1.1	1.9
期末評価額（百万円）	4,260	1,960	2,950	5,960
投資比率（%）	1.5	0.7	1.0	2.1
期末帳簿価額（百万円）	2,766	1,492	2,575	4,562
賃貸借情報				
期末テナント数	17	18	14	21
期末総賃貸可能面積（㎡）	7,118.60	4,874.91	3,292.02	5,461.90
期末総賃貸面積（㎡）	7,111.18	4,717.33	3,292.02	5,461.90
稼働率				
期末稼働率（%）	99.9	96.8	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	99.9	99.5	98.9	96.9
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	205,456	122,172	119,347	218,527
賃料収入(共益費含)(千円)	197,899	115,606	109,654	196,333
その他(千円)	7,557	6,565	9,693	22,194
②賃貸事業費用合計	59,260	37,869	37,227	68,284
外注委託費(千円)	17,660	11,854	—	22,160
水道光熱費(千円)	14,297	10,134	5,371	17,306
公租公課(千円)	15,955	7,138	8,496	19,532
保険料(千円)	665	411	288	386
修繕工事費(千円)	3,920	3,959	1,257	1,116
管理委託料(千円)	6,288	3,777	3,726	5,448
管理組合費(千円)	—	—	17,925	—
その他費用(千円)	471	594	162	2,332
③NOI(=①-②)(千円)	146,195	84,303	82,120	150,243
④減価償却費(千円)	45,367	25,052	25,649	27,378
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	100,828	59,250	56,470	122,865
⑥資本的支出(千円)	7,474	5,369	—	5,641
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	138,721	78,934	82,120	144,601
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	9.4	10.2	5.9	6.7

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	地方			地方
用途	事務所			商業
不動産の名称	J P R 堂島ビル	J P R 博多中央ビル	三菱UFJリース 名古屋本社ビル	J P R 梅田ロフト ビル
価格情報				
取得価格（百万円）	2,140	1,920	4,137	13,000
投資比率（%）	0.9	0.8	1.7	5.3
期末評価額（百万円）	2,740	2,180	5,040	16,210
投資比率（%）	1.0	0.8	1.8	5.7
期末帳簿価額（百万円）	2,164	1,901	4,095	12,849
賃貸借情報				
期末テナント数	9	6	1	1
期末総賃貸可能面積（㎡）	3,941.40	3,349.57	7,123.07	18,586.97
期末総賃貸面積（㎡）	3,429.82	3,349.57	7,123.07	18,586.97
稼働率				
期末稼働率（%）	87.0	100.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	87.0	100.0	100.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	125,408	91,786	190,203	402,411
賃料収入(共益費含)(千円)	105,677	85,543	176,691	402,411
その他(千円)	19,730	6,242	13,511	—
②賃貸事業費用合計	53,276	34,514	55,238	34,342
外注委託費(千円)	16,449	6,518	16,424	78
水道光熱費(千円)	8,609	5,205	14,845	—
公租公課(千円)	14,671	6,848	15,421	25,776
保険料(千円)	274	216	496	802
修繕工事費(千円)	10,113	12,891	1,868	5,715
管理委託料(千円)	2,611	2,426	4,489	1,971
管理組合費(千円)	—	—	—	—
その他費用(千円)	547	407	1,693	—
③NOI(=①-②)(千円)	72,131	57,271	134,964	368,068
④減価償却費(千円)	18,394	21,690	52,835	59,834
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	53,737	35,581	82,129	308,234
⑥資本的支出(千円)	47,936	2,082	170	5,422
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	24,195	55,189	134,794	362,645
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	6.8	6.0	6.6	5.7

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

地域区分	地方			
用途	商業			
不動産の名称	シュトラッセー番町	ベネトン心斎橋ビル	ハウジング・デザイン・センター神戸	茶屋町グランデビル
価格情報				
取得価格（百万円）	4,200	5,430	7,220	6,000
投資比率（%）	1.7	2.2	2.9	2.4
期末評価額（百万円）	4,070	6,320	8,070	5,700
投資比率（%）	1.4	2.2	2.8	2.0
期末帳簿価額（百万円）	4,073	5,540	7,352	6,164
賃貸借情報				
期末テナント数	1	1	1	8
期末総賃貸可能面積（㎡）	4,136.95	5,303.98	35,444.13	2,484.39
期末総賃貸面積（㎡）	4,136.95	5,303.98	35,444.13	2,484.39
稼働率				
期末稼働率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
月末稼働率の期中平均（%）	100.0	100.0	100.0	100.0
損益情報				
第11期中の営業日数	181	181	181	181
①賃貸事業収入合計	128,388			138,438
賃料収入(共益費含)(千円)	128,388			128,084
その他(千円)	—			10,354
②賃貸事業費用合計	15,382			27,844
外注委託費(千円)	—			5,280
水道光熱費(千円)	—			8,639
公租公課(千円)	7,663			8,322
保険料(千円)	248			1,009
修繕工事費(千円)	60			753
管理委託料(千円)	6,419			3,819
管理組合費(千円)	—			—
その他費用(千円)	990			19
③NOI(=①-②)(千円)	113,005	112,712	203,747	110,593
④減価償却費(千円)	30,483	26,673	90,723	19,753
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	82,522	86,038	113,023	90,840
⑥資本的支出(千円)	—	—	5,362	2,078
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	113,005	112,712	198,385	108,515
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	5.4	4.2	5.7	3.7

個別物件の収益状況〔参考情報〕第11期（平成19年1月1日～平成19年6月30日） 当期売却物件

地域区分	東京周辺部	地方
用途	商業	事務所
不動産の名称	ツルミフーガ 1	J P R 高松ビル
価格情報		
取得価格（百万円）	—	—
投資比率（%）	—	—
期末評価額（百万円）	—	—
投資比率（%）	—	—
期末帳簿価額（百万円）	—	—
賃貸借情報		
期末テナント数	—	—
期末総賃貸可能面積（㎡）	—	—
期末総賃貸面積（㎡）	—	—
稼働率		
期末稼働率（%）	—	—
月末稼働率の期中平均（%）	—	—
損益情報		
第11期中の営業日数	100	100
①賃貸事業収入合計	80,666	51,953
賃料収入(共益費含)(千円)	80,666	50,050
その他(千円)	—	1,903
②賃貸事業費用合計	16,022	19,501
外注委託費(千円)	—	6,472
水道光熱費(千円)	—	5,091
公租公課(千円)	7,737	4,951
保険料(千円)	262	221
修繕工事費(千円)	—	1,088
管理委託料(千円)	833	1,529
管理組合費(千円)	7,114	—
その他費用(千円)	74	147
③NO I (=①-②)(千円)	64,644	32,451
④減価償却費(千円)	7,505	10,489
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	57,138	21,962
⑥資本的支出(千円)	—	3,645
⑦NCF(=③-⑥)(千円)	64,644	28,806
(参考情報)		
年換算NO I 利回り(対取得価格)(%)	7.8	5.6

d. ポートフォリオの収益状況

下表については次の方針に従って記載されています。

<全体情報について>

- ・ 本表は当期保有物件について「地域区分」と「用途区分」に分けてそれぞれのポートフォリオ毎に合計し、記載しています。
なお、以下については、ポートフォリオ特有の説明のみ記載しています。

<地域区分について>

- ・ 地域区分の定義は、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。

<価格情報について>

- ・ 「取得価格」、「期末評価額」及び「期末帳簿価額」の定義、その性格については、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。

<賃貸借情報について>

- ・ 「期末テナント数」、「期末総賃貸可能面積」、「期末総賃貸面積」及び「月末稼働率の期中平均」の定義、その性格については、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。
- ・ 「期末総賃貸可能面積」及び「期末総賃貸面積」は、小数第3位以下を四捨五入して表示しています。「稼働率」は百分率表示で小数第2位以下を四捨五入して表示しています。

<損益情報について>

- ・ 「営業日数」については各ポートフォリオにて期中取得又は売却があった場合には、取得価格加重平均稼働日数を採用しています。
- ・ 損益項目は前掲の「重要な会計方針」に則して、損益状況を表示しております。
- ・ 賃料収入（共益費含）は賃料、共益費、月極駐車料等のテナントとの契約上で定められている定額の収入を示しています。また、その他は附加使用料、時間貸駐車場等の変動収入を示しています。
- ・ 賃貸事業費用は減価償却費を除いた賃貸事業費用を記載しています。
- ・ 「NOI」及び「NCF」の定義、その性格については、「個別物件の収益状況」の説明の通りです。
- ・ 年換算NOI利回りはポートフォリオのNOIをそのポートフォリオに属する物件の取得価格加重平均日数に応じて年換算した利回りを示しています。
- ・ 売却を行った物件については、価格情報、賃貸借情報には含まれませんが、損益情報には含まれます。

ポートフォリオの収益状況 [参考情報] 第11期 (平成19年1月1日～平成19年6月30日)

地域区分	全物件合計	都心	周辺部	地方
用途	—			
不動産の名称	—			
価格情報				
取得価格 (百万円)	245,399	95,001	71,421	78,977
投資比率 (%)	100.0	38.7	29.1	32.2
期末評価額 (百万円)	285,176	111,792	83,074	90,310
投資比率 (%)	100.0	39.2	29.1	31.7
期末帳簿価額 (百万円)	240,546	93,636	69,643	77,265
賃貸借情報				
期末テナント数	491	121	155	215
期末総賃貸可能面積 (㎡)	361,574.77	82,373.00	138,895.61	140,306.16
期末総賃貸面積 (㎡)	357,992.54	82,053.84	137,603.83	138,334.87
稼働率				
期末稼働率 (%)	99.0	99.6	99.1	98.6
月末稼働率の期中平均 (%)	99.0	99.6	99.1	98.6
損益情報				
第11期中の営業日数	169	181	145	179
①賃貸事業収入合計	9,496,106	3,377,586	2,764,644	3,353,876
賃料収入(共益費含)(千円)	8,942,546	3,176,081	2,592,430	3,174,033
その他(千円)	553,560	201,504	172,213	179,842
②賃貸事業費用合計	2,632,927	898,157	797,672	937,097
外注委託費(千円)	462,224	139,622	123,444	199,157
水道光熱費(千円)	542,112	155,555	185,068	201,488
公租公課(千円)	784,013	296,931	196,672	290,410
保険料(千円)	32,766	8,682	13,481	10,602
修繕工事費(千円)	189,115	36,885	48,292	103,937
管理委託料(千円)	200,930	70,596	51,628	78,704
管理組合費(千円)	381,715	177,044	168,588	36,082
その他費用(千円)	40,049	12,837	10,495	16,715
③NOI(=①-②)(千円)	6,863,179	2,479,428	1,966,971	2,416,778
④減価償却費(千円)	1,682,072	473,612	556,117	652,342
⑤賃貸事業損益(=③-④)(千円)	5,181,106	2,005,815	1,410,853	1,764,436
⑥資本的支出(千円)	386,524	34,526	70,159	281,838
⑦NCF(=⑤-⑥)(千円)	6,476,655	2,444,902	1,896,812	2,134,940
(参考情報)				
年換算NOI利回り(対取得価格)(%)	5.9	5.3	6.7	6.1

ポートフォリオの収益状況 [参考情報] 第11期 (平成19年1月1日～平成19年6月30日)

地域区分	—	
用途	事務所	商業
不動産の名称	—	
価格情報		
取得価格 (百万円)	151,414	93,985
投資比率 (%)	61.7	38.3
期末評価額 (百万円)	180,567	104,609
投資比率 (%)	63.3	36.7
期末帳簿価額 (百万円)	146,900	93,645
賃貸借情報		
期末テナント数	443	48
期末総賃貸可能面積 (㎡)	200,505.36	161,069.41
期末総賃貸面積 (㎡)	197,169.72	160,822.82
稼働率		
期末稼働率 (%)	98.3	99.8
月末稼働率の期中平均 (%)	98.3	99.9
損益情報		
第11期中の営業日数	176	159
①賃貸事業収入合計	6,655,078	2,841,028
賃料収入(共益費含) (千円)	6,189,772	2,752,773
その他 (千円)	465,305	88,255
②賃貸事業費用合計	2,193,672	439,254
外注委託費 (千円)	451,156	11,067
水道光熱費 (千円)	466,255	75,856
公租公課 (千円)	562,572	221,441
保険料 (千円)	21,767	10,999
修繕工事費 (千円)	164,331	24,784
管理委託料 (千円)	174,361	26,568
管理組合費 (千円)	320,092	61,622
その他費用 (千円)	33,134	6,914
③NOI (=①-②) (千円)	4,461,405	2,401,773
④減価償却費 (千円)	1,143,566	538,505
⑤賃貸事業損益 (=③-④) (千円)	3,317,838	1,863,268
⑥資本的支出 (千円)	373,661	12,862
⑦NCF (=③-⑥) (千円)	4,087,743	2,388,911
(参考情報)		
年換算NOI利回り(対取得価格) (%)	6.0	5.7

e. 資本的支出の状況

① 資本的支出の予定について

本投資法人が保有する不動産及び不動産信託受益権に係わる信託不動産に関し、現在計画されている改修等に伴う資本的支出の予定額のうち、主要なものは以下の通りです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額（百万円）		
				総額	当期支払額	既支払総額
JPR博多ビル	福岡県福岡市	1階～4階空調改修	自平成19年7月 至平成19年12月	115	—	—
JPR上野イーストビル	東京都台東区	2階～8階空調改修	自平成19年7月 至平成19年10月	101	—	—
NORTH33ビル	北海道札幌市	5階、8階～12階 空調改修	自平成19年7月 至平成19年12月	62	—	—
JPR千葉ビル	千葉県千葉市	1階～4階空調改修	自平成19年8月 至平成19年12月	54	—	—
川崎ダイスビル	神奈川県川崎市	1階、6階 共用部内装改修	自平成19年7月 至平成19年9月	53	—	—
JPR千葉ビル	千葉県千葉市	外壁補修シール更新	自平成19年7月 至平成19年11月	46	—	—
ビッグス新宿ビル	東京都新宿区	9階、11階、13階 共用部内装改修	自平成19年8月 至平成19年12月	44	—	—

② 期中に行った資本的支出について

当期において本投資法人が不動産及び信託不動産に対して実施した資本的支出の額は、以下の通りです。資本的支出の主なものとしては、テナント満足度の維持向上を目的とした改修工事、維持保全のための外壁シール更新のほか、新規テナントの誘致促進を目的とした共用部の改修や貸室へのOAフロアの設置等の工事を実施いたしました。また、これら工事とは別に修繕費に計上した194百万円（※）の工事を実施しています。

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額 (百万円)
JPR博多ビル	福岡県福岡市	5階～8階空調改修	自平成19年1月 至平成19年6月	112
JPR堂島ビル	大阪府大阪市	外壁補修シール更新	自平成19年1月 至平成19年6月	35
JPR千葉ビル	千葉県千葉市	地下1階、9階～13階 トイレ改修	自平成19年1月 至平成19年6月	21
その他の不動産等		共用部改修、OAフロア設置、駐車場、空調、 防災設備の整備等		217
合計				386

※ 修繕費には修繕工事本体金額に加え、当該工事に対して不動産管理会社へ支払われた工事管理報酬額（5百万円）が含まれています。

③ 計算期間末毎に積み立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は、物件毎に策定した中長期修繕計画に基づき、減価償却費等の余剰キャッシュ・フロー（利益の内部留保に伴うものを含みます。）のなかから大規模な修繕等に充当するため、以下の通り金銭の積み立てを行っています。

（単位：百万円）

計算期間	前期末積立金残高	当期積立金	当期積立金取崩額	次期繰越金
第7期 自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日	850	43	177	716
第8期 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日	716	228	277	667
第9期 自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日	667	141	130	678
第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	678	297	277	698
第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日	698	488	505	681

f. 主要な投資資産について

本投資法人の投資不動産の各物件につき、第11期における全賃貸事業収入の10%以上を占める物件はありません。

g. テナント情報

(イ) 投資法人全体の最近5年の賃貸借の概況

	物件数	総テナント数	総賃貸可能面積	稼働率
平成14年7月末	25	284	162,716.31㎡	94.5%
平成14年8月末	25	282	162,715.15㎡	94.4%
平成14年9月末	26	293	165,354.93㎡	94.1%
平成14年10月末	27	308	168,086.43㎡	93.9%
平成14年11月末	27	311	168,987.79㎡	93.5%
平成14年12月末	27	311	168,987.78㎡	93.4%
平成15年1月末	27	313	168,991.91㎡	93.4%
平成15年2月末	27	314	168,984.71㎡	93.3%
平成15年3月末	28	323	183,413.79㎡	94.2%
平成15年4月末	28	327	183,416.40㎡	94.5%
平成15年5月末	29	326	193,731.82㎡	93.8%
平成15年6月末	30	324	201,808.72㎡	93.5%
平成15年7月末	31	333	214,371.32㎡	93.5%
平成15年8月末	31	335	214,368.75㎡	92.3%
平成15年9月末	31	343	217,437.79㎡	92.0%
平成15年10月末	32	347	218,683.67㎡	92.4%
平成15年11月末	32	351	218,731.61㎡	92.4%
平成15年12月末	32	357	218,734.67㎡	92.7%
平成16年1月末	33	365	222,674.89㎡	92.4%
平成16年2月末	34	413	238,151.69㎡	93.4%
平成16年3月末	35	424	244,665.17㎡	93.7%
平成16年4月末	35	420	244,684.91㎡	93.3%
平成16年5月末	36	429	248,881.95㎡	92.8%
平成16年6月末	38	437	256,329.13㎡	93.2%
平成16年7月末	39	459	267,317.77㎡	93.7%
平成16年8月末	39	453	267,312.68㎡	93.3%
平成16年9月末	39	459	267,316.63㎡	93.9%
平成16年10月末	40	465	268,000.68㎡	94.8%
平成16年11月末	42	495	273,347.71㎡	94.8%
平成16年12月末	42	496	273,330.52㎡	95.1%
平成17年1月末	42	496	273,378.75㎡	94.5%
平成17年2月末	43	496	276,230.89㎡	94.3%
平成17年3月末	41	455	267,818.64㎡	95.3%
平成17年4月末	41	459	276,082.73㎡	94.9%
平成17年5月末	42	456	281,408.97㎡	94.8%

	物件数	総テナント数	総賃貸可能面積	稼働率
平成17年6月末	42	459	281,408.97㎡	95.4%
平成17年7月末	42	465	281,413.40㎡	95.8%
平成17年8月末	42	469	281,389.65㎡	95.7%
平成17年9月末	43	460	315,838.65㎡	96.1%
平成17年10月末	43	457	315,863.41㎡	95.8%
平成17年11月末	42	436	308,205.26㎡	96.4%
平成17年12月末	42	441	308,205.26㎡	97.2%
平成18年1月末	42	443	308,182.97㎡	97.2%
平成18年2月末	42	449	308,182.97㎡	97.2%
平成18年3月末	44	462	315,173.30㎡	97.8%
平成18年4月末	44	462	315,156.84㎡	98.2%
平成18年5月末	44	460	315,156.84㎡	97.9%
平成18年6月末	44	462	315,156.84㎡	98.0%
平成18年7月末	44	463	315,156.85㎡	98.0%
平成18年8月末	45	472	317,641.24㎡	98.0%
平成18年9月末	46	472	337,382.19㎡	98.3%
平成18年10月末	46	474	337,382.18㎡	98.3%
平成18年11月末	46	475	337,382.05㎡	98.4%
平成18年12月末	46	479	337,382.05㎡	98.6%
平成19年1月末	46	478	338,657.09㎡	98.7%
平成19年2月末	46	494	341,637.63㎡	98.9%
平成19年3月末	49	504	363,100.22㎡	99.1%
平成19年4月末	48	492	361,574.77㎡	99.3%
平成19年5月末	48	490	361,574.77㎡	98.9%
平成19年6月末	48	491	361,574.77㎡	99.0%

(注1) 契約面積と賃料算定面積が異なる場合、第10期までは賃料算定面積を賃貸面積としていましたが、第11期からは契約面積を賃貸面積としています。そのため、平成19年1月以降の総賃貸可能面積は、従来の基準によった場合と比較して1,275.04㎡増加しています。

(注2) 稼働率は小数第2位以下を四捨五入しています。

なお、第11期末のテナントの総数、総賃貸面積の合計及び総賃貸可能面積の合計並びに第11期の総賃料収入の合計は以下の通りです。

テナントの総数	491
総賃貸面積の合計	357,992.54㎡
総賃貸可能面積の合計	361,574.77㎡
総賃料収入の合計	9,496,106千円

(ロ) 上位20テナント

平成19年6月30日現在の賃貸面積ベースの上位20社は以下の表の通りです。

順位	テナント名	入居物件名称	期末賃貸面積 (㎡)	期末総賃貸面積に 占める割合 (注1)
1	エー・ビー・シー開発株式会社	ハウジング・デザイン・センター神戸	35,444.13	9.9%
2	株式会社西友	田無アスタ	31,121.71	8.7%
3	株式会社イトーヨーカ堂	JPR武蔵小杉ビル	19,740.95	5.5%
4	株式会社ロフト	JPR梅田ロフトビル	18,586.97	5.2%
5	東京建物株式会社	アルカイースト 川崎ダイスビル	14,140.03	3.9%
6	新宿スクエアタワー管理株式会社	新宿スクエアタワー	11,096.96	3.1%
7	株式会社オリピック	武蔵浦和ショッピングスクエア	9,558.51	2.7%
8	タワーレコード株式会社	JPR渋谷タワーレコードビル	8,076.85	2.3%
9	三菱UFJリース株式会社	JPR千葉ビル 三菱UFJリース名古屋本社ビル	7,287.86	2.0%
10	株式会社損害保険ジャパン	川口センタービル 損保ジャパン仙台ビル 損保ジャパン和歌山ビル	6,432.52	1.8%
11	有楽土地株式会社	ライズアリーナビル	6,023.39	1.7%
12	株式会社マルエツ	キュポ・ラ本館棟	5,963.00	1.7%
13	岩谷産業株式会社	東京建物本町ビル	5,959.86	1.7%
14	ベネトンジャパン株式会社	ベネトン心齋橋ビル	5,303.98	1.5%
15	株式会社ニトリ	武蔵浦和ショッピングスクエア	5,285.40	1.5%
16	シミック株式会社	五反田ファーストビル	4,243.58	1.2%
17	三井不動産株式会社(注3)	シュトラッセ一番町	4,136.95	1.2%
18	監査法人トーマツ	MS芝浦ビル	3,922.74	1.1%
18	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社	MS芝浦ビル	3,922.74	1.1%
20	キャノンイメージングシステムテクノロジー株式会社	新潟駅南センタービル	3,494.46	1.0%

(注1) 小数第2位以下を四捨五入しています。

(注2) 共有ビル等については、本投資法人の保有に係る面積を記載しています。

(注3) 契約面積と賃料算定面積が異なる場合、前期までは賃貸面積に賃料算定面積を記載していましたが、当期から契約面積を記載することとしました。

そのため、シュトラッセ一番町における三井不動産株式会社の賃貸面積が前期に比較して1,275.04㎡増加しています。

(ハ) 主なテナントの一覧及び当該テナントにかかる主な賃貸条件

本投資法人が平成19年6月30日現在保有している不動産及び不動産信託受益権に係る信託不動産における主なテナント及び主なテナント毎の期末年間契約賃料（期末の月額契約賃料を年換算したもの）と期末賃貸面積は、下表の通りです。

ここで「主なテナント」とは、以下のいずれかの条件に該当するテナントをいいます。

- A. 当該テナントが支払うべき期末年間契約賃料（当該テナントが複数の物件に入居している場合にはそれらの物件全体での期末年間契約賃料合計とします。）が、期末年間年間契約賃料の10%以上であること。
- B. 当該テナントの契約上の期末賃貸面積が、期末総賃貸面積の10%以上であること。
- C. 当該テナントが利害関係者（資産運用会社に対する出資又は資産運用会社への役員の派遣若しくは従業員の出向を行っている者及びその関連会社をいい、投信法上の「利害関係人等」とは異なります。）であること。

①利害関係者以外の主なテナント

該当はありません。

②利害関係者であるテナント

名称	業種	該当条件	物件名		期末年間契約賃料 (円) (注1)	比率 (%)	期末賃貸面積 (㎡)	比率 (%)
東京建物株式会社	不動産業	C	アルカイースト	貸室	71,218,404	0.4	1,032.51	0.3
			川崎ダイスビル (注2) (注3)	貸室	744,043,200	4.0	13,107.52	3.7
			小計		815,261,604	4.4	14,140.03	3.9
新宿スクエアタワー管理株式会社	不動産管理業	C	新宿スクエアタワー (注4)	貸室	607,121,652	3.3	11,096.96	3.1
有楽土地株式会社	不動産業	C	ライズアリーナビル	貸室	448,229,220	2.4	6,023.39	1.7
株式会社損害保険ジャパン	損害保険業	C	損保ジャパン仙台ビル	貸室	197,063,520	1.1	4,200.19	1.2
				駐車場等	39,516,000	0.2	—	—
				計	236,579,520	1.3	4,200.19	1.2
			損保ジャパン和歌山ビル	貸室	70,879,560	0.4	1,697.81	0.5
				駐車場等	16,020,000	0.1	—	—
				計	86,899,560	0.5	1,697.81	0.5
			川口センタービル	貸室	30,672,684	0.2	534.52	0.1
				駐車場	4,800,000	0.0	—	—
				計	35,472,684	0.2	534.52	0.1
小計		358,951,764	1.9	6,432.52	1.8			
明治安田生命保険相互会社	生命保険業	C	JPR那覇ビル	貸室	24,553,320	0.1	502.12	0.1
				駐車場等	1,324,800	0.0	—	—
				計	25,878,120	0.1	502.12	0.1
			新横浜第二センタービル (注5)	貸室	7,076,100	0.0	129.89	0.0
			小計	32,954,220	0.2	632.01	0.2	

名称	業種	該当条件	物件名	期末年間契約賃料 (円)	比率 (%)	期末賃貸面積 (㎡)	比率 (%)	
損保ジャパン ひまわり 生命保険 株式会社	生命 保険業	C	損保ジャパン仙台ビル	貸室	9,597,840	0.1	182.34	0.1
				駐車場等	1,872,000	0.0	—	—
				計	11,469,840	0.1	182.34	0.1
株式会社 損保ジャパン 調査サービス	損害 保険業	C	損保ジャパン仙台ビル	駐車場等	5,118,000	0.0	—	—
			損保ジャパン和歌山ビル	駐車場	2,700,000	0.0	—	—
			小計	7,818,000	0.0	—	—	
東京不動産管 理株式会社	不動産 管理業	C	東京建物本町ビル	貸室	259,200	0.0	18.00	0.0
				駐車場	6,318,000	0.0	—	—
				計	6,577,200	0.0	18.00	0.0
株式会社 損保ジャパン・ ビルマネジメ ント	不動産 管理業	C	損保ジャパン仙台ビル	貸室	792,480	0.0	16.81	0.0
				駐車場	360,000	0.0	—	—
				計	1,152,480	0.0	16.81	0.0
全テナント合計				18,631,228,888	100.0	358,233.88	100.0	

(注1) 期末年間契約賃料は、契約上の月額賃料・共益費・駐車場使用料・倉庫使用料・看板使用料等（月額契約賃料）の12か月分の合計を記載しています。

本投資法人が現在又は将来において実際に受領できる賃料を表示又は保証するものではありません。

(注2) 東京建物株式会社の川崎ダイスビルにおける期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合に相当する数値です。（（注3）においても同様です。）

(注3) 川崎ダイスビルは、東京建物株式会社が転借人に転貸借（サブリース）を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が支払う賃料が変動する賃貸借契約が締結されています。

同社は川崎ダイスビルにおいて、利害関係者に該当する東建インターナショナルビル株式会社に一部を転貸（サブリース）しており、転借人の期末年間賃料及び期末賃貸面積は以下の通りです。

期末年間契約賃料 (円)	期末賃貸面積 (㎡)
9,144,144	83.96

(注4) 新宿スクエアタワーについては、各区分所有者が各々の専有部分を新宿スクエアタワー管理株式会社に一括して賃貸し、同社はこれを転借人に転貸しており、同社が転借人から受領する賃料から一定率の金額を控除した金額に本投資法人の賃料分配率である39.70457%を乗じた金額を、同社は賃料として本投資法人に支払うこととなっています。

(注5) 明治安田生命保険相互会社の新横浜第二センタービルにおける期末年間契約賃料及び期末賃貸面積は、本投資法人が保有する共有持分割合に相当する数値です。

[主な利害関係者との賃貸条件]

テナント名	株式会社損害保険ジャパン		
物件名	損保ジャパン仙台ビル	損保ジャパン和歌山ビル	川口センタービル
契約期間	2年間	2年間	2年間
当初契約始期	平成14年6月26日	平成14年6月26日	平成6年4月16日
直近更新日	平成18年6月26日	平成18年6月26日	平成19年4月1日
契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新	期間満了の3ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新
敷金(注1)	金144,778,200円	金49,304,300円	金30,745,396円

テナント名	東京建物株式会社	
物件名	アルカイースト	川崎ダイスビル(注3)
契約期間	2年間	20年間
当初契約始期	平成17年9月12日	平成15年8月28日
直近更新日	平成19年9月12日	なし
契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、3年間更新
敷金(注1)(注2)	金42,157,380円	金497,411,707円

テナント名	明治安田生命保険相互会社	
物件名	JPR那覇ビル	新横浜第二センタービル
契約期間	2年間	2年間
当初契約始期	平成13年3月16日	平成12年3月28日
直近更新日	平成19年3月16日	平成18年3月28日
契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、1年間更新
敷金(注1)(注4)	金18,226,940円	金10,305,600円

テナント名	新宿スクエアタワー管理株式会社	有楽土地株式会社
物件名	新宿スクエアタワー	ライズアリーナビル
契約期間	20年間	5年間
当初契約始期	平成6年11月1日	平成19年2月1日
直近更新日	なし	なし
契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、5年間更新	期間満了の6ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、2年間更新
敷金	—	金300,641,550円

(注1) 上記敷金には駐車場契約、広告契約及びその他契約に基づく敷金を含みません。

(注2) 東京建物株式会社の川崎ダイスビルにおける敷金は、本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分割合に相当する金額です(注3)においても同様です。)

(注3) 川崎ダイスビルは、東京建物株式会社が転借人に転貸借(サブリース)を行っており、転借人への賃貸借状況により同社が預託する敷金の変動する賃貸借契約が締結されています。

同社は川崎ダイスビルにおいて、利害関係者に該当する東建インターナショナルビル株式会社の一部を転貸（サブリース）しており、転借人との主な賃貸条件は以下の通りです。

契約期間	6年間 (定期建物賃貸借契約)
当初契約始期	平成15年8月28日
敷金	金11,683,755円

(注4) 明治安田生命保険相互会社の新横浜第二センタービルにおける敷金は、本投資法人が保有する共有持分割合に相当する金額です。

h. 第11期終了後の資産の取得・売却の概要

(イ) 取得済物件

第11期終了後、本書の日付の前日までに取得した物件の概要は以下のとおりです。
<ゆめおおおかオフィスタワー>

物件概要

所在地	: 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号(住居表示)
所有形態	: 土地: 所有権(共有: 持分割合19.7%) 建物: 区分所有権
敷地面積	: 12,011.00㎡(持分対応2,368.94㎡)
建物延床面積	: 185,974.87㎡(専有部分の持分面積: 14,525.18㎡)
構造	: 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 地下3階付27階建
竣工年月	: 平成9年3月
テナント数	: 36
総賃貸可能面積	: 12,042.54㎡
総賃貸面積	: 12,042.54㎡
稼働率	: 100%

売買条件

売買価格	: 6,510百万円
資産の種類	: 不動産
取得年月日	: 平成19年7月10日

(ロ) 取得予定物件

本書の日付の前日までに契約を締結している取得予定物件の概要は以下のとおりです。
<(仮称)KM複合ビルプロジェクト商業施設棟>

物件概要

所在地	: 大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目63番1他(地番)
所有形態	: 土地: 所有権(共有: 持分割合未定、容積対象面積に基づく割合21.4%) 建物: 区分所有権(地下1階~6階)
敷地面積	: 5,138.40㎡
建物延床面積	: 80,309.87㎡
構造	: 鉄筋コンクリート造地下1階付54階建
竣工予定年月	: 平成21年3月

※建物延床面積及び構造は確認済書の表示を記載しています。

売買条件

売買価格	: 9,250百万円
資産の種類	: 不動産
取得予定日	: 平成21年3月

③【その他投資資産の主要なもの】

上記「② 投資不動産物件」をご参照下さい。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

平成19年6月期の直近6計算期間末日の本投資法人の総資産額、純資産総額及び投資口1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。なお、総資産額及び純資産総額を期中では正確に把握することが困難であるため、記載しておりません。

年月日	総資産額 (千円)	純資産総額 (千円)	1口当たりの純資産 額 (円)
第6期計算期間末 (平成16年12月末日)	198,673,587	91,982,402	213,912 (207,241)
第7期計算期間末 (平成17年6月末日)	216,574,010	118,807,643	224,165 (217,795)
第8期計算期間末 (平成17年12月末日)	225,882,175	118,829,641	224,206 (217,795)
第9期計算期間末 (平成18年6月末日)	231,523,301	118,881,470	224,304 (217,795)
第10期計算期間末 (平成18年12月末日)	244,691,958	119,074,268	224,668 (217,795)
第11期計算期間末 (平成19年6月末日)	271,398,827	161,098,190	257,757 (250,761)

(注1) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価格を使用しています。

(注2) 括弧内の数値は、分配落ちの金額です。

本投資証券は東京証券取引所に上場されており、取引所価格の推移は以下の通りです。

(最近3年間の事業年度別最高・最低投資口価格)

回次 決算年月	第6期 平成16年12月	第7期 平成17年6月	第8期 平成17年12月	第9期 平成18年6月	第10期 平成18年12月	第11期 平成19年6月
最高	311,000	330,000	345,000	376,000	443,000	564,000
最低	274,000	278,000	300,000	318,000	319,000	423,000

(最近1年間の月別最高・最低投資口価格)

月別	平成18年 7月	平成18年 8月	平成18年 9月	平成18年 10月	平成18年 11月	平成18年 12月
最高	355,000	353,000	370,000	375,000	403,000	443,000
最低	319,000	342,000	344,000	352,000	369,000	386,000
月別	平成19年 1月	平成19年 2月	平成19年 3月	平成19年 4月	平成19年 5月	平成19年 6月
最高	478,000	500,000	518,000	552,000	564,000	550,000
最低	423,000	449,000	450,000	496,000	515,000	465,000

②【分配の推移】

平成19年6月期の直近6計算期間の本投資法人の分配総額、投資口1口当たりの分配の額の推移は次の通りです。

計算期間	分配総額 (百万円)	1口当たり分配金 (円)
第6期(自平成16年7月1日至平成16年12月31日)	2,868	6,671
第7期(自平成17年1月1日至平成17年6月30日)	3,376	6,370
第8期(自平成17年7月1日至平成17年12月31日)	3,397	6,411
第9期(自平成18年1月1日至平成18年6月30日)	3,449	6,509
第10期(自平成18年7月1日至平成18年12月31日)	3,642	6,873
第11期(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)	4,372	6,996

③【自己資本利益率(収益率)の推移】

平成19年6月期の直近6計算期間末日の本投資法人の自己資本利益率の推移は次の通りです。

計算期間	自己資本利益率	(年換算値)
第6期(自平成16年7月1日至平成16年12月31日)	3.1%	6.2%
第7期(自平成17年1月1日至平成17年6月30日)	3.2%	6.5%
第8期(自平成17年7月1日至平成17年12月31日)	2.9%	5.7%
第9期(自平成18年1月1日至平成18年6月30日)	2.9%	5.9%
第10期(自平成18年7月1日至平成18年12月31日)	3.1%	6.1%
第11期(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)	3.1%	6.3%

(注) 自己資本利益率=当期純利益金額/(期首純資産額+期末純資産額)÷2

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

年月日	沿革
平成13年 9月6日	設立企画人（資産運用会社）による投信法第69条第1項に基づく設立に係る届出
平成13年 9月14日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の成立
平成13年 9月27日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成13年 10月18日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第10号）
平成13年 11月16日	私募による新投資口発行 資産運用開始
平成13年 12月19日	規約の変更
平成14年 1月22日	投資口分割（投資口1口を2.5口に分割）
平成14年 4月10日	規約の変更
平成14年 5月30日	規約の変更
平成14年 6月14日	日本国内における公募による新投資口発行 東京証券取引所に上場
平成15年 7月15日	日本国内における公募による新投資口発行
平成15年 8月9日	第三者割当による新投資口発行
平成15年 9月4日	規約の変更
平成17年 2月2日	日本国内における公募による新投資口発行
平成17年 3月2日	第三者割当による新投資口発行
平成17年 9月8日	規約の変更
平成19年 2月6日	日本国内における公募による新投資口発行
平成19年 3月7日	第三者割当による新投資口発行
平成19年 9月5日	規約の変更

2【役員の状況】

(本書の日付現在)

氏名(生年月日)	役職名	主要略歴	所有投資口数
金子 博人 (昭和23年5月2日生)	執行役員	昭和52年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 山田茂法律事務所加入 昭和54年4月 金子博人法律事務所 代表弁護士(現職) 平成13年12月 日本プライムリアルティ投資法人 執行役員	—
安田 莊助 (昭和18年12月15日生)	監督役員	昭和43年4月 株式会社扇屋本店 昭和50年12月 芹沢政光公認会計士事務所 昭和55年6月 安田莊助税理士事務所(現職) 昭和58年2月 東京赤坂公認会計士共同事務所 代表就任 平成5年7月 東京赤坂監査法人 代表社員 平成11年10月 東京北斗監査法人(東京赤坂監査法人与北斗監査法人が合併) 理事長代表社員 平成13年9月 日本プライムリアルティ投資法人 監督役員 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役(現職) 平成18年6月 株式会社野村総合研究所 社外監査役(現職) 平成18年10月 仰星監査法人(東京北斗監査法人与監査法人芹沢会計事務所が合併) 理事長(現職)	—
出縄 正人 (昭和39年2月5日生)	監督役員	平成2年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会、沖信・石原法律事務所入所) 平成3年4月 沖信・石原・清法律事務所と改称 平成11年1月 同事務所 パートナー弁護士 平成12年6月 株式会社金冠堂 非常勤監査役(現職) 平成14年4月 慶應義塾大学法学部 非常勤講師(民法演習)(現職) 平成15年7月 沖信・石原・清法律事務所をスプリング法律事務所と改称(現職) 平成17年2月 株式会社アルベックス 非常勤監査役(現職) 平成19年7月 株式会社アドバイスリンク 取締役(現職) 平成19年9月 日本プライムリアルティ投資法人 監督役員	—

(注1) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成19年9月5日開催の第6回投資主総会において、補欠執行役員として萩原稔弘を選任いたしました。萩原稔弘は、投資信託委託業者である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントの代表取締役社長であり、投信法第13条に基づき、平成19年7月25日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

(注2) 執行役員(1名)及び監督役員全員(2名)は、平成19年9月5日開催の第6回投資主総会において選任されました。任期は、平成19年9月15日から2年間です。

3【その他】

a. 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます(投信法第96条第1項、規約第17条)。ただし、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではありません(投信法第72条)。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第18条第1項）。ただし、補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべき時までです（規約第18条第2項）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会の決議が必要とされ、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。）は、30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項）。

b. 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

(イ) 規約等の重要事項の変更

本投資法人の規約の変更は、投資主総会の決議が必要とされ、当該決議は発行済投資口の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う必要があります。また、規約の変更は本投資法人の執行役員により遅滞なく関東財務局長に届出されます。

規約の変更を除く本投資法人の重要事項の変更は、投信法その他適用ある関連法令並びに規約に定めるところにより、投資主総会、役員会又は執行役員においてこれを決定します。

なお、平成19年9月5日開催の投資主総会における規約の変更は以下の通りです。

変更前	変更後
<p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条（発行する投資口の総口数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人が発行する投資口の総口数は、500万口とする。 2. 本投資法人は、前項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産（以下「資産」という。）の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。 <p>第8条（投資口取扱規則） 本投資法人の発行する投資証券の種類、投資口の名義書換、実質投資主名簿への記載、質権の登録又は信託財産の表示及び投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。</p> <p>第9条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） 本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p> <p>第12条（決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。 2. 本投資法人は、法令に基づき投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に記載された投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。但し、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができる。 	<p>第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、500万口とする。 2. 本投資法人は、前項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。この場合において、募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産（以下「資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とする。 <p>第8条（投資口取扱規則） 本投資法人の発行する投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、質権の登録又は信託財産の表示及び投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。</p> <p>第9条（最低純資産額） 本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。</p> <p>第12条（決議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。 2. 本投資法人は、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その権利を行使することができる投資主とする。

変更前	変更後
<p>第14条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第15条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに記名押印する。</p> <p>第17条（役員を選任）</p> <p>執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。</p> <p>第20条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</p> <p>第21条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに記名押印する。</p> <p>第23条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</p>	<p>第14条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第15条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第17条（役員を選任）</p> <p>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>第20条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数</u>が出席し、その出席者の過半数をもって行う。</p> <p>第21条（役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第23条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める限度において</u>、役員会の決議によって免除することができる。</p>

変更前	変更後
<p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間(第26条に定める営業期間をいう。以下同じ)又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務執行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第27条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 別紙1 2. (2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. 上記a. 以外の資産対応証券等 市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額により評価する。 但し、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価する。</p> <p>(4) 別紙1 2. (3)に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. 上記a. 以外の有価証券 市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(5) 別紙1 2. (3) <u>i.</u> に該当する金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>	<p>第27条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 別紙1 2. (2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. 上記a. 以外の資産対応証券等 市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価する。 但し、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価する。</p> <p>(4) 別紙1 2. (3)に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. 上記a. 以外の有価証券 市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(5) 別紙1 2. (3) <u>b.</u> に該当する金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>

変更前	変更後
<p>(6) 別紙1 2. (3) <u>j.</u> 及び<u>k.</u> に該当する金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利 a. ～ b. (省略) (新設)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>2. <u>資産運用報告書</u>等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。 (1)～(2) (省略)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>(6) 別紙1 2. (3) <u>c.</u> 及び<u>d.</u> に該当する金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利 a. ～ b. (現行どおり) <u>但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>2. <u>資産運用報告書</u>等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。 (1)～(2) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第28条 (金銭の分配)</p> <p>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は<u>不動産（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益に資産の売買損益及び償還差損益を加減し、諸経費（減価償却費を含む。）、支払利息、資産運用報酬等を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を補填した後の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p>	<p>第28条 (金銭の分配)</p> <p>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、<u>本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して得た額をいう。</u></p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載<u>又は記録</u>のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p>

変更前	変更後
<p>(6) <u>本投資法人の営業期間中に投資口を追加発行するときは、当該投資口に対応する金銭の分配の金額について、役員会の決議に基づき、日割りにより計算することができるものとする。</u></p> <p>第30条（会計監査人の選任） 会計監査人は、<u>投資主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第32条（会計監査人の報酬） 会計監査人の報酬は1営業期間につき<u>1,000万円</u>を上限として役員会で決定される金額とし、監査報告書受領後10日以内に、当該会計監査人が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとする。</p> <p>第33条（借入金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。但し、かかる借入れは、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものに限るものとする。 <p>(1)～(3) (省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (省略) <p>第34条（投資法人債）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債を発行することができるものとする。 <p>(1)～(3) (省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (省略) 	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第30条（会計監査人の選任） 会計監査人は、<u>投資主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第32条（会計監査人の投資法人に対する責任） <u>本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める会計監査人の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第33条（会計監査人の報酬） 会計監査人の報酬は1営業期間につき<u>1,500万円</u>を上限として役員会で決定される金額とし、監査報告書受領後10日以内に、当該会計監査人が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払うものとする。</p> <p>第34条（借入金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。但し、かかる借入れは、証券取引法<u>（昭和23年4月13日法律第25号）</u>第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものに限るものとする。 <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) <p>第35条（投資法人債等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）を発行することができるものとする。 <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり)

変更前		変更後	
<p>第35条（投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法111条に定める事務（以下「一般事務」という。）</u>については第三者へ委託する。</p> <p>2. <u>本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、及び投資法人債権者に係る事務（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）第124条第2項第4号及び第5号に規定する一般事務のこと</u>をいう。）は、募集の都度、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>		<p>第36条（投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者）</p> <p>本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法により<u>第三者に委託しなければならないとされる事務</u>については第三者へ委託する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	
<p>第36条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、固定報酬、インセンティブ報酬1及びインセンティブ報酬2から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、投資信託委託業者の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p>		<p>第37条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、固定報酬、インセンティブ報酬1、<u>インセンティブ報酬2及びインセンティブ報酬3</u>から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、投資信託委託業者の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p>	
報酬の種類	報酬額（報酬額の計算方法） ／支払時期	報酬の種類	報酬額（報酬額の計算方法） ／支払時期
固定報酬	（記載省略）	固定報酬	（現行どおり）
インセンティブ報酬1	（記載省略）	インセンティブ報酬1	（現行どおり）
インセンティブ報酬2	（記載省略）	インセンティブ報酬2	（現行どおり）
	（新設）	インセンティブ報酬3	<p>（報酬額の計算方法）</p> <p><u>別紙1 2. に定める不動産等又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</u>を取得した場合において、その取得価格（消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）の0.25%</p> <p>（支払時期）</p> <p><u>取得した日が属する月の翌月末まで</u></p>

変更前	変更後
<p><u>第37条</u>（消費税及び地方消費税）</p> <p>本投資法人は、資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法上課税対象項目とされるもの（以下総称して「課税対象項目」という。）に課税される消費税及び地方消費税等を負担するものとし、その消費税及び地方消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお本規約記載の金額は、特段の定めがあるもののほか、全て消費税抜きの金額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針 （省略）</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) a. ～ c. （省略）</p> <p>d. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、<u>投信法第2条第5項</u>において定義される有価証券（以下「有価証券」という。）に該当するものを除く。）</p> <p>イ 不動産</p> <p>ロ 地上権及び土地の賃借権</p> <p>e. ～ f. （省略）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 本投資法人は、(1)及び(2)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p><u>a. 預金</u></p> <p><u>b. コール・ローン</u> (削除)</p> <p><u>c. 国債証券</u> (削除)</p> <p><u>d. 地方債証券</u> (削除)</p>	<p><u>第38条</u>（消費税及び地方消費税）</p> <p>本投資法人は、資産の運用その他本投資法人が支払うべき費用・金員のうち、消費税法（<u>昭和63年12月30日法律第108号</u>）上課税対象項目とされるもの（以下総称して「課税対象項目」という。）に課税される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を負担するものとし、その消費税等相当額を課税対象項目の諸金員に付加して支払う。なお本規約記載の金額は、特段の定めがあるもののほか、全て消費税等抜きの金額とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日から有効となることとする。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1. 資産運用の基本方針 （現行どおり）</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) a. ～ c. （現行どおり）</p> <p>d. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、<u>投信法</u>において定義される有価証券（以下「有価証券」という。）に該当するものを除く。）</p> <p>イ 不動産</p> <p>ロ 地上権及び土地の賃借権</p> <p>e. ～ f. （現行どおり）</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 本投資法人は、(1)及び(2)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p><u>a. 有価証券（但し、株券については、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に限る。）</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p>e. <u>コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号に規定するものをいう。）</u></p> <p>f. <u>譲渡性預金証書</u></p> <p>g. <u>資産流動化法に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2に規定するものをいう。ただし、当該特定目的会社の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。）</u></p> <p>h. <u>貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第2項第1号に規定するものをいう。）</u></p> <p>i. <u>金銭債権（有価証券、約束手形（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）第3条第12号に規定するものをいう。）及び金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号に規定するものをいう。）を除く。）</u></p> <p>j. <u>金融先物取引等（投信法施行令第3条第13号において定義される意味を有する。）に係る権利</u></p> <p>k. <u>金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有する。）に係る権利</u></p> <p>l. <u>前各号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> <u>また、本投資法人は、投資対象である上記(1)又は(2)に定める特定資産に係る不動産の管理会社の株式に投資することができる。</u></p> <p>(4) <u>本投資法人は、上記(1)ないし(3)に定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができる。</u></p> <p>a. <u>商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権またはその専用使用権もしくは通常使用権</u></p> <p>b. ～c. （省略）</p> <p>(5) （省略）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>b. <u>金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）において定義されるものをいい、預金、大口定期預金及び譲渡性預金（但し、有価証券に該当するものを除く。）及びコール・ローンを含む。）</u></p> <p>c. <u>金融先物取引等（投信法施行令において定義されるものをいう。）に係る権利</u></p> <p>d. <u>金融デリバティブ取引（投信法施行令において定義されるものをいう。）に係る権利</u></p> <p>e. <u>前各号に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> (削除)</p> <p>(4) <u>本投資法人は、上記(1)ないし(3)に定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができる。</u></p> <p>a. <u>商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権</u></p> <p>b. ～c. （現行どおり）</p> <p>(5) （現行どおり）</p>

変更前	変更後
<p>3. 投資態度</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 本投資法人は、資産の総額のうちを占める不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権(不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。)及び匿名組合出資持分(その出資された財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。)の価額の割合として財務省令で定める割合が75%以上となるように運用する。</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 上記2. (3) <u>j. およびk.</u> に掲げる金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>(10) (省略)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (省略)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (省略)</p>	<p>3. 投資態度</p> <p>(1)～(6) (現行どおり) (削除)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 上記2. (3) <u>c. 及びd.</u> に掲げる金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>4. 資産運用の対象とする資産についての制限 (現行どおり)</p> <p>5. 組入資産の貸付け (現行どおり)</p>

(ロ) 事業譲渡又は事業譲受
該当事項はありません。

(ハ) 出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

c. 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

投資証券は、東京証券取引所に上場されています。取得申込者は、取扱証券会社に申込みをしてください。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第7条）。

なお、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、証券取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期ごとに、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

(ロ) 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとします(規約第27条第1項)。

i. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分について定額法により算出します。ただし、正当な事由により採用した方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。

ii. 不動産、地上権及び土地の賃借権又は金銭を信託する信託の受益権及び匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が不動産の場合は上記i. に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価します。

iii. 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等

証券取引所に上場されている資産対応証券等は、証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価します。これ以外の資産対応証券等は、市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価します。但し、優先出資証券については、市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価します。

iv. 有価証券

証券取引所に上場されている有価証券は、証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価します。これ以外の有価証券は、市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額により評価します。

v. 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

vi. 金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利

取引所に上場している各取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額により評価します。公正な評価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価します。

但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

vii. その他

上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って算出された価額により評価します。

(ハ) 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記(ロ)と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします(規約第27条第2項)。

i. 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいた評価額

ii. 信託の受益権及び匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記i.に従った評価を、

金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

(ニ) 資産評価の基準日は、原則として、決算期(毎年6月末日と12月末日)とします。ただし、上記(ロ) iii. 及びiv. に定める資産(不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等及び有価証券)であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。

ただし、物件取得時からその後最初に到来する決算期に係る鑑定評価額等を開示するまでの期間においては、物件の売買契約書等に記載された売買価格(取得諸経費、固定資産税、都市計画税及び消費税を除きます。)をもって開示評価額とします。

(ホ) 当該営業期間末日における1口当たりの純資産額については、1口当たり情報に関する注記に記載されることになっております(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号)第68条第1号)が、貸借対照表を含む計算書類等は営業期間ごとに作成され(投信法第129条)、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます(投信法第131条)。

投資主は、本投資法人のホームページにおいて、計算書類等を閲覧することができます。

(2) 【保管】

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託できます。保護預りの場合、本投資証券は混蔵保管され、投資主に対しては取引残高報告書が交付されます。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた証券会社等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を保管振替機構に預託することができます。保管振替機構に預託する場合、保管振替機構は、預託を受けた本投資証券について預託者毎に分別保管せず、他の預託者から預託を受けた本投資証券と混蔵保管することによって集中保管します。保管振替機構は、その預託を受けた本投資証券について預託後相当の時期に保管振替機構名義への書換の請求を本投資法人に対して行います。保管振替機構に預託され保管振替機構名義に書き換えられた本投資証券について売買が行われた場合には、その決済のために本投資証券の券面を実際に授受するのではなく、保管振替機構に設けられた口座間の振

替によって決済が行われます。現在、東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場されている投資証券の売買の決済については、同取引所の上場内国株券（ただし、非同意銘柄を除きます。）の売買の決済と同様に、原則として保管振替機構における口座振替の方法によって行われています。ただし、保管振替機構に本投資証券を預託した投資主は本投資証券の保管の委託をした証券会社等に申し出ることによって、保管振替機構に預託した投資証券の交付及び返還を受けることができます。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することになります。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とします（規約第26条）。

(5) 【その他】

(イ) 増減資に関する制限

i. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、500万口とします。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとします。この場合において、募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とします（規約第5条）。

ii. 国内における募集

本投資法人は、その発行する投資口のうち、発行価額の総額の100分の50を超える割合を国内において募集します（規約第6条）。

(ロ) 解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです（投信法第143条）。

i. 投資主総会の決議

ii. 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

iii. 破産手続開始の決定

iv. 解散を命ずる裁判

v. 投信法第187条の登録の取消し

(ハ) 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席者の議決権の3分の2以上により可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。ただし、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 A. 投資主の権利 (イ) 投資主総会における議決権 ② vi.」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所規則に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、証券取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、証券取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

① 資産運用会社：株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

資産運用委託契約

期間	現在の有効期間は平成19年10月18日までです。
更新	期間満了の3か月前までに本投資法人又は資産運用会社から書面による契約終了の申し入れがない限り、契約は自動的に更新され、さらに1年間有効となるものとし、その後もまた同様とします。ただし、契約終了の申し入れを本投資法人が行う場合は、投資主総会の決議を経たものに限り、また、資産運用会社が行う場合は、本投資法人の同意を得なければならず、かかる同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければなりません。
解約	<p>(i) 本投資法人又は資産運用会社は、いずれか一方が他方に対し、3か月前の文書による事前の通知により、契約を解約することができます。ただし、本投資法人が行う場合は、投資主総会の決議を経たものに限り、また、資産運用会社が行う場合は、本投資法人の同意を得なければならず、かかる同意は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得たものでなければなりません。</p> <p>(ii) (i)にかかわらず、本投資法人は、以下のいずれかに該当する事由が生じた場合には、役員会の決議により、契約を解約することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用会社が契約の規定に違反した場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。） ・ 資産運用会社の表明及び保証違反の事実が判明した場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。） ・ 資産運用会社につき、支払停止、破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立て、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押命令の送達等の事由が発生した場合 ・ 上記に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合 <p>(iii) 本投資法人は、資産運用会社が以下のいずれかに該当するときは、契約を解約しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託委託業者（投信法の規定によります。）でなくなったとき ・ 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき ・ 解散したとき
変更等	契約は、本投資法人及び資産運用会社の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って、変更することができます。

② 投資口の名義書換等に関する一般事務受託者兼資産保管会社：みずほ信託銀行株式会社
事務委託・資産保管業務委託契約

期間	現在の有効期間は平成21年9月14日までです。
更新	本投資法人又は一般事務受託者若しくは資産保管会社は、期間満了の3か月前までに当事者のいずれかより文書による契約終了の意思表示がなされない限り、契約は自動的に更新され、さらに2年間期間が延長され、以後においても同様とします。
解約	相手方に以下のいずれかの事由が発生したときは、相手方に対し通知をなすことにより、契約を解約することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に基づく義務の履行を怠り、相手方からのその旨の通知の到達後10日以内にその履行がなされないとき ・ 支払の停止、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続開始の申立てがなされたとき、手形交換所により取引停止処分がなされたとき、又はその重要な資産につき滞納処分による差押え、仮差押え、保全処分、差押え、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき ・ 上記に定めるほか、相手方に契約を継続することに堪えない重大な事由があるとき ・ 事務受託手数料又は投資主名義書換事務受託手数料に係る両当事者間の協議が整わないとき ・ 本投資法人より一般事務受託者兼資産保管会社が追加的委託を受けた場合で、両当事者間で協議が整わないとき
変更等	本投資法人は、一般事務受託者兼資産保管会社に、本投資法人が営業を行う上で必要な業務及び事務のうち、契約に規定する以外の業務及び事務を、将来、新たに追加して委託することができます。一般事務受託者兼資産保管会社は、本投資法人のかかる将来における追加的委託を承知しており、本投資法人より係る追加的委託を受けた場合には、本投資法人と協議の上、特段の事由のない限り、かかる業務又は事務を受託します。

③ 第1回乃至第3回無担保投資法人債に関する一般事務受託者及び投資法人債管理者：みずほ信託銀行株式会社

投資法人債事務委託契約

期間	契約期間に関わる定めはありません。
更新	更新に関わる定めはありません。
解約	契約期間中の解約に関わる定めはありません。
変更等	本契約を変更しようとするときは、本投資法人と投資法人債事務受託者（みずほ信託銀行株式会社）が協議の上、これを行うものとします。

- ⑧ 振替投資法人債の発行代理人及び支払代理人業務に係る一般事務受託者（第4回乃至第6回無担保投資法人債のうち社振法附則第28条第1項に基づき振替投資法人債とみなされる投資法人債）：株式会社みずほコーポレート銀行

期間	契約期間に関わる定めはありません。
更新	更新に関わる定めはありません。
解約	契約期間中の解約に関わる定めはありません。
変更等	本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。

- ⑨ 第7回無担保投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社みずほコーポレート銀行

期間	契約期間に関わる定めはありません。
更新	更新に関わる定めはありません。
解約	契約期間中の解約に関わる定めはありません。
変更等	本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。

- ⑩ 第8回及び第9回無担保投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社みずほコーポレート銀行

期間	契約期間に関わる定めはありません。
更新	更新に関わる定めはありません。
解約	契約期間中の解約に関わる定めはありません。
変更等	本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど本投資法人及び発行代理人兼支払代理人は相互にこれに関する協定をします。

- ⑪ 会計監査人：新日本監査法人

本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（規約第30条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（規約第31条）。

(ホ) 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(イ) 資産運用会社は、法令の定めるところにより、利害関係人等との取引について次の行為を行うことが禁じられています（投信法第34条の3。投信法施行規則第52条、同53条）。ここで「利害関係人等」とは、資産運用会社の過半数の株式を所有していること、その他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として投信法施行令で定める者をいいます。

- ① 資産運用会社の利害関係人等である次の i. から vii. までに掲げる者の当該 i. から vii. までのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。
 - i. 投資信託委託業者 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人
 - ii. 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者
 - iii. 信託業務を営む金融機関 信託の引受けを行う業務に係る受益者
 - iv. 投資顧問業者 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客
 - v. 宅地建物取引業者 宅地建物取引業に係る顧客
 - vi. 不動産特定共同事業者 不動産特定共同事業の事業参加者
 - vii. 上記 i. から vi. までに掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として投信法施行令で定める者 投信法施行令で定める顧客等
- ② 資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。
- ③ 資産運用会社の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。
 - i. 証券会社等
 - ii. 登録金融機関
 - iii. 宅地建物取引業者
 - iv. 上記 i. から iii. までに掲げる者のほか、投信法施行令で定める者
- ④ 資産運用会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。
- ⑤ 資産運用会社の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買い付けること。
- ⑥ 資産運用会社の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。
- ⑦ 資産運用会社の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に

達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

⑧ 資産運用会社の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること。

⑨ 資産運用会社の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて当該信託受益権を投資法人の資産をもって買い付けること。

(ロ) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付（投信法第34条の6第2項）

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定める者を除きます。以下本項において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定める者により提供することができます。

(ハ) 資産の運用の制限（投信法第195条）

登録投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産の運用を行う投資信託委託業者、③その執行役員又は監督役員の親族、④その資産の運用を行う投資信託委託業者の取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません。

i. 有価証券の取得又は譲渡

ii. 有価証券の貸借

iii. 不動産の取得又は譲渡

iv. 不動産の貸借

v. 不動産の管理の委託

vi. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

（ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。）

(ニ) 利害関係者（資産運用会社に対する出資又は資産運用会社への役員の派遣若しくは従業員の出向を行っている者及びその関連会社をいいます。以下同じです。（投信法上の「利害関係人等」（資産運用会社の過半数の株式を所有していること、その他の当該資産運用会社と密接な

関係を有する者として政令で定める者（投信法第15条第2項第1号）とは異なります。）との間における以下の取引に関しては、それぞれの基準に基づいて行います。

- ① 利害関係者からの物件・資産の取得
 - i. 不動産及び不動産信託受益権の場合
投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
 - ii. その他の特定資産の場合
時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記i.によるものとします。
- ② 利害関係者への物件・資産の売却
 - i. 不動産及び不動産信託受益権の場合
1 物件当たりの「売却額」（売却金額のみとし、税金及び売却費用等は含みません。）は、鑑定評価額以上とします。また、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
 - ii. その他の特定資産の場合
時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記i.によるものとします。
- ③ 利害関係者への物件の賃貸
市場相場及び対象物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、適正な賃貸条件に基づき賃貸するものとします。また、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
- ④ 利害関係者への不動産管理委託
前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 b. 投資態度 (ハ) 物件関連業務運用基準」に基づき委託を行います。また、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
- ⑤ 利害関係者による売買・賃貸の媒介又は仲介手数料
 - i. 売買
媒介又は仲介手数料は売買価格の3%+6万円（ただし消費税等を除く）を上限とし、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
 - ii. 賃貸
媒介又は仲介手数料は契約賃料の1か月分相当を上限とします。
- ⑥ 利害関係者に対する工事の発注
1,000万円超の工事については、第三者の見積価格、内容等と比較検討したうえで発注することとし、投資法人の役員会の事前承認を得ることとします。
- ⑦ 利害関係者からの借入れ
市場水準での借入条件で借り入れるものとします。また、借入れに際しては、当該借入れを含む資金計画（4半期毎の資金の運用・調達計画等を示したもの）について、投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

A. 投資主の権利

(イ) 投資主総会における議決権

- ① 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています。その議決権の及ぶ範囲は、以下の通りです。
 - i. 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）と解任（投信法第96条、第104条、第106条）
 - ii. 投資信託委託業者との資産運用委託契約の締結（ただし、規約に記載されている成立時に締結される投資信託委託業者との資産運用委託契約の締結を除きます。）及び解約の承認（投信法第198条第2項、第206条第1項）
 - iii. 投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項）
 - iv. 投資法人の解散（投信法第143条第3号）
 - v. 規約の変更（投信法第140条）
 - vi. その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条第1項）
- ② 投資主の有する議決権の権利行使の手續は、以下の通りです。
 - i. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第12条第1項）。
 - ii. 投資主は本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、投資主総会ごとに代理権を証する書面を本投資法人に提出することを要します（規約第14条）。
 - iii. 投資主総会に出席しない投資主（代理人を出席させる投資主は除きます。）は、書面によって議決権を行使することができます（投信法第90条の2第2項）。
 - iv. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項）。
 - v. 執行役員は、投資主総会を招集する場合には、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができます（投信法第90条の2第1項第3号）。
 - vi. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（規約第13条第1項）。
 - vii. 上記vi. の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（規約第13条第2項）。
 - viii. 本投資法人は、役員会の決議により、予め公告して一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その権利を行使することができる投資主とします（規約第12条第2項）。
 - ix. 上記viii. のほか、投資法人は、一定の日を定めて、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる者と定めることができます（投信法第77条の3第2項、第4項）。

(ロ) その他の共益権

① 代表訴訟提起権（投信法第34条の8、第116条、第119条第3項、会社法第847条）

6か月前から引続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面等をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求のあった日から30日以内に訴訟を提起しないときは、本投資法人のために訴訟を提起することができます。

② 投資主総会決議取消請求権（投信法第94条第2項、会社法第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反している又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反しているとき、又は決議について特別の利害関係を有している投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

③ 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがある場合には、6か月前から引続き投資口を有する投資主は、本投資法人のために執行役員に対してその行為の差止めを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

④ 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

⑤ 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号及び第8号）

投資主は、合併手続に瑕疵があった場合には、本投資法人に対して合併無効の訴えを提起することができます。

⑥ 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を有する投資主（6か月前から引続き当該投資口を有する投資主に限ります。）は、執行役員に対して会日より8週間前に、i. 一定の事項を投資主総会の会議の目的とするべきことを請求することができ、また、ii. 投資主総会の目的である事項についてその投資主の提出しようとする議案の要領を投信法第91条第1項に定める通知に記載することを請求することができます。

⑦ 投資主総会招集請求権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6か月前から引続き当該投資口を有する投資主に限ります。）は、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を示して投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手續がなされない場合には、内閣総理大臣の許可を得て招集することができます。

⑧ 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を有する投資主（6か月前から引続き当該投資口を有する投資主に限ります。）は、投資主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため投資主総会に先立って検査役の選任を内閣総理大臣に請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を内閣総理大臣に請求することができます。

⑨ 執行役員等解任請求権（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6か月前から引続き当該投資口を有する投資主に限ります。）は、執行役員又は監督役員の職務遂行に関し不正の行

為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会で当該役員を解任する旨の議案が否決された場合には、訴えをもって当該役員解任を請求することができます。

⑩ 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上に当たる投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行において著しく困難な状況に至り、投資法人に回復できない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で投資法人の存立を危うくするときにおいてやむを得ない事由があるときには訴えをもって解散請求をすることができます。

(ハ) 分配金請求権（投信法第137条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。本投資法人の金銭の分配方針に関しては、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2. 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。

(ニ) 残余財産分配請求権（投信法第158条第2項）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

(ホ) 払戻請求権

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません（規約第7条）。

(ヘ) 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項）

投資主は、投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

(ト) 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、投資口を発行した日以後遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできます。

(チ) 帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿及びこれに関する書面の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

B. 投資法人債権者の権利

本投資法人の投資法人債権者の有する主な権利は、以下の通りです。

(イ) 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。投資法人債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年です。

(ロ) 投資法人債の譲渡

記名式の投資法人債の譲渡は、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録しなければ、投資法人その他の第三者に対抗することができません（投信法第139条の7、会社法第688条）。

無記名式の投資法人債の移転は、投資法人債券を交付することにより行われます。取得者が譲受を投資法人に対抗するためには、投資法人債券の引渡及び継続占有が必要です。

投資法人債が登録債の場合には、譲渡人及び譲受人間の意思表示により投資法人債の移転が行われますが、取得者がかかる譲受を投資法人に対抗するためには、移転の登録が必要です。

また、本投資法人は、本投資法人債について、社振法に基づく一般債振替制度において、保管振替機構が取り扱うことに同意しています。本投資法人債の保有者が社振法の規定の適用を受けるために必要な手続を行った場合、その保有する本投資法人債の権利移転は保管振替機構及び一般債振替制度に参加する銀行・証券会社等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録により行われます。

なお、本投資法人債は、いずれも適格機関投資家に対してのみ譲渡することができるものとされておりま

(ハ) 投資法人債権者集会における議決権

① 投資法人債権者集会は、投信法に規定する事項及び投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する当該種類の投資法人債の金額の合計額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によって効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項）。

② 投資法人債権者の有する議決権の決議要件は、以下の通りです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

i. 投資法人債権者集会の決議は、原則として、出席した投資法人債権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

ii. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、投資法人債権者の議決権の総額の5分の1以上を有する投資法人債権者が出席し、その議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

③ 投資法人債権者による投資法人債権者集会招集請求権

ある種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上を保有する投資法人債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を、当投資法人又は投資法人債管理者に対して提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求の後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

④ 投資法人債権者は、当投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

(ニ) 投資法人債管理者

投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために投資法人債の管理を行うことを委託しなくてはなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合等は、この限りではありません（投信法第139条の8）。

本投資法人債の投資法人債管理者は、第1回乃至第3回無担保投資法人債についてみずほ信託銀行株式会社、第4回乃至第6回無担保投資法人債について株式会社みずほコーポレート銀行です。

(ホ) 担保提供制限条項及び留保資産提供制限条項

本投資法人は、第1回乃至第6回無担保投資法人債の各投資法人債要項において、当該各投資法人債の未償還残高が存する限り、当該各投資法人債発行後、本投資法人が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の投資法人債のために、担保権を設定し又は一定の資産を留保する場合には、当該各投資法人債のためにも、同順位の担保権を設定し又は投資法人債管理会社が適当と認める留保資産提供を行うものとされています。

(ヘ) 財務制限条項

本投資法人は、本投資法人債の未償還残高が存する限り、一定の財務制限条項に従います。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

a. 名称

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

b. 資本金の額

本書の日付現在 3億5,000万円

c. 事業の内容

投信法第2条第17項に規定する投資法人資産運用業を行います。

① 基本姿勢

- ・ プロの視点で個別不動産を適正に評価し、取得・売却を通じて成長性の高いポートフォリオを組成します。
- ・ テナントの満足度・資産価値を高める良質な不動産管理を行い、保有不動産の競争力を高め、長期的な収益力向上を図ります。
- ・ 資産運用受託者として、より多くの情報をわかりやすく開示することで説明責任を果たします。
- ・ 利益相反に対する十分なチェックシステムを構築することにより透明性を高めます。
- ・ 法令規則等の遵守にとどまらず、企業の倫理観・誠実さを高めながら事業を展開します。

② 会社の沿革

年月日	事項
平成12年4月28日	会社設立
平成12年10月13日	宅地建物取引業者としての免許取得（東京都知事(2)第79025号（現在））
平成13年3月2日	定款の事業目的の変更（投資信託委託業及び投資法人資産運用業、主として有限会社クアトロ・キャピタルより委託を受けて営む所定の事業等への変更）
平成13年3月16日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（認可番号第3号）
平成13年6月20日	投信法上の投資法人資産運用業の認可取得（認可番号 内閣総理大臣第7号）
平成13年11月17日	定款の事業目的の変更（主として有限会社クアトロ・キャピタルより委託を受けて営む所定の事業の削除）

③ 発行可能株式総数及び資本の額の増減

(イ) 発行可能株式総数（本書の日付現在）

28,000株

(ロ) 発行済株式の総数（本書の日付現在）

7,000株

(ハ) 最近5年間における資本金の額の増減

年月日	資本金の増減
平成12年9月30日	資本金の額を1億円から1億3,000万円に増額
平成13年1月25日	資本金の額を1億3,000万円から2億円に増額
平成13年12月28日	資本金の額を2億円から3億5,000万円に増額

④ 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は以下の通りです。

(イ) 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

(単位：千円)

	平成19年3月31日現在
総資産	693,178
総負債	111,716
自己資本	581,462

(ロ) 最近の事業年度における損益の概況

(単位：千円)

	第6期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	第7期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
営業収益	692,169	709,383
経常利益	221,988	226,914
当期純利益	129,697	132,703

⑤ その他

(イ) 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。また、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ遅滞なく届出ます（投信法第10条の3第2項第1号）。また、資産運用会社の常務に従事する取締役が他の会社の常務に従事し又は事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認を必要とします（投信法第13条）。

(ロ) 定款の変更

資産運用会社の定款を変更するためには、株主総会の特別決議が必要です（会社法第309条第2項第11号）。資産運用会社は、平成13年3月2日及び平成13年11月17日に定款の事業目的の変更を行っています。

(ハ) 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

⑥ 関係業務の概要

本投資法人が、資産運用会社に委託する業務の内容は次の通りです。

- (イ) 本投資法人の資産の運用に係る業務（宅地又は建物の売買、交換又は賃借に係る判断の全部を行い、当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うことを含みます。）
- (ロ) 本投資法人が行う資金調達に係る業務
- (ハ) 本投資法人への報告業務
- (ニ) その他本投資法人が随時委託する前記(イ)から(ハ)に関連し又は付随する業務

(2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
東京建物株式会社	東京都中央区八重洲一丁目9番9号	1,820	26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,680	24
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	1,400	20
安田不動産株式会社	東京都千代田区神田錦町二丁目11番地	1,400	20
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	700	10
合計	—————	7,000	100

(注) 比率とは、発行済株式数に対する所有株式数の比率をいいます。

(4) 【役員状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
代表取締役社長	萩原稔弘	昭和43年4月 東京建物株式会社 入社 大阪支店 勤務 平成元年4月 同社 都市開発部 部長代理 平成元年4月 株式会社ジェイアール東日本都市開発 出向 平成4年4月 東京建物株式会社 秘書室長 兼 人事部長 平成9年3月 同社 取締役秘書室長 兼 人事部長 平成10年1月 同社 取締役錦糸町開発事業部長 平成11年4月 同社 取締役大阪支店長 平成13年1月 同社 取締役 平成13年1月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 代表取締役社長 平成13年3月 東京建物株式会社 取締役退任	—
取締役企画・管理部長	北見和夫	昭和50年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社) 入社 教育部 教修所 勤務 平成元年9月 同社 不動産部 不動産開発課 課長 平成7年4月 同社 不動産部 不動産開発課長 平成9年4月 同社 運用審査部 審査第二課長 平成12年8月 同社 運用管理部 融資総務課長 平成15年4月 同社 運用管理部 融資管理課長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 関連事業部 審議役(関連事業経営調査) 平成16年10月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成16年10月 同社 取締役企画・管理部長	—
取締役投資運用部長	三輪誠治	昭和58年4月 東京建物株式会社 入社 設計部 勤務 平成元年4月 同社 開発第1部 平成3年4月 同社 開発第1部課長代理 平成7年4月 同社 横浜開発部課長代理 平成10年4月 同社 横浜開発部課長 平成10年7月 同社 投資サービス部課長 平成12年1月 同社 投資事業開発部グループリーダー 平成15年7月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成16年10月 同社 投資運用部部長(運用グループ担当) 平成18年3月 同社 取締役投資運用部長	—
取締役財務部長	古屋康夫	昭和55年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社) 入社 教育部 教修所 勤務 平成5年4月 同社 有価証券部 ファンド運用室課長 平成7年4月 同社 運用企画部 運用企画課課長 平成9年4月 同社 運用企画部 運用業務課長 平成10年10月 同社 運用企画部 運用企画課長 平成11年4月 同社 運用企画部 運用業務課長 平成12年4月 同社 運用管理部 運用リスク管理課長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 運用審査部 運用リスク管理グループ グループマネジャー 平成18年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 出向 平成18年4月 同社 財務部長 平成18年6月 同社 取締役財務部長	—

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
取締役 (非常勤)	稲田史夫	<p>昭和58年4月 東京建物株式会社 入社 不動産営業部 勤務</p> <p>平成2年1月 同社 国際業務室</p> <p>平成4年4月 同社 企画部経営企画室 調査役</p> <p>平成9年4月 同社 企画部経営企画グループ 課長</p> <p>平成10年1月 同社 投資サービス室 グループリーダー</p> <p>平成12年1月 同社 投資事業開発部 グループリーダー</p> <p>平成12年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 代表取締役</p> <p>平成13年1月 同社 代表取締役辞任</p> <p>平成17年3月 東京建物株式会社 投資事業開発部長 (現職)</p> <p>平成17年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p>	—
取締役 (非常勤)	國吉正純	<p>昭和52年4月 OH設計工房 勤務</p> <p>昭和56年4月 國建築設計事務所</p> <p>昭和62年10月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社 不動産部 勤務</p> <p>平成3年4月 同社 不動産部 不動産開発グループ 課長</p> <p>平成7年4月 同社 不動産部 不動産課長</p> <p>平成9年4月 同社 不動産部 不動産収益管理グループリーダー</p> <p>平成12年4月 同社 不動産部 不動産投資グループリーダー</p> <p>平成16年1月 明治安田生命保険相互会社 不動産部 不動産運用グループ マネジャー</p> <p>平成18年4月 同社 不動産部 審議役 (現職)</p> <p>平成18年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p>	—
取締役 (非常勤)	酒井 満	<p>昭和56年4月 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 内務部自動車内務第一課勤務</p> <p>平成元年4月 社団法人日本経済研究センター 出向</p> <p>平成2年4月 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 財務調査部</p> <p>平成4年4月 同社 有価証券部</p> <p>平成5年4月 同社 山梨支店甲府支社</p> <p>平成8年4月 同社 企業営業推進部 課長</p> <p>平成10年4月 同社 財務部 企業第一グループ課長</p> <p>平成12年7月 同社 財務サービス部 金融開発グループ課長</p> <p>平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン 財務サービス部 保証信用グループリーダー</p> <p>平成17年4月 同社 財務サービス部長 (現職)</p> <p>平成17年6月 株式会社損保ジャパン・クレジット 取締役 (現職)</p> <p>平成18年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p>	—

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
取締役 (非常勤)	太田道春	<p>昭和56年4月 大成建設株式会社 入社 不動産部 不動産室 勤務</p> <p>平成元年11月 同社 事業開発部 開発室</p> <p>平成3年9月 同社 営業企画部 商品企画室</p> <p>平成7年2月 同社 不動産部 不動産室</p> <p>平成9年4月 同社 不動産部 不動産室 課長</p> <p>平成10年4月 同社 管財部 不動産室 課長</p> <p>平成10年12月 同社 経理部 経理室 課長</p> <p>平成11年11月 同社 経営企画部 課長</p> <p>平成13年11月 同社 FM推進部 資産マネジメント推進室 課長</p> <p>平成14年4月 同社 都市開発本部 資産マネジメント部 証券化プロジェクト室長</p> <p>平成18年10月 同社 都市開発本部 資産マネジメント部長 兼 証券化プロジェクト室長 (現職)</p> <p>平成19年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役</p>	—
監査役 (非常勤)	紅林優光	<p>平成元年10月 太田昭和監査法人 (現 新日本監査法人) 勤務</p> <p>平成7年7月 太田昭和アーnstアンドヤング株式会社 (現 新日本アーnstアンドヤング税理士法人) 税務コンサルティング部</p> <p>平成11年10月 紅林公認会計士事務所 代表 (現職)</p> <p>平成13年2月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 監査役</p>	—
監査役 (非常勤)	瓜生眞一	<p>昭和52年4月 安田生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社 教修所 勤務</p> <p>平成12年2月 安田不動産株式会社 入社 総務部主任調査役 兼 社長室主任調査役</p> <p>平成12年4月 同社 社長室長 兼 総務部次長</p> <p>平成14年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 監査役</p> <p>平成14年6月 安田不動産株式会社 社長室長 兼 総務部長</p> <p>平成15年6月 同社 社長室長 兼 人事部長</p> <p>平成16年4月 同社 ビル事業本部 資産運用開発部長</p> <p>平成17年4月 同社 PM部長</p> <p>平成17年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 監査役辞任</p> <p>平成19年4月 安田不動産投資顧問株式会社 出向 代表取締役社長 (現職)</p> <p>平成19年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 監査役</p>	—

(注1) 資産運用会社の従業員は、22名です。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、投信法上の投資信託委託業者として投資法人資産運用業のみを行っています。
本書の日付現在、資産運用会社が資産を運用する投資法人は本投資法人のみです。

2【その他の関係法人の概況】

A. 投資主名簿等に関する一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係。ただし、投資法人債に関する業務を除きます。）及び資産保管会社

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称	資本金の額（百万円） （平成19年3月31日現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,231	信託業及び銀行業

(2) 【関係業務の概要】

一般事務受託業務及び資産保管業務（「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 (ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 【資本関係】

みずほ信託銀行株式会社	平成19年6月30日現在、本投資法人の投資口を30口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。
-------------	--

B. 投資法人債に関する一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第3号関係。）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称	資本金の額（百万円） （平成19年3月31日現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社（注1）	247,231	信託業及び銀行業
株式会社みずほコーポレート銀行 （注2）	1,070,965	銀行業

（注1）第1回乃至第3回無担保投資法人債

（注2）第4回乃至第9回無担保投資法人債

(2) 関係業務の概要

一般事務受託業務（「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 (ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 資本関係

みずほ信託銀行株式会社	平成19年6月30日現在、本投資法人の投資口を30口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。
株式会社みずほコーポレート銀行	該当事項はありません。

C. 投資法人債管理者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称	資本金の額（百万円） （平成19年3月31日現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社（注1）	247,231	信託業及び銀行業
株式会社みずほコーポレート銀行 （注2）	1,070,965	銀行業

（注1）第1回乃至第3回無担保投資法人債

（注2）第4回乃至第6回無担保投資法人債

(2) 関係業務の概要

本投資法人の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号関係のうち、本投資法人債に関する事務。）及び本投資法人債の投資法人債管理者としての業務を行います。

（「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 (ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 資本関係

みずほ信託銀行株式会社	平成19年6月30日現在、本投資法人の投資口を30口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。
株式会社みずほコーポレート銀行	該当事項はありません。

D. 投資法人債の元利金の支払事務に関する一般事務受託者（投信法第117条第6号関係。）

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称	資本金の額（百万円） （平成19年3月31日現在）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社（注1）	247,231	信託業及び銀行業
株式会社みずほコーポレート銀行 （注2）（注3）	1,070,965	銀行業
メリルリンチ日本証券株式会社 （注1）	92,768	証券業
みずほ証券株式会社（注1） （注2）	195,146	証券業
しんきん証券株式会社（注1）	20,000	証券業
野村証券株式会社（注2）	10,000	証券業

（注1）第1回乃至第3回無担保投資法人債

（注2）第4回乃至第6回無担保投資法人債

（注3）第7回乃至第9回無担保投資法人債

(2) 関係業務の概要

本投資法人の一般事務受託者（投信法第117条第6号関係のうち、本投資法人債の元利金支払事務。）としての業務を行います。

（「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等 (ハ) 一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料」をご参照下さい。）

(3) 資本関係

みずほ信託銀行株式会社	平成19年6月30日現在、本投資法人の投資口を30口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。
株式会社みずほコーポレート銀行	該当事項はありません。
メリルリンチ日本証券株式会社	該当事項はありません。
みずほ証券株式会社	平成19年6月30日現在、本投資法人の投資口を140口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。
しんきん証券株式会社	該当事項はありません。
野村証券株式会社	平成19年6月30日現在、本投資法人の投資口を8,573口保有しています。なお、この他に該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。

なお、第10期計算期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期計算期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本投資法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期計算期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）及び第11期計算期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので連結財務諸表は作成していません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

区分	第10期 (平成18年12月31日現在)		第11期 (平成19年6月30日現在)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金	10,653,563		13,189,044	
信託現金及び信託預金 * 1	13,997,165		14,818,371	
営業未収入金	134,365		218,417	
前払費用	138,530		96,794	
繰延税金資産	192		149	
未収消費税等	—		120,563	
その他の流動資産	9,811		12,504	
流動資産合計	24,933,629	10.2	28,455,845	10.5
Ⅱ 固定資産				
1. 有形固定資産 * 1				
建物	18,431,800		21,108,028	
減価償却累計額	1,130,221	17,301,579	1,468,508	19,639,520
信託建物	72,363,796		79,049,528	
減価償却累計額	9,997,648	62,366,147	10,935,225	68,114,302
構築物	4,714		5,260	
減価償却累計額	990	3,724	1,256	4,003
信託構築物	70,743		74,774	
減価償却累計額	10,430	60,312	12,984	61,789
機械及び装置	151,968		271,023	
減価償却累計額	49,617	102,350	65,948	205,075
信託機械及び装置	1,358,449		1,346,426	
減価償却累計額	543,998	814,450	584,914	761,512
工具器具備品	13,859		14,860	
減価償却累計額	2,593	11,266	3,677	11,182
信託工具器具備品	65,022		70,901	
減価償却累計額	13,712	51,310	17,906	52,995
土地		28,581,792		34,551,599
信託土地		108,824,129		117,128,148
建設仮勘定		6,428		783,596
信託建設仮勘定		—		8,962
有形固定資産合計		218,123,491		241,322,687
2. 無形固定資産				
その他の無形固定資産		5,471		9,044
無形固定資産合計		5,471	0.0	9,044
0.0				
3. 投資その他の資産				
投資有価証券		1,558,460		1,558,460
差入敷金保証金		10,100		10,100
その他の投資その他の資産		250		250
投資その他の資産合計		1,568,810	0.6	1,568,810
0.6				
固定資産合計		219,697,773	89.8	242,900,542
89.5				
Ⅲ 繰延資産				
投資法人債発行費		60,555		42,439
繰延資産合計		60,555	0.0	42,439
0.0				
資産合計		244,691,958	100.0	271,398,827
100.0				

区分	第10期 (平成18年12月31日現在)		第11期 (平成19年6月30日現在)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
負債の部				
I 流動負債				
営業未払金	923,005		998,128	
短期借入金	19,500,000		3,500,000	
一年以内返済予定長期借入金	7,500,000		4,783,000	
一年以内償還予定投資法人債	—		10,000,000	
未払金	473,515		566,524	
未払費用	184,597		173,958	
未払法人税等	609		663	
未払消費税等	145,485		—	
前受金	1,014,037		1,044,124	
流動負債合計	29,741,250	12.1	21,066,400	7.7
II 固定負債				
投資法人債	46,500,000		36,500,000	
長期借入金	35,966,000		38,183,000	
預り敷金保証金	3,098,556		3,613,756	
信託預り敷金保証金	10,311,883		10,937,479	
固定負債合計	95,876,439	39.2	89,234,236	32.9
負債合計	125,617,689	51.3	110,300,636	40.6
純資産の部				
I 投資主資本				
1. 出資総額	115,431,503	47.2	156,725,438	57.8
2. 剰余金				
当期未処分利益	3,642,765		4,372,752	
剰余金合計	3,642,765	1.5	4,372,752	1.6
投資主資本合計	119,074,268	48.7	161,098,190	59.4
純資産合計	119,074,268	48.7	161,098,190	59.4
負債・純資産合計	244,691,958	100.0	271,398,827	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日			第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日		
	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
1. 営業収益						
不動産賃貸事業収益	*1	9,056,584		9,496,106		
不動産等売却益	*2	—		530,194		
受取配当金		31,591	9,088,175	30,309	10,056,610	100.0
2. 営業費用						
不動産賃貸事業費用	*1	4,151,317		4,315,000		
資産運用報酬		356,054		391,824		
一般事務・資産保管委託報酬		63,682		81,919		
役員報酬		5,700		5,700		
信託報酬		51,987		55,549		
その他営業費用		85,674	4,714,416	98,429	4,948,423	49.2
営業利益金額			4,373,758		5,108,186	50.8
3. 営業外収益						
受取利息		1,135		7,075		
管理組合費精算金収入		—		83,233		
その他営業外収益		3,245	4,380	3,762	94,071	0.9
4. 営業外費用						
支払利息		378,907		361,542		
融資手数料		18,507		16,405		
投資法人債利息		289,135		343,584		
投資法人債発行費償却		42,221		18,116		
投資口交付費		—		83,009		
その他営業外費用		5,879	734,652	5,811	828,469	8.2
経常利益金額			3,643,487		4,373,788	43.5
税引前当期純利益金額			3,643,487		4,373,788	43.5
法人税、住民税及び事業税		643		1,068		
法人税等調整額		275	918	43	1,112	0.0
当期純利益金額			3,642,568		4,372,676	43.5
前期繰越利益			197		75	
当期末処分利益			3,642,765		4,372,752	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

科目	第10期		第11期	
	自 至	平成18年7月1日 平成18年12月31日	自 至	平成19年1月1日 平成19年6月30日
	金額 (千円)		金額 (千円)	
投資主資本				
出資総額	前期末残高	115,431,503	115,431,503	
	当期変動額	—	41,293,935	
	当期末残高	115,431,503	156,725,438	
剰余金				
	前期末残高	3,449,967	3,642,765	
	当期変動額	△3,449,770	△3,642,690	
	当期純利益金額	3,642,568	4,372,676	
	当期末残高	3,642,765	4,372,752	
剰余金合計				
	前期末残高	3,449,967	3,642,765	
	当期変動額	192,798	729,986	
	当期末残高	3,642,765	4,372,752	
投資主資本合計				
	前期末残高	118,881,470	119,074,268	
	当期変動額	192,798	42,023,921	
	当期末残高	119,074,268	161,098,190	
純資産合計				
	前期末残高	118,881,470	119,074,268	
	当期変動額	192,798	42,023,921	
	当期末残高	119,074,268	161,098,190	

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

科目	第10期	第11期
	自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
I. 当期末処分利益	3,642,765,352円	4,372,752,021円
II. 分配金	3,642,690,000円	4,372,500,000円
(投資口1口当たり分配金の額)	(6,873円)	(6,996円)
III. 次期繰越利益	75,352円	252,021円
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第28条(2)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、且つ、租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数530,000口の整数倍数の最大値となる3,642,690,000円を利益分配金として分配することと致しました。なお、本投資法人規約第28条(4)に定める利益を超えた金銭の分配は行ないません。</p>	<p>本投資法人の規約第28条(2)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、且つ、租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口の総口数625,000口の整数倍数の最大値となる4,372,500,000円を利益分配金として分配することと致しました。なお、本投資法人規約第28条(4)に定める利益を超えた金銭の分配は行ないません。</p>

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

科目	第10期	第11期
	自 平成18年 7 月 1 日 至 平成18年12月31日	自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日
	金額 (千円)	金額 (千円)
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益金額	3,643,487	4,373,788
減価償却費	1,580,353	1,682,549
投資法人債発行費償却	42,221	18,116
受取利息	△ 1,135	△ 7,075
支払利息	668,043	705,127
営業未収入金の増加・減少額	22,636	△ 84,051
未収消費税等の増加・減少額	—	△ 120,563
前払費用の増加・減少額	△ 40,629	41,736
営業未払金の増加・減少額	△ 50,749	114,413
未払金の増加・減少額	26,577	30,686
未払消費税等の増加・減少額	△ 2,494	△ 145,485
前受金の増加・減少額	67,650	30,087
信託有形固定資産の減少額	—	5,145,005
その他	△ 8,633	△ 7,499
小 計	5,947,328	11,776,835
利息の受取額	1,135	7,075
利息の支払額	△ 652,899	△ 715,765
法人税等の支払額	△ 2,588	△ 1,573
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,292,976	11,066,571
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 7,578,563	△ 9,654,748
信託有形固定資産の取得による支出	△ 6,393,190	△ 20,410,726
預り敷金保証金の支出	△ 29,734	△ 16,648
預り敷金保証金の収入	420,911	585,426
信託預り敷金保証金の支出	△ 125,521	△ 497,112
信託預り敷金保証金の収入	476,231	1,131,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,229,867	△ 28,862,600
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入	24,500,000	3,500,000
短期借入金の返済による支出	△ 19,000,000	△ 19,500,000
長期借入金の借入による収入	17,000,000	7,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 15,000,000	△ 7,500,000
投資法人債の発行による収入	4,500,000	—
投資法人債発行費の支出	△ 43,628	—
投資口の発行による収入	—	41,293,935
分配金の支払金額	△ 3,447,579	△ 3,641,218
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,508,792	21,152,716
4. 現金及び現金同等物の増加・減少額	571,900	3,356,686
5. 現金及び現金同等物の期首残高	24,078,828	24,650,729
6. 現金及び現金同等物の期末残高 * 1	24,650,729	28,007,415

[重要な会計方針]

項目	第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	有価証券 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 構築物 10～20年 機械及び装置 3～17年 工具器具備品 5～15年 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に基づき、3年間で償却する方法を採用しております。 ②無形固定資産 定額法を採用しております。	①有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～65年 構築物 10～35年 機械及び装置 3～17年 工具器具備品 5～15年 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法に基づき、3年間で償却する方法を採用しております。 ②無形固定資産 同 左
3. 繰延資産の処理方法	投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しております。なお、第9期以前に貸借対照表に計上されていた投資法人債発行費は3年間で均等額を償却しております。	①投資法人債発行費 同 左 ②投資口交付費 支出時に全額費用処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を不動産賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は18,070千円であります。	固定資産税等の処理方法 保有する不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を不動産賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は66,265千円であります。

項目	第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
5. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は以下のものを対象としております。</p> <p>(1) 手許現金及び信託現金</p> <p>(2) 随時引き出し可能な預金及び信託預金</p> <p>(3) 容易に換金が可能であり、かつ価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資</p>	同 左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記しております。</p> <p>a 信託現金及び信託預金</p> <p>b 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具備品、信託土地、信託建設仮勘定</p> <p>c 信託預り敷金保証金</p> <p>②消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>①不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針</p> <p>同 左</p> <p>②消費税等の処理方法</p> <p>同 左</p>

[会計方針の変更]

<p style="text-align: center;">第10期</p> <p style="text-align: center;">自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第11期</p> <p style="text-align: center;">自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日</p>
<p>繰延資産の処理方法</p> <p>当期より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)が適用されることになったことに伴い、投資法人債発行費については、償還期間にわたり定額法により償却する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、投資法人債発行費は7,163千円増加し、投資法人債発行費償却は同額減少するとともに、経常利益金額及び税引前当期純利益金額は同額増加しております。なお、第9期以前に貸借対照表に計上されていた投資法人債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、3年間で均等額を償却しております。</p>	<p>—</p>

[注記事項]

(貸借対照表関係)

項目	第10期 (平成18年12月31日現在)	第11期 (平成19年6月30日現在)																																								
<p>* 1. 担保に供している資産及び担保を付している債務</p>	<p>担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>信託預金</td><td>2,786,491千円</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>10,274,951千円</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td>5,382千円</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td>82,638千円</td></tr> <tr><td>信託工具器具備品</td><td>7,811千円</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>11,024,226千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24,181,501千円</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>長期借入金</td><td>13,966,000千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,966,000千円</td></tr> </table>	信託預金	2,786,491千円	信託建物	10,274,951千円	信託構築物	5,382千円	信託機械及び装置	82,638千円	信託工具器具備品	7,811千円	信託土地	11,024,226千円	合計	24,181,501千円	長期借入金	13,966,000千円	合計	13,966,000千円	<p>担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>信託預金</td><td>2,821,035千円</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>10,089,294千円</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td>7,306千円</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td>79,742千円</td></tr> <tr><td>信託工具器具備品</td><td>7,302千円</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>11,024,226千円</td></tr> <tr><td>信託建設仮勘定</td><td>1,979千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24,030,887千円</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr><td>一年以内返済予定</td><td>4,783,000千円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>9,183,000千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,966,000千円</td></tr> </table>	信託預金	2,821,035千円	信託建物	10,089,294千円	信託構築物	7,306千円	信託機械及び装置	79,742千円	信託工具器具備品	7,302千円	信託土地	11,024,226千円	信託建設仮勘定	1,979千円	合計	24,030,887千円	一年以内返済予定	4,783,000千円	長期借入金	9,183,000千円	合計	13,966,000千円
信託預金	2,786,491千円																																									
信託建物	10,274,951千円																																									
信託構築物	5,382千円																																									
信託機械及び装置	82,638千円																																									
信託工具器具備品	7,811千円																																									
信託土地	11,024,226千円																																									
合計	24,181,501千円																																									
長期借入金	13,966,000千円																																									
合計	13,966,000千円																																									
信託預金	2,821,035千円																																									
信託建物	10,089,294千円																																									
信託構築物	7,306千円																																									
信託機械及び装置	79,742千円																																									
信託工具器具備品	7,302千円																																									
信託土地	11,024,226千円																																									
信託建設仮勘定	1,979千円																																									
合計	24,030,887千円																																									
一年以内返済予定	4,783,000千円																																									
長期借入金	9,183,000千円																																									
合計	13,966,000千円																																									
<p>2. コミットメントラインに係る借入未使用枠残高等</p>	<p>本投資法人は、リファイナンスリスクを軽減し、財務の安定性を高めることを主たる目的として、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr><td>契約締結日</td><td>平成18年12月1日</td></tr> <tr><td>借入極度額</td><td>20,000,000千円</td></tr> <tr><td>当期末借入残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>当期末未使用残高</td><td>20,000,000千円</td></tr> </table>	契約締結日	平成18年12月1日	借入極度額	20,000,000千円	当期末借入残高	—	当期末未使用残高	20,000,000千円	<p>本投資法人は、リファイナンスリスクを軽減し、財務の安定性を高めることを主たる目的として、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr><td>契約締結日</td><td>平成18年12月1日</td></tr> <tr><td>借入極度額</td><td>20,000,000千円</td></tr> <tr><td>当期末借入残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>当期末未使用残高</td><td>20,000,000千円</td></tr> </table>	契約締結日	平成18年12月1日	借入極度額	20,000,000千円	当期末借入残高	—	当期末未使用残高	20,000,000千円																								
契約締結日	平成18年12月1日																																									
借入極度額	20,000,000千円																																									
当期末借入残高	—																																									
当期末未使用残高	20,000,000千円																																									
契約締結日	平成18年12月1日																																									
借入極度額	20,000,000千円																																									
当期末借入残高	—																																									
当期末未使用残高	20,000,000千円																																									
<p>* 3. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額</p>	<p>50,000千円</p>	<p>50,000千円</p>																																								

(損益計算書関係)

項目	第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日		第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日	
	*1. 不動産賃貸事業損益の内訳	A. 不動産賃貸事業収益 (単位：千円)		A. 不動産賃貸事業収益 (単位：千円)
	賃貸事業収入		賃貸事業収入	
	賃料	6,790,723	賃料	7,220,398
	共益費	1,416,714	共益費	1,465,845
	駐車場収入	211,283	駐車場収入	212,461
	広告物掲出料	13,811	広告物掲出料	14,706
	アンテナ使用料	9,622	アンテナ使用料	10,524
	その他賃貸収入	13,564	その他賃貸収入	18,608
		8,455,719		8,942,546
	その他賃貸事業収入		その他賃貸事業収入	
	附加使用料	562,219	附加使用料	513,473
	時間貸駐車料	9,256	時間貸駐車料	8,192
	解約違約金等	7,684	解約違約金等	2,494
	原状回復費相当額	5,752	原状回復費相当額	15,556
	収入		収入	
	その他雑収入	15,951	その他雑収入	13,842
		600,864		553,560
	不動産賃貸事業収益合計	9,056,584	不動産賃貸事業収益合計	9,496,106
	B. 不動産賃貸事業費用		B. 不動産賃貸事業費用	
	賃貸事業費用		賃貸事業費用	
	外注委託費	467,098	外注委託費	462,224
	水道光熱費	590,974	水道光熱費	542,112
	公租公課	744,413	公租公課	784,013
	保険料	34,273	保険料	32,766
	修繕工事費	146,760	修繕工事費	189,115
	管理委託料	171,281	管理委託料	200,930
	管理組合費	367,305	管理組合費	381,715
	減価償却費	1,579,944	減価償却費	1,682,072
	その他賃貸事業費用	49,264	その他賃貸事業費用	40,049
	不動産賃貸事業費用合計	4,151,317	不動産賃貸事業費用合計	4,315,000
	C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	4,905,266	C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	5,181,106
*2. 不動産等売却益の内訳	—		不動産等売却益 (単位：千円)	
			不動産等売却収入	5,800,000
			不動産等売却原価	5,145,005
			その他売却費用	124,800
			不動産等売却益	530,194

(投資主資本等変動計算書関係)

項目	第10期	第11期
	自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
発行済投資口の総口数	530,000口	625,000口

(キャッシュ・フロー計算書関係)

科目	第10期	第11期
	自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
* 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	(平成18年12月31日現在) 現金及び預金 10,653,563千円 信託現金及び信託預金 13,997,165千円 現金及び現金同等物 24,650,729千円	(平成19年6月30日現在) 現金及び預金 13,189,044千円 信託現金及び信託預金 14,818,371千円 現金及び現金同等物 28,007,415千円

(リース取引関係)

項目	第10期	第11期
	自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
オペレーティング・リース取引	(貸主側) 未経過リース料 一年内 3,975,222千円 一年超 24,304,741千円 合計 28,279,964千円	(貸主側) 未経過リース料 一年内 5,258,980千円 一年超 34,937,228千円 合計 40,196,209千円

(有価証券関係)

第10期	第11期								
自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日								
時価評価されていない有価証券	時価評価されていない有価証券								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先出資証券</td> <td>1,558,460千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	優先出資証券	1,558,460千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優先出資証券</td> <td>1,558,460千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	優先出資証券	1,558,460千円
区分	貸借対照表計上額								
優先出資証券	1,558,460千円								
区分	貸借対照表計上額								
優先出資証券	1,558,460千円								
(注) 特定目的会社の優先出資証券は、特定目的会社の投資する不動産等の価値や当該不動産等に係る収益の変化による価値の変動リスクがあります。									

(デリバティブ取引関係)

第10期	第11期
自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
本投資法人には、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。	同 左

(税効果会計関係)

項目	第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(繰延税金資産) 法人事業税損金不算入額 1千円 一括償却資産損金不算入額 190千円 繰延税金資産計 192千円 繰延税金資産の純額 192千円	(繰延税金資産) 法人事業税損金不算入額 23千円 一括償却資産損金不算入額 116千円 その他 9千円 繰延税金資産計 149千円 繰延税金資産の純額 149千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	法定実効税率 39.39% (調整) 支払分配金の損金算入額 △ 39.38% その他 0.02% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.03%	法定実効税率 39.39% (調整) 支払分配金の損金算入額 △39.38% その他 0.02% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.03%

(持分法損益等)

第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
本投資法人には関連会社は一切存在せず、該当事項はありません。	同 左

(関連当事者との取引)

第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。	親会社及び法人主要投資主等 同 左
役員及び個人主要投資主等 該当事項はありません。	役員及び個人主要投資主等 同 左
子会社等 該当事項はありません。	子会社等 同 左
兄弟会社等 該当事項はありません。	兄弟会社等 同 左

(1口当たり情報)

第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
1口当たり純資産額 224,668円 1口当たり当期純利益金額 6,872円	1口当たり純資産額 257,757円 1口当たり当期純利益金額 7,223円
1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しております。 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口が存在しないため記載しておりません。	同 左

(注) 1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
当期純利益金額 (千円)	3,642,568	4,372,676
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	3,642,568	4,372,676
期中平均投資口数 (口)	530,000	605,303

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">第10期 自 平成18年 7 月 1 日 至 平成18年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第11期 自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月 30 日</p>
<p>新投資口の発行について</p> <p>平成19年1月17日及び平成19年1月29日開催の役員会において、以下の通り新投資口の発行を決議し、下記条件にて平成19年2月6日及び平成19年3月7日に払込が完了しました。この結果、平成19年3月7日付で出資総額は156,725,438,600円、発行済投資口の総口数は625,000口となっています。</p> <p><公募による新投資口の発行></p> <p>発行新投資口数：90,000口 発行価格(募集価格)：1口当たり449,820円 発行価格の総額：40,483,800,000円 発行価額(引受価額)：1口当たり434,673円 発行価額の総額：39,120,570,000円 払込期日：平成19年2月6日 投資証券交付日：平成19年2月7日 分配金起算日：平成19年1月1日</p> <p><第三者割当による新投資口の発行(グリーンシュエーション行使に伴う第三者割当)></p> <p>発行新投資口数：5,000口 発行価額：1口当たり434,673円 発行価額の総額：2,173,365,000円 割当先：みずほ証券株式会社 払込期日：平成19年3月7日 投資証券交付日：平成19年3月8日 分配金起算日：平成19年1月1日</p>	<p>投資法人債の発行について</p> <p>平成18年12月20日に開催した役員会における投資法人債の発行に係る包括決議に基づき、平成19年7月11日に以下の通り決定し、平成19年7月23日に払込が完了しました。</p> <p>(1) 第8回無担保投資法人債 投資法人債の名称：日本プライムリアルティ投資法人第8回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付) 投資法人債の総額：金90億円 発行価額：額面100円につき金100円 利率：年1.85% 申込期間：平成19年7月11日 払込期日：平成19年7月23日 担保：無担保・無保証 償還方法・償還期限：元金は平成24年7月23日にその総額を償還。買入消却は払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでも可能。 資金使途：借入金の返済資金</p> <p>(2) 第9回無担保投資法人債 投資法人債の名称：日本プライムリアルティ投資法人第9回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付) 投資法人債の総額：金60億円 発行価額：額面100円につき金100円 利率：年2.10% 申込期間：平成19年7月11日 払込期日：平成19年7月23日 担保：無担保・無保証 償還方法・償還期限：元金は平成26年7月23日にその総額を償還。買入消却は払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでも可能。 資金使途：借入金の返済資金</p>

(追加情報)

第10期 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	第11期 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日
<p>資産の譲渡について</p> <p>平成18年7月26日付にて、規約に定める資産運用の投資態度に基づき、ツルミフーガ1及びJPR高松ビルの資産の譲渡を決定しておりましたが、平成18年12月21日付にて、以下の通り、譲渡先との合意に基づき、引渡日を平成19年1月11日から平成19年4月11日に変更することとしました。なお、譲渡価格については、固定資産税及び都市計画税相当額の精算分並びに消費税等を除いております。また、譲渡先の名称については、譲渡先の意向により開示いたしません。</p> <p><ツルミフーガ1 / JPR高松ビル></p> <p>①資産の種類：不動産を信託財産とする信託受益権 ②譲渡価格：5,800百万円 ③契約日：平成18年7月26日 ④引渡日：平成19年4月11日 ⑤損益に及ぼす影響：第11期（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）において、営業収益として不動産等売却益約539百万円を計上する予定です。</p>	—

(6) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (千円)	帳簿価額 (千円)	未収利息	前払経過 利子	評価額 (千円)	評価損益 (千円)	備考
優先出資証券	川崎ダイス 特定目的会社	—	1,558,460	—	—	1,558,460	—	(注1) (注2)
合 計		—	1,558,460	—	—	1,558,460	—	

(注1) 当該優先出資証券の評価額については、取得原価を記載しています。

(注2) 本投資法人は、川崎ダイス特定目的会社が発行する優先出資証券の総口数84,900口のうち8,490口を取得しています。(優先出資持分10.0%)

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類	前期末 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	減価償却累計額 又は償却 累計額		差引当期末 残高 (千円)	摘要
					(千円)	(千円)		
流動資産	—	—	—	—	—	—	—	
有形固定資産 (不動産)								
建物	18,431,800	2,676,228	—	21,108,028	1,468,508	338,287	19,639,520	
構築物	4,714	545	—	5,260	1,256	266	4,003	
機械及び装置	151,968	119,055	—	271,023	65,948	16,330	205,075	
工具器具備品	13,859	1,000	—	14,860	3,677	1,084	11,182	
土地	28,581,792	5,969,806	—	34,551,599	—	—	34,551,599	物件の取得
建設仮勘定	6,428	816,118	38,950	783,596	—	—	783,596	
小計	47,190,563	9,582,754	38,950	56,734,367	1,539,390	355,968	55,194,976	
(信託受益権)								
信託建物	72,363,796	8,903,634	2,217,902	79,049,528	10,935,225	1,269,040	68,114,302	物件の取得
信託構築物	70,743	5,441	1,410	74,774	12,984	2,766	61,789	
信託機械及び装置	1,358,449	23,744	35,767	1,346,426	584,914	49,300	761,512	
信託工具器具備品	65,022	9,371	3,492	70,901	17,906	4,907	52,995	
信託土地	108,824,129	11,531,227	3,227,208	117,128,148	—	—	117,128,148	物件の 取得・売却
信託建設仮勘定	—	147,886	138,924	8,962	—	—	8,962	
小計	182,682,141	20,621,305	5,624,705	197,678,741	11,551,030	1,326,014	186,127,710	
合計	229,872,704	30,204,059	5,663,656	254,413,108	13,090,421	1,681,982	241,322,687	
無形固定資産								
その他の無形固定資産	7,667	4,140	—	11,807	2,763	567	9,044	
合計	7,667	4,140	—	11,807	2,763	567	9,044	

(注1) 「当期増加額」は、物件の取得及び工事等によるものです。

(注2) 「当期減少額」のうち、建設仮勘定及び信託建設仮勘定は工事の完成による本勘定への振替によるものであり、その他につきましては物件の売却によるものです。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	償還期限	使途	担保
第1回無担保投資 法人債(注1)	平成16年 2月12日	10,000	—	10,000	0.84%	平成20年 2月12日	物件取得 及び 借入金の 返済	無担保
第2回無担保投資 法人債(注1)	平成16年 2月12日	7,000	—	7,000	1.38%	平成22年 2月12日		
第3回無担保投資 法人債(注1)	平成16年 2月12日	5,000	—	5,000	2.32%	平成26年 2月12日		
第4回無担保投資 法人債(注2)	平成16年 11月4日	10,000	—	10,000	0.92%	平成21年 11月4日		
第5回無担保投資 法人債(注2)	平成16年 11月4日	5,000	—	5,000	1.44%	平成23年 11月4日		
第6回無担保投資 法人債(注2)	平成16年 11月4日	5,000	—	5,000	2.00%	平成26年 11月4日		
第7回無担保投資 法人債(注3)	平成18年 12月14日	4,500	—	4,500	2.90%	平成38年 12月14日	借入金の 返済	
合計	—	46,500	—	46,500	—	—	—	—

(注1) 投資法人債間限定同順位特約付、少人数私募及び適格機関投資家転売制限付です。

(注2) 投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定です。

(注3) 特定投資法人債間限定同順位特約付です。

(注4) 投資法人債の貸借対照表日後5年以内における償還予定額は以下の通りです。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
投資法人債	10,000	—	17,000	—	5,000

⑥ 借入金明細表

借入先	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (注2)(注3)	返済期限	使途	摘要
短期借入金 (注3)								
株式会社 新生銀行 (注5)	3,000	—	3,000	—	0.687%	平成19年3月16日	(注4)	無担保・ 無保証・ 非劣後
株式会社みずほ コーポレート 銀行(注5)	3,500	—	3,500	—	0.737%	平成19年7月5日		
株式会社みずほ コーポレート 銀行(注5)	8,000	—	8,000	—	0.720%	平成19年3月16日		
株式会社みずほ コーポレート 銀行	—	2,500	—	2,500	0.907%	平成19年7月5日		
株式会社りそな 銀行(注5)	3,000	—	3,000	—	0.737%	平成19年7月5日		
株式会社りそな 銀行	—	1,000	—	1,000	0.907%	平成19年7月5日		
株式会社三井住 友銀行(注5)	2,000	—	2,000	—	0.720%	平成19年3月16日		
合計	19,500	3,500	19,500	3,500	—	—		

借入先	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (注2)(注3)	返済期限	使途	摘要
一年以内返済予定長期借入金								
(注3)								
株式会社損害 保険ジャパン	1,000	—	1,000	—	0.873%	平成19年3月23日		(注4) 無担保・ 無保証・ 非劣後
日本生命保険 相互会社	2,000	—	2,000	—	0.493%	平成19年4月13日		
株式会社 福岡銀行	2,000	—	2,000	—	0.478%	平成19年4月11日		
株式会社 中国銀行	1,500	—	1,500	—	0.478%	平成19年4月11日		
株式会社 伊予銀行	1,000	—	1,000	—	0.478%	平成19年4月11日		
明治安田生命 保険相互会社 (注5)	—	4,783	—	4,783	1.700%	平成20年12月26日		担保付・ 無保証・ 非劣後
合計	7,500	4,783	7,500	4,783	—	—	—	—

借入先	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (注2)(注3)	返済期限	使途	摘要
長期借入金 (注1) (注3)								
全国共済 農業協同組合 連合会	5,000	—	—	5,000	1.453%	平成24年11月27日		
三菱UFJ 信託銀行 株式会社	6,000	—	—	6,000	1.734%	平成23年8月29日		
株式会社 新生銀行	3,000	—	—	3,000	1.356%	平成22年9月24日		
株式会社 福岡銀行	1,000	—	—	1,000	1.356%	平成22年9月24日		
株式会社 福岡銀行	—	2,000	—	2,000	1.676%	平成24年4月11日		
株式会社 中国銀行	1,000	—	—	1,000	1.356%	平成22年9月24日		
株式会社 中国銀行	—	2,000	—	2,000	1.676%	平成24年4月11日		無担保・ 無保証・ 非劣後
株式会社 八十二銀行	1,000	—	—	1,000	1.356%	平成22年9月24日	(注4)	
株式会社 八十二銀行	1,000	—	—	1,000	1.642%	平成24年4月11日		
太陽生命保険 株式会社	1,000	—	—	1,000	1.858%	平成25年12月27日		
大同生命保険 株式会社	1,000	—	—	1,000	1.858%	平成25年12月27日		
住友生命保険 相互会社	2,000	—	—	2,000	1.858%	平成25年12月27日		
株式会社損害 保険ジャパン	—	2,000	—	2,000	1.676%	平成24年4月11日		
株式会社伊予 銀行	—	1,000	—	1,000	1.676%	平成24年4月11日		
明治安田生命 保険相互会社	4,783	—	4,783	—	1.700%	平成20年12月26日		
明治安田生命 保険相互会社	4,783	—	—	4,783	2.050%	平成23年6月21日		担保付・ 無保証・ 非劣後
明治安田生命 保険相互会社	4,400	—	—	4,400	1.750%	平成25年3月28日		
合計	35,966	7,000	4,783	38,183	—	—	—	—

(注1) 長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における返済予定額は以下の通りです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	—	—	10,783	14,000

(注2) 平均利率は期中の加重平均を記載しており、小数第4位以下を四捨五入しています。

なお、上記借入先に支払われた融資関連手数料は含まれません。

(注3) 短期借入金は変動金利による借入れです。長期借入金は固定金利による借入れです。

(注4) 資金使途は、不動産又は不動産信託受益権の購入資金（付帯費用を含みます。）及び借入金の返済資金等です。

(注5) 平成18年7月5日に株式会社新生銀行から借入れた短期借入金30億円、平成18年9月27日に株式会社みずほコーポレート銀行から借入れた短期借入金35億円及び株式会社りそな銀行から借入れた短期借入金30億円、並びに平成18年12月26日に株式会社みずほコーポレート銀行から借入れた短期借入金80億円及び株式会社三井住友銀行から借入れた短期借入金20億円は、平成19年2月16日に期限前返済しています。

また、平成13年12月27日に明治安田生命保険相互会社から借入れた長期借入金47.83億円は、平成19年7月27日に期限前返済しています。

2【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成19年6月30日現在)

I 資産総額 (千円)	271,398,827
II 負債総額 (千円)	110,300,636
III 純資産総額 (I - II) (千円)	161,098,190
IV 発行済数量 (口)	625,000
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (円)	257,757

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数（口）	発行済口数（口）
第6期計算期間 自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日	該当なし		
第7期計算期間 自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日	平成17年2月2日	95,000	525,000
	平成17年3月2日	5,000	530,000
第8期計算期間 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日	該当なし		
第9期計算期間 自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日	該当なし		
第10期計算期間 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	該当なし		
第11期計算期間 自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日	平成19年2月6日	90,000	620,000
	平成19年3月7日	5,000	625,000

(注) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

第11期計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に以下の書類を関東財務局長に提出しました。

平成19年1月17日	有価証券届出書（公募）
平成19年1月17日	有価証券届出書（第三者割当）
平成19年1月26日	有価証券届出書の訂正届出書（公募）
平成19年1月26日	有価証券届出書の訂正届出書（第三者割当）
平成19年1月29日	有価証券届出書の訂正届出書（公募）
平成19年1月29日	有価証券届出書の訂正届出書（第三者割当）
平成19年3月26日	有価証券報告書 （第10期：計算期間 自平成18年7月1日 至平成18年12月31日）
平成19年3月26日	訂正発行登録書
平成19年7月9日	有価証券報告書（第7期：自平成17年1月1日 至平成17年6月30日）の訂正報告書
平成19年7月9日	有価証券報告書（第8期：自平成17年7月1日 至平成17年12月31日）の訂正報告書
平成19年7月9日	有価証券報告書（第9期：自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）の訂正報告書
平成19年7月9日	有価証券報告書（第10期：自平成18年7月1日 至平成18年12月31日）の訂正報告書
平成19年7月9日	訂正発行登録書
平成19年7月11日	発行登録追補書類

独立監査人の監査報告書

平成19年9月20日

日本プライムリアルティ投資法人

役員会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 原田 昌平 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 牧野 明弘 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている日本プライムリアルティ投資法人の平成19年1月1日から平成19年6月30日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プライムリアルティ投資法人の平成19年6月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第11期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年3月19日

日本プライムリアルティ投資法人

役員会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 牧野明弘 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている日本プライムリアルティ投資法人の平成18年7月1日から平成18年12月31日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プライムリアルティ投資法人の平成18年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第10期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。